

令和7年度

事務事業概要



トイレトラック（防災課）



しあわせ多彩区
Shinagawa City

品川区 防災まちづくり部

目 次

防災まちづくり部組織図	1
防災まちづくり部の概要	2
事務分掌	5
他課との連携事業一覧	10
地 域 交 通 政 策 課	
1. 交通安全対策事業	14
1 品川区交通安全計画の作成と各種会議の運営	14
2 交通安全の啓発等	15
3 違法駐車防止対策	16
4 交通安全協会補助	16
5 路外駐車場に関する諸届の受理	16
6 区民交通傷害保険	16
2. 放置自転車対策事業	17
1 自転車等駐車場の整備	17
2 自転車等の放置防止対策	18
3 リサイクル事業	19
3. 公共交通の整備促進	20
1 鉄道網の現況	20
2 バス路線網の現況	20
3 地域公共交通機能の充実整備	21
4 コミュニティバスの運行	22
5 グリーンスローモビリティの実証運行	23
6 A I オンデマンド交通の実証運行	23
7 シェアサイクル事業	24
4. やさしいまちづくり推進事業	25
1 移動のバリアフリー化	25
土 木 管 理 課	
1. 道路等の管理	27
1 道路等の現況と管理	27
2 公園等の現況と管理	31
3 窓口業務	32
2. 区道等の監察・屋外広告物取締り	33
1 区道等の監察	33
2 屋外広告物取締り	33
3. 道路等境界確定・地籍調査	34
1 道路・公園等公有地管理	34
2 地籍調査事業	35
3 公共基準点整備事業	36
4. 道路占用等の事務・掘削調整	37
1 道路占用等の許可・指導監督	37
2 道路工事調整協議会	38

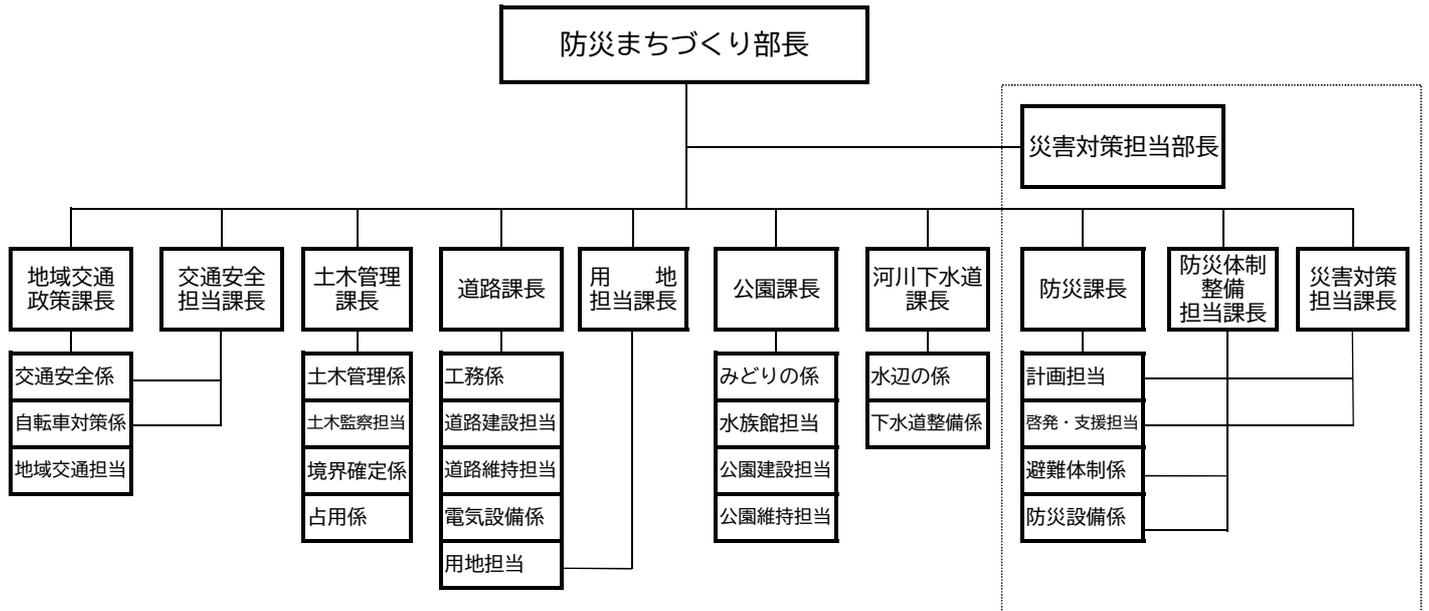
3	屋外広告物の許可	38
4	道路工事の施行承認・指導監督	39
5	沿道掘削工事の審査・指導監督	39
6	道路管理システムによる効率的な業務推進	40
道 路 課		
1.	道路等の維持管理	41
1	道路維持管理	41
2	交通安全施設の整備	42
3	電気設備等の設置管理	44
2.	道路改良事業	45
1	路面等改良事業	45
3.	道路整備事業	48
1	都市計画道路事業	48
2	無電柱化推進事業	49
4.	橋梁等の維持管理	50
1	橋梁等の維持管理	50
5.	橋梁改修事業	51
1	橋梁改修事業	51
6.	用地取得	52
1	用地取得	52
公 園 課		
1.	水とみどりの基本計画・行動計画	53
1	計画の目標と基本方針	53
2.	緑化の推進（みどり豊かなまちづくり）	54
1	グリーンインフラの推進	54
2	区民のみどりづくり支援	54
3.	公園・児童遊園整備事業	60
1	みんなに愛される公園づくり	60
2	立会川・勝島地区まちづくり	61
3	Park-PFI の導入	62
4.	公園・児童遊園の維持管理	63
1	公園・児童遊園の維持管理	63
5.	公衆便所・公園便所の維持管理	64
1	公衆便所・公園便所の維持管理	64
6.	しながわ水族館	65
1	しながわ水族館運営支援	65
2	しながわ水族館リニューアル	65
河川下水道課		
1.	河川の管理	67
1	河川清掃等	67
2	目黒川・立会川水質改善	67
3	目黒川浚渫・障害物撤去等	69

2.	水辺の利活用	70
1	水辺利活用・舟運活性化	70
2	区有船着場の管理・運営	71
3	ヒカリの水辺プロジェクト	72
3.	治水対策	73
1	雨水流出抑制の指導	73
2	治水対策推進助成事業	74
3	関係機関との連携	76
4.	下水道施設建設	77
1	排水施設建設事業	77
2	下水道管改修事業	81
防 災 課		
1.	防災関連計画の整備	84
1	防災会議	84
2	防災関連計画	84
3	国民保護協議会	85
4	国民保護計画	85
5	国民保護に関する啓発	85
2.	防災関係組織の育成・支援	86
1	防災区民組織の育成	86
2	防災協議会の支援	87
3.	防災訓練の充実	88
1	総合防災訓練	88
2	区内一斉防災訓練	89
3	区職員・関係機関による訓練	90
4	三者連絡会議訓練	92
4.	区民・事業者等への防災教育の充実	92
1	しながわ防災体験館	92
2	しながわ防災学校	94
3	マンションにおける防災対策の強化	97
4	その他普及教育関連事業	98
5.	消防団支援	100
1	消防団支援	100
2	防火防災対策助成	100
6.	避難行動要支援者支援	100
1	品川区避難行動要支援者名簿	101
2	避難誘導ワークショップの実施支援	101
3	避難行動要支援者支援コース（しながわ防災学校）運営	101
7.	防災体制の整備	101
1	初動体制の整備	101
2	被災者生活再建支援システム	103
3	被災情報管理システム	103
8.	災害時における情報収集および発信	103
1	全国瞬時警報システム	103
2	防災情報配信	104

9. 初期消火体制強化・通電火災の抑制	105
1 感震ブレーカー補助	105
2 初期消火体制の強化	106
10. 避難者の生活環境の向上	107
1 避難者への対応	107
2 災害時応急物資確保	108
11. 避難所の設備等整備	113
1 避難看板整備	113
2 震災対策用応急給水施設	113
3 震災対策用井戸	113
12. 駅周辺帰宅困難者対策の推進	114
1 帰宅困難者対策の整備	114
2 一時滞在施設・帰宅困難者用備蓄物資の確保	115
13. 災害への対応	116
1 災害対策本部などの対応状況	116
2 弔慰金・見舞金の支給	116
14. 関係機関との連携	117
1 災害時協力協定	117
2 自衛官募集事務	118
15. 災害復旧特別会計	118

防災まちづくり部組織図

(令和7年4月1日現在)



課名	係名	合計人数	事務職	技術職	再任用	会計年度任用
地域交通政策課	交通安全係	11	9	1		1
	自転車対策係	5	3	1		1
	地域交通担当	5	1	3		1
	小計	21	13	5	0	3
土木管理課	土木管理係	11	2	5	1	3
	土木監察担当	3		2		1
	境界確定係	6	1	5		
	占用係	8	3	4		1
	小計	28	6	16	1	5
道路課	工務係	5	1	4		
	道路建設担当	6		6		
	道路維持担当	13		11	1	1
	電気設備係	4		4		
	用地担当	3	2	1		
	小計	31	3	26	1	1
公園課	みどりの係	8	1	4	1	2
	水族館担当	2	1	1		
	公園建設担当	5		5		
	公園維持担当	10		7	1	2
	小計	25	2	17	2	4
河川下水道課	水辺の係	7	1	5	1	
	下水道整備係	6		5		1
	小計	13	1	10	1	1
防災課	計画担当	12	11	1		
	啓発・支援担当	18	9			9
	避難体制係	7	6			1
	防災設備係	5	3			2
	小計	42	29	1		12
合計		160	54	75	5	26

※地域交通政策課交通安全係に防災まちづくり部長、災害対策担当部長、交通安全担当課長を含む

※防災課計画担当に防災体制整備担当課長、災害対策担当課長、内閣府派遣職員を含む

※用地担当課長は道路課長が兼務する。

※技術職=土木造園（土木）、土木造園（造園）、電気

防災まちづくり部の概要

令和6年1月に発生した能登半島地震では、上下水道が被害を受けたことによるトイレ不足や、道路の寸断による物資輸送の停滞、避難所の不衛生な生活環境による災害関連死の発生など、改めて様々な課題が浮き彫りになりました。これを受けて、区では令和6年度に23区で初めてトイレトラックを導入し、また、生活用品の備蓄の充実を図りました。今後も、スフィア基準やTKBBの視点を踏まえて避難者の生活衛生環境の改善を進めてまいります。

また、公助の整備に加えて、携帯トイレやエレベーター用防災チェアの配布により区民の自助意識の醸成を図り、更に、新たな担い手の育成や防災訓練・活動への支援により地域の助け合いとしての共助を強化することで、地域防災力の向上に努めてまいります。

まちづくりについては、令和7年1月に発生した八潮市の道路陥没事故は、改めてインフラの適切な維持管理が問われる契機となりました。区民生活を支える道路や橋、公園、河川などは、暮らしの基礎を支えるインフラとして重要な役割を担っています。今後も地域交通の利便性の向上や災害に強いまちづくり、バリアフリー化の推進、インフラの維持管理と更なる活用など、社会環境や区民意識の変化を取り入れた施策を、SDGsの視点も含めて積極的に進めてまいります。

1 地域交通政策の推進（地域交通政策課）

地域交通の充実を図るため、コミュニティバスの運営に加え、AIオンデマンド交通など、新しい交通モビリティの活用に関する取り組みを進めていきます。あわせて、シェアサイクルの推進や区内の交通接続の円滑化、バリアフリー化を交通事業者と連携して進めてまいります。



交通安全対策については、子どもから高齢者を対象とした交通安全教室、警察署と連携した各種キャンペーン活動の実施、春と秋の交通安全運動に伴うイベントなどを実施しています。また、自転車に関与する交通事故が多発していることから、交通の多い交差点などに自転車等安全利用指導員を配置して啓発活動を行っています。



また、自転車対策については、身近な移動手段として自転車の利用ニーズが高まっているなか、自転車等駐車環境の整備を行っています。あわせて、歩行者の通行機能や災害時等の緊急活動に支障をきたす放置自転車への対策として、駅周辺地域を放置禁止区域に指定し指導啓発・警告や撤去活動を実施しています。

2 まちづくりを基幹として支える（土木管理課）

区民の財産である道路・公園等を適正に管理するため、財産管理関係業務や各種許可業務を行っています。具体的には道路の認定や区域変更、公園設置手続き、道路台帳の調製と補正業務の他、上下水道や電気・通信等のインフラ事業者や建築事業者が道路・公園等を工事する際の許可や復旧等に対する指導を行っています。

また、道路・公園等を不法に占用している者への是正指導や都条例に基づく屋外広告物に関する事務を行っています。

さらに、財産管理の適正化と災害復旧の円滑化の観点から、道路等と接する土地との境界確定事務や地籍調査等を進めてまいります。

3 暮らしを守る安全で快適な道路（道路課）

道路整備については、区民が安心して通行できるように、維持管理やバリアフリー化、自転車通行空間の整備、街路灯のLED化を含めた建替え等を進めてまいります。

さらに、交通ネットワークの形成ならびに道路の防災性および安全性の向上を図るため、都市計画道路の整備、無電柱化の推進、橋梁の点検・修繕などを実施してまいります。加えて、日常管理においては、「しなみちレポート」を活用して、区民要望に迅速に対応をしてまいります。



4 みどり豊かな都市をつくる（公園課）

区内の「みどり」は、広い敷地の宅地が分割されるなど住宅地のみどりを増やすことは難しい状況ですが、「水とみどりの基本計画・行動計画」に基づき、みどりに関する区民満足度やみどり率の向上を図るとともに、みどりの多様な機能を活かしたグリーンインフラの整備に取り組むなど、区民とともにみどりづくりを進めてまいります。

貴重なみどりを次の世代に引き継いでいくため、区民自らが土やみどりに関わっていただけるボランティア制度やマイガーデン、子ども収穫体験教室の開催など、参加しやすい場や機会を提供し、品川のみどりを増やしていく取り組みを進めてまいります。

また、区内の重要なみどり空間である公園については、区民の様々なニーズに応えるため、多様な手法を用いて整備や管理を進めてまいります。公園の新設や改修を行う際は、子どもたちからのアイデアや地域の声を聴くなど、みんなに愛される公園づくりを念頭に、安全で明るく快適で利用しやすい施設として整備しています。

さらに、区民のみなさまから愛されている水族館をより魅力的な施設としていくため、リニューアルに向けた取り組みを進めてまいります。



5 豊かな都市生活を支える河川と下水道（河川下水道課）

区内には、運河や目黒川、立会川等の水辺空間は多く有するものの、区民が直接、水に親しめる空間は限られています。令和6年度に策定した「品川区水辺利活用推進計画」に基づき、水辺のさらなる魅力向上やにぎわいの創出のための取り組みを進めています。



また、河川清掃や下水道施設の整備等による河川や運河の水質改善を図るとともに、災害時に傷病者や緊急物資の輸送での利用、民間事業者による舟運事業や水辺のにぎわい創出に活用するため、区有船着場の管理・運営に取り組んでいます。

さらに、依然として時間50ミリを超えるような局地的集中豪雨等により、浸水被害が発生しております。区では総合的な治水対策として、雨水の貯留や浸透など雨水流出抑制事業を進めるとともに、東京都から下水道事業の一部を受託し、区自ら浸水対策等の下水道工事を実施することで、浸水被害の軽減を図っています。

6 災害に強いまちづくり（防災課）

平成26年度に防災の基本理念を示した「品川区災害対策基本条例」を施行しました。本条例では「自助」・「共助」および「公助」の理念に基づき、区民、防災区民組織および事業者が役割を果たし、総力を結集して「しながわの防災力の高度化」を図ることを目標にしています。



このため、情報伝達、初期消火、医療救護、避難所運営等の体制整備や様々な普及・啓発、防災訓練等の充実に取り組んでまいりました。

令和6年度は、令和6年能登半島地震で顕在化したさまざまな課題を捉え、自助・共助を促す観点から、断水時に必須となる携帯トイレを防災ハンドブックとともに全区民へ配布したほか、マンション防災の観点から、エレベーターの閉じ込め対策として希望する共同住宅に飲料水や食料、非常用トイレ等を備えたエレベーター用防災チェアの無償提供を行い、自助意識を醸成する事業を実施しました。また、断水時に水洗トイレとして利用できるトイレトラックを23区で初めて導入し、災害派遣トイレネットワークへ参画することで、全国の自治体との相互支援体制の構築を図ると共に、普段の備えの啓発としても活用してまいります。

令和7年度は、令和6年能登半島地震の検証結果やスフィア基準等を踏まえた国の避難生活支援に関する取り組み指針やガイドラインを基に、避難所の生活環境（TKBB）の改善を行ってまいります。また、地域防災活動における新たな担い手の育成として防災活動に参加の少なかった女性や若い世代を育成するとともに、区がハブとなり区内団体同士のつながりの構築を支援し、これまで以上の共助の強化を図ってまいります。

事務分掌

地域交通政策課

交通安全係

- 1 部の予算、決算および会計の総括に関する事。
- 2 部の人事に関する事。
- 3 部の事務事業の進行管理に関する事。
- 4 部内他課との連絡調整に関する事。
- 5 交通安全対策の企画、調整および調査に関する事。
- 6 交通安全の啓発に関する事。
- 7 交通安全対策会議および交通安全協議会に関する事。
- 8 違法駐車等の防止に関する事。
- 9 路外駐車場の届出に関する事。
- 10 部内他課、係に属しない事。

自転車対策係

- 1 放置自転車対策等の企画、調整および調査に関する事。
- 2 自転車等の放置防止に係る指導および啓発に関する事。
- 3 駐輪場等の整備および維持管理に関する事。
- 4 大規模店舗等に係る駐輪場の設置の届出および指導に関する事。
- 5 放置自転車の撤去、保管および返還に関する事。

地域交通担当(主査)

- 1 地域交通政策の企画、調整および推進に関する事。
- 2 地域交通に係る事業者との連絡および調整に関する事。
- 3 シェアサイクルの推進に関する事。
- 4 コミュニティバスの運営および調整に関する事。
- 5 交通に係るバリアフリー化に関する事。

土木管理課

土木管理係

- 1 区道、公園等の財産管理に関すること。
- 2 区道等の認定、変更および廃止に関すること。
- 3 公園、児童遊園および公衆便所の設置、変更および廃止に関すること。
- 4 道路台帳等の補正および閲覧ならびに道路幅員等の証明に関すること。
- 5 課内他係に属しないこと。

土木監察担当（主査）

- 1 区道、河川、公園等の不法使用の監察取締りおよび不法占用の除去に関すること。
- 2 違反広告物の取締りに関すること。

境界確定係

- 1 区道、公園等の境界の確定に関すること。
- 2 地籍調査に関すること。
- 3 公共基準点の設置および管理に関すること。

占用係

- 1 区道、河川、公園等の占用許可等に関すること。
- 2 区道（電線共同溝を含む。）、河川、公園等の占用工事等に係る指導監督に関すること。
- 3 道路工事調整協議会に関すること。
- 4 屋外広告物の許可に関すること。
- 5 占用料、使用料、手数料および道路復旧費の徴収に関すること。
- 6 道路工事施行承認に関すること。
- 7 沿道掘削の届出に関すること。

道 路 課

工 務 係

- 1 道路施策の企画、調整および推進に関すること。
- 2 土木工事等の適正施行に係る基準に関すること。
- 3 土木技術の積算基準等に関すること。
- 4 課内他係に属しないこと。

道 路 建 設 担 当 (主査)

- 1 都市計画道路事業等に係る調査、設計および工事に関すること。
- 2 電線共同溝の設計および工事に関すること。
- 3 橋梁(りょう)の計画修繕に係る調査、設計および工事に関すること。

道 路 維 持 担 当 (主査)

- 1 区道(電線共同溝を含む。)、橋梁(りょう)等の維持管理に関すること。
- 2 区道(電線共同溝を含む。)、橋梁(りょう)等の維持修繕に係る調査、設計および工事に関すること。
- 3 交通安全施設等に係る調査、設計および工事に関すること。
- 4 区道の改修、掘削道路復旧等に係る調査、設計および工事に関すること。
- 5 擁壁等の土木構造物の調査、設計および工事に関すること。
- 6 課内他係に属しない事業の調査、設計および工事に関すること。

電 気 設 備 係

- 1 街路灯(私道防犯灯を含む。)、公園、児童遊園、公衆便所等の電気設備の調査、設計、工事および維持管理に関すること。

用 地 担 当 (主査)

- 1 土地、建物等の取得および調整に関すること。
- 2 用地の取得に伴う物件の移転その他損失補償に関すること。
- 3 公共事業の施行に伴う移転資金の融資あっ旋に関すること。

公園課

みどりの係

- 1 みどり施策の企画、調整および推進に関すること。
- 2 緑地の保全および緑化の推進に関すること。
- 3 樹木の保存に関すること。
- 4 施設（学校等を除く。）の樹木の維持に関すること。
- 5 緑化の調査、設計および工事に関すること。
- 6 花とみどりの相談に関すること。
- 7 課内他係に属しないこと。

水族館担当（主査）

- 1 水族館の運営事業者との連絡調整に関すること。
- 2 水族館の施設の整備に関すること。

公園建設担当（主査）

- 1 公園施策の企画、調整および推進に関すること。
- 2 公園、児童遊園および公衆便所に係る調査、設計および工事に関すること。

公園維持担当（主査）

- 1 公園、児童遊園および公衆便所の維持管理に関すること。
- 2 公園、児童遊園および公衆便所の維持修繕に係る調査、設計および工事に関すること。

河川下水道課

水辺の係

- 1 水辺の活用に係る企画、調整および推進に関すること。
- 2 河川および運河の浄化等に関すること。
- 3 河川の維持管理に関すること。
- 4 河川の維持修繕に係る調査、設計および工事に関すること。
- 5 治水対策の企画、調整および調査に関すること。
- 6 雨水流出抑制の指導および調整に関すること。
- 7 防水板設置工事等の助成に関すること。
- 8 課内他係に属しないこと。

下水道整備係

- 1 下水道施設建設事業に関すること

防 災 課

計 画 担 当 (主査)

- 1 災害対策の計画および連絡調整に関すること。
- 2 防災会議および災害対策本部に関すること。
- 3 災害時協力協定に関すること。
- 4 区民の生活再建に関すること。
- 5 職員の災害時における初動対応の訓練および研修に関すること。
- 6 消防署、警察署および自衛隊との連携に関すること。
- 7 国民保護に係る計画、訓練および連絡調整に関すること。
- 8 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部に関すること。
- 9 国民保護協議会に関すること。
- 10 国民保護に係る知識の普及および啓発ならびに国民保護に係る意識の高揚に関すること。
- 11 自衛官の募集に関すること。
- 12 課内他係に属しないこと。

啓 発 ・ 支 援 担 当 (主査)

- 1 防災知識の普及および啓発ならびに防災意識の高揚に関すること。
- 2 地区における防災活動の推進および防災区民組織に関すること。
- 3 避難行動要支援者の対策に関すること。
- 4 消防団に関すること。
- 5 小災害援護に関すること。

避 難 体 制 係

- 1 避難所、避難場所および防災活動広場に関すること。
- 2 帰宅困難者等の対策に関すること。
- 3 備蓄物資に関すること。

防 災 設 備 係

- 1 地域の初期消火器材等の配備および保守に関すること。
- 2 防災情報通信体制の整備に関すること。
- 3 街頭消火器、防災貯水槽および給水施設に関すること。

他 課 と の 連 携 事 業 一 覧

【地 域 交 通 政 策 課】

事 業 名	連携事業内容	連携課名
通学路安全・安心プログラム	通学路の安全・安心総点検の実施	地域活動課 道路課 教育総合支援センター
公共交通の整備促進	地域公共交通の機能充実	土木管理課 道路課 河川下水道課 文化観光戦略課 福祉計画課
やさしいまちづくり推進事業	福祉のまちづくりを推進	道路課 福祉計画課
シェアサイクル事業	活用促進	文化観光戦略課

【土 木 管 理 課】

事 業 名	連携事業内容	連携課名
地籍調査事業	都市開発等の測量成果を活用した地籍整備に関する情報収集等	都市開発課
河川占用等の許可	河川占用等の許可に係る指導・監督	河川下水道課

【道 路 課】

事 業 名	連携事業内容	連携課名
交通安全施設整備	道路標識、カーブミラーおよび防護柵等の安全施設の整備、維持管理、改善	地域交通政策課
道路バリアフリー事業	バリアフリー特定道路整備計画	地域交通政策課
デザインマンホール	マンホールカードの配布・広報	文化観光戦略課
交差点改良事業	キララ舗装、すべり止め舗装、自発光式ブロック設置等	地域交通政策課
自転車通行環境整備	自転車通行環境整備	地域交通政策課
都市計画道路整備事業	補助205号線整備事業（Ⅲ期区間）	都市計画課 都市開発課 土木管理課
	補助163号線整備事業（Ⅲ期区間）	新庁舎整備課 都市計画課 土木管理課
無電柱化推進事業	無電柱化に関わる設計・工事	土木管理課 木密整備推進課
点字ブロックの整備・活用	点字ブロックを活用した音声による移動支援、踏切道手前部への点字ブロックの整備	障害者支援課

【公園課】

事業名	連携事業内容	連携課名
公園・児童遊園の維持管理	運動施設の管理に伴う利用調整事務 公園等の占用許可に係る事務 受動喫煙防止対策	スポーツ推進課 土木管理課 地域活動課 健康課
しながわ花海道の維持管理	立会川・勝島地区都市再生整備計画にかかる事業認可等業務	都市計画課 道路課
公園・児童遊園整備	子どもの森公園改修	河川下水道課 品川区清掃事務所 施設整備課
	(仮称) 勝島人道橋整備	道路課 都市計画課
	P a r k - P F I の導入	河川下水道課 文化観光戦略課
緑化活動支援事業	緑化指導認定	環境課
	生垣助成	建築課
	みどりのボランティア支援	道路課
	水とみどりの基本計画・行動計画	河川下水道課
	グリーンインフラの推進	道路課 河川下水道課
施設植栽・花壇維持管理	区有施設植栽管理	区有施設の管理所管課
	街角花壇維持管理	道路課
しながわ水族館運営支援	プロモーション事業	戦略広報課 文化観光戦略課

【河川下水道課】

事業名	連携事業内容	連携課名
河川の管理	河川清掃等、目黒川・立会川水質改善 および目黒川浚渫・障害物撤去等 (東京都事務処理特例条例に基づく河川の維持管理)	環境課 地域交通政策課 土木管理課 道路課
水辺の利活用	水辺利活用・舟運活性化	文化観光戦略課 地域交通政策課 土木管理課 公園課 都市開発課
	区有船着場の管理・運営	文化観光戦略課 地域交通政策課 土木管理課 道路課 公園課 防災課
	ヒカリの水辺プロジェクト	地域交通政策課 土木管理課 道路課 公園課 総務課 人権・ジェンダー平等推進課 地域活動課 文化観光戦略課 子ども家庭支援センター 福祉計画課 障害者支援課 高齢者地域支援課 健康課 保健予防課 保健センター 環境課
排水施設建設事業	第二戸越幹線整備事業	施設整備課 土木管理課 道路課 公園課

排水施設建設事業	立会川幹線雨水放流管建設事業	企画課 人権・ジェンダー平等推進課 高齢者福祉課 土木管理課 公園課 施設整備課
	勝島地区雨水管整備事業	土木管理課 道路課
下水道管改修事業	下水道管老朽化対策事業（再構築事業）、下水道管耐震化推進事業	土木管理課 道路課

【防 災 課】

事業名	連携事業案内	連携課名
医療救護体制	災害医療連携会議	地域医療連携課
避難所管理	避難所運営マニュアル更新支援、学校避難所連絡会議、学校避難所訓練	避難所となる施設の管理所管課または学校 地域活動課
避難行動要支援者	品川区避難支援個別計画作成名簿の更新・配付、支援体制づくりの手引きの配付	高齢者福祉課 障害者支援課 保健センター
感震ブレーカー普及	感震ブレーカー設置助成	木密整備推進課
防災普及教育	マンション防災対策の強化	住宅課 地域活動課
防災訓練	地区総合防災訓練、区内一斉防災訓練、各部訓練	庁内全課
防災協議会	各地区防災協議会の運営	地域活動課
ペット防災協議	マニュアル策定	生活衛生課
備蓄物資の検討	福祉避難所と区民避難所での共通、相違物品の検討会	福祉部
帰宅困難者対策	駅周辺帰宅困難者対策協議会、徒歩帰宅者支援対策協議会	人権・ジェンダー平等推進課 文化観光戦略課 スポーツ推進課

地域交通政策課

1. 交通安全対策事業（交通安全係）

区内における交通事故の死傷者数は、令和3年より増加傾向にあり、令和6年は減少しているが、死者4人を含む985人の方が交通事故の被害に遭われています。

区では、区内各警察署等と連携し、参加体験型の交通安全教育や、記憶に残る効果的な交通安全啓発活動を幅広い年代に実施することにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努めています。

また、子どもや高齢者・障害者等の歩行者空間を確保するため、道路および交通安全施設整備に係る調整を図るとともに、交通規制や交通違反の取締り強化等の申入れのほか、地域と一体となった各種施策により安全・安心な交通環境の実現を目指しています。

区内の交通事故(人身事故)件数・死傷者数

(各年末集計)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	762件	902件	934件	986件	924件
死者	5人	2人	1人	2人	4人
重傷者	53人	79人	65人	52人	44人
軽傷者	776人	895人	933人	1,026人	937人
死傷者	834人	976人	999人	1,080人	985人

1 品川区交通安全計画の作成と各種会議の運営

交通安全に関する総合的な施策の大綱である品川区交通安全計画（5ヵ年計画）を作成するため、品川区交通安全対策会議を開催しています。

また、区民が安心して暮らせる安全・円滑かつ快適な交通社会を実現するため、品川区交通安全協議会を設け、通学路安全・安心プログラムに基づく子どもの

交通事故防止対策を実施しているほか、春と秋に交通安全運動を展開しています。



交通安全運動

★根拠・法令 交通安全対策基本法、品川区交通安全対策会議条例、品川区交通安全協議会規約、品川区高齢者交通安全教育推進委員会設置要領

会議等の名称	委員等の数(人)	年間開催数(回)
品川区交通安全対策会議	25	1
品川区交通安全対策会議幹事会	30	1
品川区交通安全協議会	62	2
品川区高齢者交通安全教育推進委員	14	1

* 令和7年度予算額 26千円

2 交通安全の啓発等

高齢者や幼児・児童および自転車利用者を対象とした啓発等に重点を置き、区内警察署等と連携して交通事故防止に努めています。また、品川区ホームページや広報しながら、SNSツールなどを活用して自転車ヘルメットの着用や電動キックボード等の利用者に対する交通ルールの啓発を強化しています。



区公式X等による発信

★根拠・法令 交通安全対策基本法・道路交通法

(1) 交通安全教育（令和6年度実施状況）

事業名（対象）	事業の概要	所轄署	会場（参加数）
スタントマンを活用した自転車安全教室（小・中学生、一般区民）	スタントマン実演による事故原因、注意点の説明等	大井	八潮高校（600名）
高齢者交通安全講習（高齢者）	事故事例の紹介、交通安全講習、自転車シミュレータ実技講習等	大崎	大崎警察署（30名）
自転車安全教室（園児・小学生とその保護者等）	自転車の安全な乗り方や交通ルール・マナーの講義と自転車シミュレータによる実技講習等	—	※警察・園・学校等との調整がつかなかったため未実施

(2) イベント・表彰等

春と秋の全国交通安全運動、交通安全区民のつどい、自転車安全利用キャンペーン、交通安全功労者表彰など

(3) 啓発用品等の作成・配布

冊子類：交通しながら、幼児用交通安全教育本、お元気だより、ヒヤリハット地図

その他：交通事故防止のための注意喚起立看板・電柱幕の設置、スクールゾーン用バリケードの貸与、新入学児童用黄色い帽子の配布など



自転車等安全利用指導員

(4) 自転車等安全利用指導員

指導員を区内の主要な交差点等に配置し、自転車や電動キックボード等の交通ルールやマナーの啓発・指導を実施しています。

* 令和7年度予算額 24,624千円

3 違法駐車防止対策

警察による指定 4 路線での違法駐車をなくすため、各交通安全協会の協力を得て、啓発・監視など違法駐車防止活動を毎月 4 回、年間 48 回実施しています。

★根拠・法令 品川区違法駐車等の防止に関する条例

違法駐車防止活動における指導・啓発件数

(単位：件)

指定重点路線名（所轄署）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
池上通り（品川）	849	907	1,310	1,072	1,286
区役所通り（大井）	263	255	288	218	218
八ツ山通り（大崎）	629	856	1,202	1,214	1,489
補助 26 号線（荏原）	507	597	828	835	874
合計	2,248	2,615	3,628	3,339	3,867

* 令和 7 年度予算額 1,800 千円

4 交通安全協会補助

区内の各交通安全協会（品川・大井・大崎・荏原・東京湾岸）に対して補助金を交付し、交通安全事業の促進を図っています。

★根拠・法令 品川区交通安全協会補助金交付要綱

* 令和 7 年度予算額 4,900 千円

5 路外駐車場に関する諸届の受理

駐車場法に規定する路外駐車場で、駐車の用に供する部分の面積が 500 m² 以上あり、かつ駐車料金を徴収する駐車場の諸届について構造・設備が基準を満たしているか、管理規定が適正か審査・指導を行っています。

★根拠・法令 駐車場法、東京都駐車場条例

6 区民交通傷害保険

東京都の条例により令和 2 年 4 月から自転車利用者の損害賠償責任保険加入が義務化されました。品川区では、令和元年 7 月から区民交通傷害保険事業を実施しております。

今後も交通事故発生時の金銭的な負担軽減を図るため自転車賠償責任保険を広く周知していきます。



区民交通傷害保険チラシ

- (1) 募集期間 令和 7 年 5 月 1 日から 6 月 30 日
- (2) 保険期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日
- (3) 対象 品川区に在住および在勤・在学者（令和 7 年 7 月 1 日時点）
- (4) 受付方法 区内金融機関にて申込

* 令和 7 年度予算額 315 千円

2. 放置自転車対策事業（自転車対策係）

駅周辺の広場や道路等に、通勤、通学、買い物等に利用する自転車やバイクが無秩序に放置され、全国的な社会問題となっています。区においても、駅周辺に954台/日（令和6年10月調査）の自転車等が放置されており、歩行者への通行妨害、災害時の緊急活動の阻害、道路機能の低下、都市環境の悪化等の要因となっています。

そのため区では、自転車等駐車場の整備や放置自転車等の撤去・保管・返還・指導啓発等の事業を実施しています。



駅周辺の広場における放置状況



放置自転車等撤去状況

★根拠・法令

- ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・ 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例

* 令和7年度予算額 476,224千円

1 自転車等駐車場の整備

区営自転車等駐車場については、現在、区内18駅に26箇所設置しています。駅周辺での適地の確保が困難な状況にありますが、再開発等のまちづくりの機会をとらえて整備を促しています。また、増加するチャイルドシート付電動アシスト自転車等の大型車受け入れのため、ラック設置幅の拡幅や平置きスペース確保等の整備を計画的に実施しています。



ラック設置幅拡幅整備（品川シーサイド駅）



平置きスペース整備（立会川駅）

区内の自転車等駐車場における収容可能台数 (単位：台、〔 〕は箇所数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
区 営	8,623〔26〕	8,587〔26〕	8,499〔26〕	8,499〔26〕	8,400〔26〕
民 営	7,653〔52〕	7,595〔52〕	7,595〔52〕	7,735〔55〕	8,047〔55〕
計	16,276〔78〕	16,182〔78〕	16,094〔78〕	16,234〔81〕	16,447〔81〕

2 自転車等の放置防止対策

区では、自転車等駐車場を設置した駅周辺地域を放置禁止区域に指定し、放置された自転車等については、撤去や指導啓発・警告を行い、放置自転車等の解消に努めています。なお、令和 6 年 9 月には、五反田駅周辺の自転車・バイク放置禁止区域を拡大し、放置自転車等の指導および撤去活動を強化しました。

さらに、区営自転車等駐車場にて、令和 7 年 4 月から当日利用の自転車を最初の 2 時間まで無料にすることで、自転車利用者の駐輪場への駐輪を促し、放置自転車の抑制や自転車利用者の利便性の向上を図っています。

また、八潮北保管所および不動前保管所において、撤去した自転車等の保管・返還業務を行っています。返還業務の利便性・効率性向上のため庁舎と保管所をオンラインで結ぶ撤去自転車管理システムを稼働させているほか、保管所の返還業務時間も年末年始を除く毎日午前 10 時から午後 7 時に設定しています。

撤去台数と撤去後の措置状況の推移

(単位：台)

	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計
撤去	7,712	69	7,781	8,361	55	8,416	8,985	30	9,015
返還	5,571	31	5,602	6,282	24	6,306	6,947	13	6,960
売却処分 (海外リサイクル, 部品)	2,063	71	2,134	1,629	0	1,629	1,710	0	1,710
リサイクル (国内リサイクル, 供与)	204	0	204	177	0	177	216	0	216

	令和 5 年度			令和 6 年度		
	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計
撤去	7,912	47	7,959	8,167	67	8,234
返還	5,982	23	6,005	6,337	33	6,370
売却処分 (海外リサイクル, 部品)	1,777	0	1,777	1,496	0	1,496
リサイクル (国内リサイクル, 供与)	186	0	186	162	0	162



国内リサイクル販売例

※撤去した自転車については、年度内にすべての返還等の手続きが実施できないことから、撤去台数と返還、売却処分及びリサイクルの合計台数が異なる。

撤去自転車等に対する返還率の推移

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
返還率	72.0	74.9	77.2	75.4	77.4

<保管所>

八潮北保管所 品川区八潮1丁目3番1号 TEL03-3790-8820
 不動前保管所 品川区西五反田3丁目11番14号 TEL03-5436-8885
 返 還 日 毎日(年末年始を除く)
 業 務 時 間 午前10時 ~ 午後7時
 保 管 料 自転車3,000円 バイク5,000円



八潮北保管所



不動前保管所

3 リサイクル事業

区では、撤去自転車を再生自転車として海外(東南アジア)や区民等に販売する団体(ふれあい作業所、東京都自転車商協同組合品川・荏原支部)など、広範囲にリサイクルを実施しています。

撤去自転車に対するリサイクル自転車の内訳

(単位：台)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
海外リサイクル	1,857	1,466	1,539	1,599	1,299
リサイクル(部品)	206	163	171	178	197
東京都自転車商協同組合	51	51	46	30	21
ふれあい作業所	153	126	125	156	141
国内・海外供与	0	0	45	0	0

※令和4年11月に、在スリランカ日本国大使館からの要請に基づき、スリランカへ45台供与した。

3. 公共交通の整備促進（地域交通担当）

1 鉄道網の現況（計 14 路線 延 40 駅）

品川区は鉄道網が発達しており、駅の数も 40 駅と区内のほぼ全域が駅まで概ね徒歩 15 分以内にあります。都心へ向かう南北方向の鉄道路線に比べて東西の鉄道路線は少ないものの、23 区の中でも交通の利便性は高い環境にあります。

会社名	路線名	区内の駅数および駅名	
J R 東 日 本	山 手 線	3	目黒、五反田、大崎
	京浜東北線	1	大井町
	横須賀線	1	西大井
	埼 京 線	1	大崎
	湘南新宿ライン	2	大崎、西大井
東京急行電鉄	目 黒 線	4	目黒、不動前、武蔵小山、西小山
	池 上 線	5	五反田、大崎広小路、戸越銀座、荏原中延、旗の台
	大井町線	6	大井町、下神明、戸越公園、中延、荏原町、旗の台
京浜急行電鉄	本 線	6	北品川、新馬場、青物横丁、鮫洲、立会川、大森海岸
東京都交通局	浅 草 線	3	五反田、戸越、中延
	三 田 線	1	目黒
東京メトロ	南 北 線	1	目黒
東京モノレール	羽 田 線	2	天王洲アイル、大井競馬場前
東京臨海高速鉄道	りんかい線	4	天王洲アイル、品川シーサイド、大井町、大崎
合 計	14 路線 延 40 駅	【実質駅数】 33 駅（改札を通らず乗り換えられる駅は複数路線でも 1 駅とカウントする） 大崎駅（りんかい線、山手線、埼京線、湘南新宿ライン） 目黒駅（目黒線、南北線、三田線） 西大井駅（横須賀線、湘南新宿ライン） 旗の台駅（大井町線、池上線）	
		【駅名数】 26 駅	

2 バス路線網の現況（計 60 系統）

品川区内には、3 つのバス事業者（都営、東急、京急）により主要な幹線道路を中心にバスが運行されており、身近な交通手段として区民に広く利用されています。

区では、新しい都市計画道路の整備や大規模開発等により交通需要が増大した地域で、交通環境の変化に適切に対応していくためにバス路線の再編・充実をバス事業者に働きかけ、きめ細かな交通ネットワークを実現し、交通混雑の解消と区民の利便性の向上を図っていきます。

会社名	系統数	備考	
東京都交通局	都営バス	16	
東急バス株式会社	東急バス	28	うち 1 系統がしなバス
京浜急行バス株式会社	京浜急行バス	16	

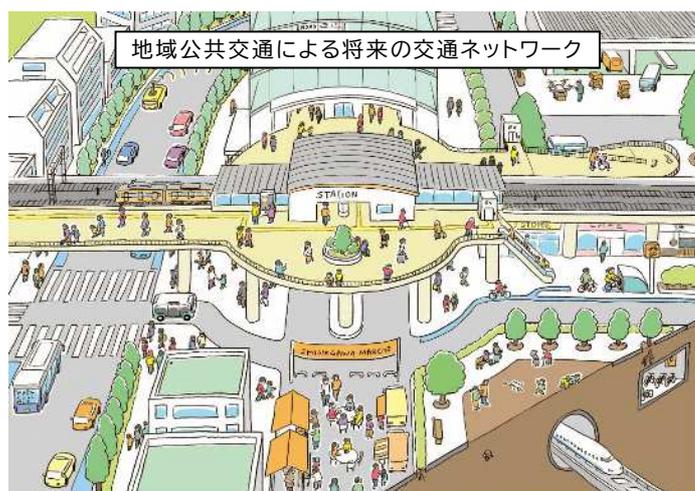
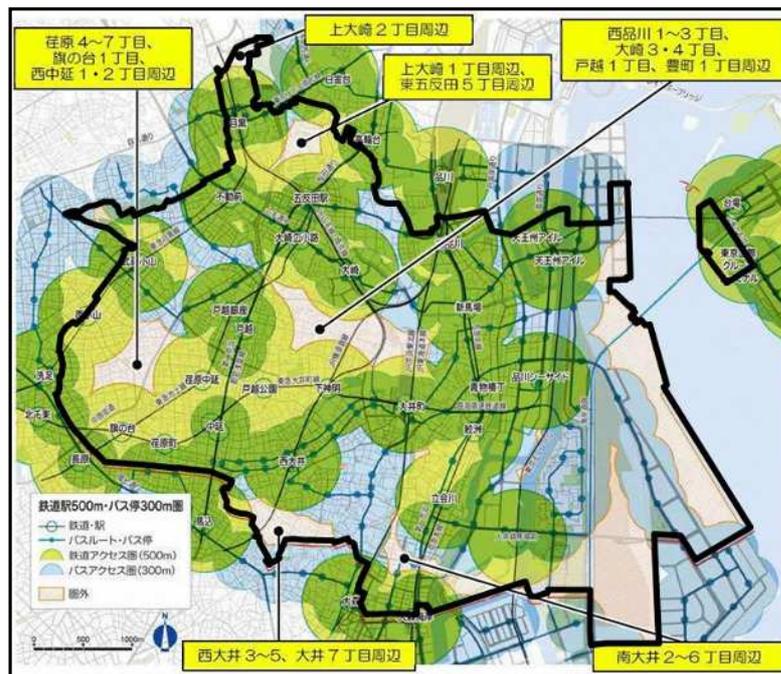
注）系統数の集計にあたり、品川区内に 1 以上の停留所が存する系統を抽出

3 地域公共交通機能の充実整備

これまで区は、シェアサイクルの広域連携、舟運の社会実験、コミュニティバス「しなバス」の試行運行など、多様なニーズに対応した交通サービスの導入を進めてきました。

しかし、区内の一部地域においては、鉄道や路線バス等の公共交通へのアクセスに若干距離のある地域があることから、今後も技術革新や区民ニーズを捉えた新たな交通サービスの導入について検討を進め、地域公共交通会議¹の議論を経ながら、公共交通の利便性のさらなる向上を目指します。

また、多様な交通手段が利用できる移動ネットワークの円滑化、先端技術を用いた交通モードの活用を進め、様々なひとの移動や回遊を支える環境を充実させていきます。



¹ 地域公共交通会議：市町村等が主宰し、地域住民や利用者、地方公共団体、地域の運行事業者、運転者の団体、交通管理者、道路管理者、運輸局などで構成され、地域の実情やニーズに応じた適切な「地域公共交通」の形態や運行ルート、運行回数、運賃などを関係者が一同に会して議論し、合意形成を図っていくことを目的とした会議。

4 コミュニティバスの運行

区内の鉄道や路線バスなどの公共交通網は充実しており、公共交通の利便性は高い環境にあります。一部、駅やバス停などから遠い地域もあります。このような地域の改善を図り、区内の交通利便性のさらなる向上に向け、コミュニティバス¹の導入について検討を進め、令和4年3月より西大井駅～大森駅区間の試行運行を開始しました。

(1) 導入経緯

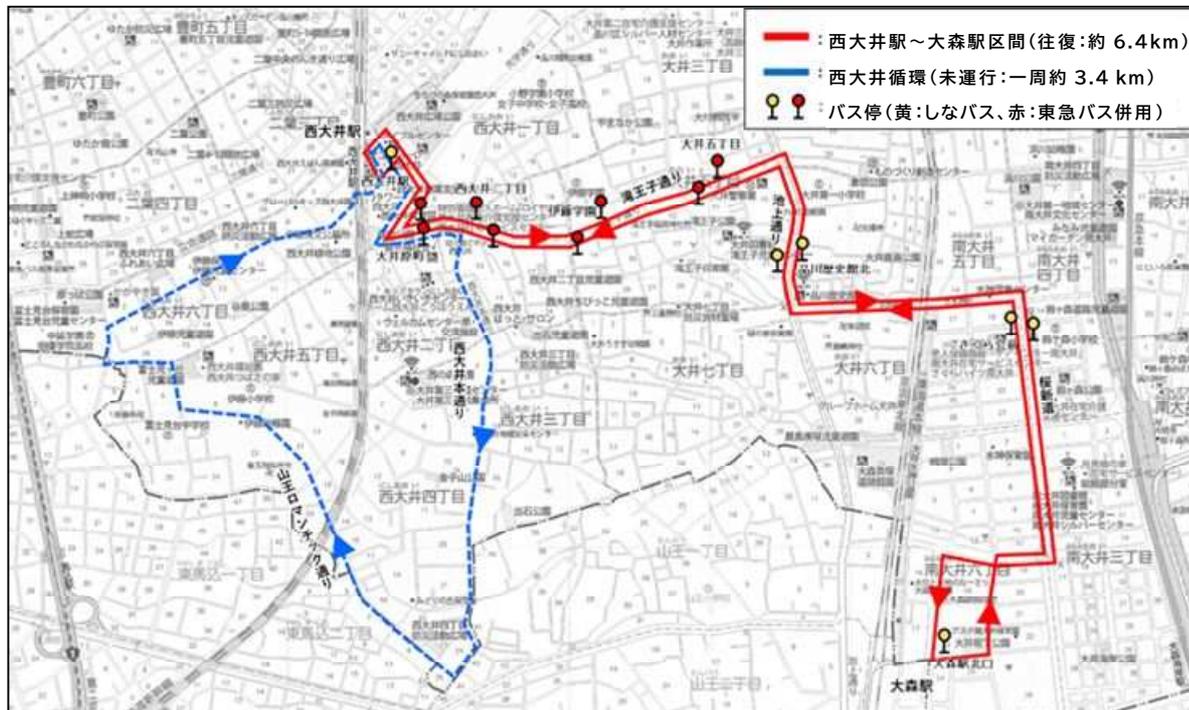
令和2年度の地域公共交通会議にて、「地域公共交通基本方針」、「コミュニティバス導入計画」を策定し、3つの路線候補「大崎ルート」、「大井ルート」、「荏原ルート」を選定しました。

令和3年度は、幅広い人に愛着をもってもらえるよう愛称の公募を行い、267件の中から「しなバス」が採用されました。「コミュニティバス導入計画」に基づき、令和4年3月より西大井駅～大森駅区間の試行運行を開始し、利用者アンケートや沿線住民アンケート、利用実態調査を行い、運行計画の検証・改善を進めてきました。

令和7年度は、引き続き運行改善策を検討し、事業性を改善していくとともに、移動実態調査やアンケート調査を踏まえた運行支援を行います。

また、昨年度までの試行運行結果を踏まえ、今後の事業の方向性を判断いたします。

(2) 品川区コミュニティバス「しなバス」 ルートマップ



※西大井循環ルートは令和7年4月1日時点で未運行

* 令和7年度予算額 75,633千円

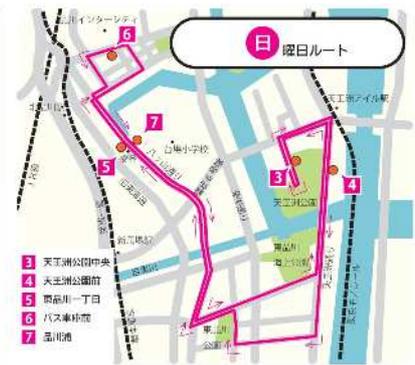
¹ コミュニティバス：地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバス。

5 グリーンスローモビリティの実証運行

グリーンスローモビリティ¹は、速度 20 km未満で走行する電動自動車であり、脱炭素化の取り組みに資するとともに、「ゆっくりと」走行する特性から、都市部では観光や地域活性化の目的での導入が広がっています。

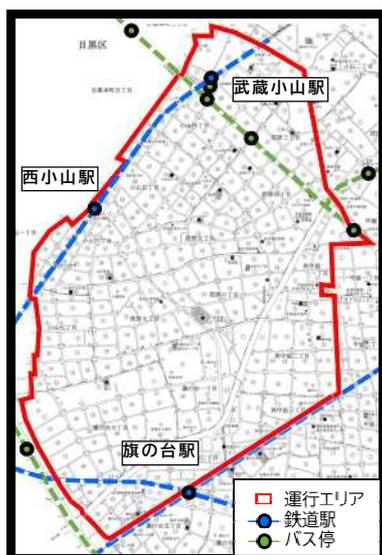
区では、区内の歴史や水辺などの地域固有の資源や特性を活かし、また、観光資源の地域を繋いで走行することによる、まちの賑わい創出や活性化、エリアブランディングの向上を目的として、令和 6 年度にグリーンスローモビリティを活用した地域交通の実証運行を実施しました。

令和 7 年度は、観光交通としての有用性や地域との連携方法について、地域団体や商店街と協議しながら検討を行ってまいります。



6 AI オンデマンド交通の実証運行

交通サービス圏域外における地域の交通課題の解消、高齢者や子育て世帯、障害児者の移動支援を検証するため、令和 7 年 7 月より AI オンデマンド交通²の実証運行を荏原地区で実施します。実証運行を通じて、利便性や地域に適した交通モードであるかなどの検証を行います。



* 令和 7 年度予算額 58,000 千円

¹ グリーンスローモビリティ: 電動で、時速 20 km未満で公道を走ることが出来る 4 人乗り以上のパブリックモビリティ。

² AIオンデマンド交通: AIを活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム。

7 シェアサイクル事業

(1) シェアサイクル等への取り組み

品川区シェアサイクル事業は、まちの散策、観光スポットへのアクセス向上、通勤・通学やお買い物などの新たな交通手段として、平成 29 年 10 月から開始しました。現在区は 15 区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、大田区、渋谷区、目黒区、中野区、練馬区、杉並区、墨田区、世田谷区、台東区）と広域連携し、区をまたいでの利用が可能です。

また、区は、運営事業者と災害協定を締結し、区職員が災害時の応急活動等に活用できる体制を整えています。

シェアサイクルに併せて、令和 5 年度に策定した「自転車活用推進計画」に基づき自転車の活用を促進していくとともに、シェアサイクル以外の新しいモビリティのシェアリングについても、動向を注視していきます。

(2) 区内ポート設置状況

内容	令和 7 年 4 月 1 日現在
ポート	110 カ所
ラック	1,021 ラック



* 令和 7 年度予算額 215 千円

4. やさしいまちづくり推進事業（地域交通担当）

1 移動のバリアフリー化

高齢者や障害者などを含む誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、自由に行動できる環境と、やさしく思いやりに満ちたまちづくりが求められます。

これまで進めてきたハード、ソフトの施策をより充実し、地域で生活する区民・事業者・行政等、すべての人々が、やさしいまちづくりを支える一員としての役割を担い、協働してやさしいまちづくりの推進をめざします。

（1）バリアフリー計画に基づく進捗確認

大井町駅周辺および旗の台駅周辺では、バリアフリー計画¹が策定され、計画に基づく特定事業²の進捗の確認、更新を行っています。

★根拠・法令 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

①大井町駅周辺地区

商業、公共、福祉施設が集積し、高齢者や障害者を含む多くの来街者が訪れる区を中心核である「大井町駅周辺」においては、平成27年3月に、バリアフリー計画が策定されています。策定後に法改正があったこと、また、近年、大井町駅周辺が大きく変化していることから、令和7年度から令和8年度にかけて、本バリアフリー計画を改定いたします。

②旗の台駅周辺地区

大井町線と池上線の結節点であり、周辺に区内有数の医療機関、教育施設、福祉施設が集積し、区民の日常的な暮らしを支える地域生活拠点である「旗の台駅周辺」において、平成29年7月に、バリアフリー計画が策定されています。



* 令和7年度予算額 18,109千円

¹ バリアフリー計画：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第25条の「基本構想」に該当するものであり、旅客施設等を含んだエリアを重点整備地区として設定し、地区内の生活関連施設及び施設同士を結ぶ生活関連経路のバリアフリー化の取組について示すもの。

² 特定事業：生活関連施設及び生活関連経路の移動円滑化のために実施すべき事業で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業の6種類がある。

(2) 鉄道駅のバリアフリー化助成

区内鉄道駅のバリアフリー化を図るため、エレベーターや可動式ホーム柵の整備にかかる費用の一部について助成を行っています。

★根拠・法令 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

設置路線・駅名			整備助成内容	年度
J R 東日本	京浜東北線	大井町駅	可動式ホーム柵	H26～H29
			エレベーター	H29～R1
東急電鉄	大井町線	下神明駅	可動式ホーム柵	R1
		戸越公園駅	可動式ホーム柵	R1
		中延駅	可動式ホーム柵	H28
		荏原町駅	可動式ホーム柵	H29
		旗の台駅	可動式ホーム柵	H30
	目黒線	目黒駅	可動式ホーム柵	R2
		不動前駅	可動式ホーム柵	R2
		武蔵小山駅	可動式ホーム柵	R2
		西小山駅	可動式ホーム柵	R2
	池上線	五反田駅	可動式ホーム柵	R6
東京モノレール		天王洲アイル駅	エレベーター	R2～R3
東京臨海高速鉄道	臨海副都心線	品川シーサイド駅	可動式ホーム柵	R3
京浜急行電鉄	本線	青物横丁駅	可動式ホーム柵	R6

令和7年度 J R 山手線 目黒駅：エレベーター整備助成

* 令和7年度予算額 16,292千円

(3) しながわお休み石設置

平成8年度に作成した「しながわお休み石構想」に基づき、少し足腰の弱った高齢者などがまちを歩くときに、腰をおろしてひと休みできるものとして、また街のサイン的要素もあわせ周囲の景観にも調和するものとして、お休み石を設置しており、平成30年度からは計画的な維持・修繕を行っています。

令和7年度は、既設お休み石の調査点検を行います。

これまでの設置実績件数 (単位：基)

区分	平成8年度～29年度
バス停お休み石	123
くつろぎお休み石	174
商店街お休み石	10
合計	307

* 令和7年度予算額 3,800千円

土木管理課

1. 道路等の管理（土木管理係）

特別区道や区立公園を適正に管理するため、路線の認定、道路区域の決定や公園設置等の手続き、およびこれら施設の台帳整備、窓口業務を行っています。

★根拠・法令 道路法、都市公園法、品川区立公園条例など

1 道路等の現況と管理

(1) 路線の認定・変更・廃止

道路は、一般交通の用に供する道であり、住民の生活を支える最も重要な社会基盤施設です。このため、常に安全かつ円滑に通行できるように管理しなければなりません。区が特別（品川）区道[以下区道という]として管理するために最初に行われる手続きが「道路の路線認定」です。これは、区の事業として整備した道路や再開発事業等により整備された道路を、新たに区道とする場合に、区議会の議決を経たうえで路線として認定し、告示するものです。

これにより、道路管理者である品川区は、その道路の維持管理を開始します。

また、認定された路線で起・終点等の大幅な変更や廃止をする場合は、路線の変更・廃止を同様の手続きで行います。

★根拠・法令 道路法第8条、第9条、第10条

(2) 区域決定（変更）・供用開始

認定路線の道路区域を具体的に決定し、道路整備の後、供用を開始することで、道路を一般の通行に開放します。

また、細街路拡幅整備事業等による道路の部分的な拡幅等については、区域の変更と供用の開始を行っています。

★根拠・法令 道路法第18条



細街路拡幅整備事業による拡幅状況

(3) 道路台帳等補正

道路を円滑に管理するためには、道路とそれ以外の土地とが区分けされている必要があります。このことは、沿道の方にとっても道路領域が明確になるため重要です。このため、道路管理者は道路台帳を調製、保管し、閲覧に供することが法令により義務づけられており、区道の道路台帳を管理しています。

道路は随時、認定・廃止・区域変更・および道路工事等による形態変更が行われていることから、変更箇所について補正業務を実施しています。

平成22年度からは区条例等に基づき区有通路や法定外公共物の台帳整備も進めています。

★根拠・法令 道路法第28条、品川区有通路条例第3条

品川区法定外公共物管理条例施行規則第3条

道路台帳現況平面図の補正例



(補正前)



(補正後)

道路の現況 (品川区内)

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般国道	延長(m)		18,714	18,714	18,714	18,714	18,714
	面積(m ²)		489,343	489,343	489,343	494,755	494,755
都道	延長(m)		25,928	25,928	27,928	27,928	27,928
	面積(m ²)		742,240	742,285	870,091	870,091	870,091
自動車専用道	延長(m)		17,351	17,351	17,351	17,351	17,351
	面積(m ²)		567,837	574,945	576,315	576,315	576,315
特別区道	5.5m未満	延長(m)	188,230	188,127	188,215	188,412	188,976
		面積(m ²)	835,292	835,667	837,011	840,842	845,388
	5.5m以上	延長(m)	130,633	130,812	130,875	130,969	130,494
		面積(m ²)	1,043,434	1,045,092	1,045,949	1,058,943	1,055,386
	13.0m以上	延長(m)	8,378	8,378	8,378	7,991	7,991
		面積(m ²)	173,237	173,237	173,237	162,284	162,284
	19.5m以上	延長(m)	1,065	1,082	1,082	892	892
		面積(m ²)	38,219	38,648	38,648	32,624	32,624
	合計	延長(m)	328,306	328,399	328,550	328,264	328,353
		面積(m ²)	2,090,182	2,092,644	2,094,845	2,094,693	2,095,682
	合計	延長(m)	390,299	390,392	392,543	392,257	392,346
		面積(m ²)	3,889,602	3,899,217	4,030,594	4,035,854	4,036,843

※東京都道路現況調書の数値による。令和6年度数値は令和8年3月公表予定

(4) 車両制限令にかかわる許可

区道において、車両諸元の最高限度（車両制限令第3条）を超える車両の通行申請があった場合、車両の構造（寸法・重量等）または車両に積載する貨物が特殊であるなど、やむを得ないと認められるときは、申請に基づいて経路・時間等について必要な条件を付して、通行を許可しています。

★根拠・法令 車両制限令第3条

許可件数 (台数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,236 (6,371)	1,387 (8,636)	1,313 (7,740)	1,227 (8,054)	1,418 (9,964)

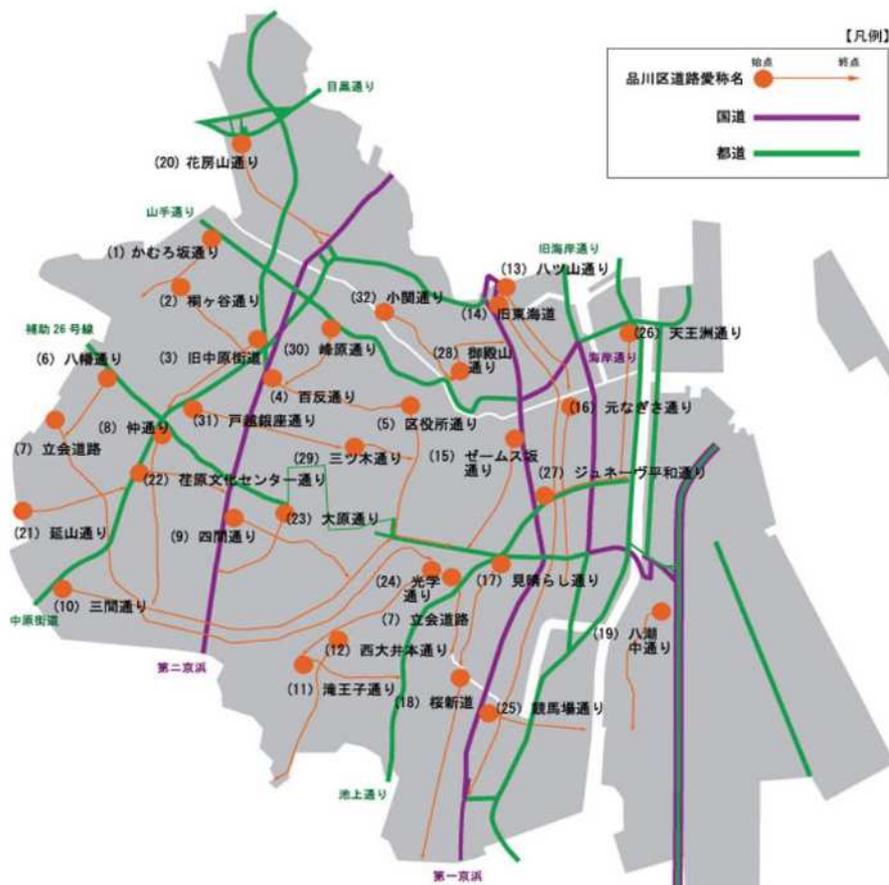
(5) 道路愛称名の普及活動

道路について、区民に愛着を持っていただくために、昭和60年と平成7年に合わせて32の路線に従来から地元で呼ばれていた名称をはじめとして、道路愛称名を定めました。

この愛称名を地域住民へ周知するため、各路線には案内標識の設置や電柱広告にも表示しています。また、品川区のホームページにも掲載しています。



道路愛称名（立会道路）



※品川区HP上の「品川区道路愛称名」で名称部分をクリックすると、そのいわれなどが分かります。

(6) 品川区有通路の管理

区では、道路法適用外で一般交通の用に供される道のうち、区が当該土地の所有権等を有し設置したものを、品川区有通路として適正な管理に努めています。なお、平成22年4月の区有通路条例の一部改正により、認定外道路¹と公共溝渠²の一部および立体通路の81路線を、区有通路に指定替えをし、管理しています。

★根拠・法令 品川区有通路条例

(7) 法定外公共物の管理

区では、平成22年4月に法定外公共物管理条例を施行し、認定外道路と公共溝渠（区有通路に指定替えしたものを除く）を、法定外公共物として管理しています。

これは、平成14年から国有財産特別措置法に基づき、区が認定外道路や公共溝渠等の財産を取得したことに伴い、これらの施設を機能別に再整理し、より一層適正な管理を図るために行ったものです。

★根拠・法令 品川区法定外公共物管理条例



法定外公共物の例

区有通路・法定外公共物の現況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区有通路	路線数	127	127	127	127	127
	延長(m)	8,738	8,738	8,738	8,738	8,738
	面積(m ²)	26,732	26,790	26,819	26,825	26,838
法定外公共物	路線数	202	203	203	202	202
	延長(m)	10,646	10,582	10,324	10,233	10,233
	面積(m ²)	18,567	18,465	18,211	18,116	17,938
合計	路線数	329	330	330	329	329
	延長(m)	19,384	19,320	19,062	18,971	18,971
	面積(m ²)	45,299	45,255	45,030	44,941	44,776

* 令和7年度予算額 16,444 千円

¹ 認定外道路：大正8年4月に旧道路法が施行された際、認定されなかった里道で、国有財産法上の公共用財産として管理されることとなった道路。

² 公共溝渠：河川法および準用河川の適用を受けない水路。かつて用排水路の機能をもっていたが、現在はその機能が廃滅し多くは通路化している。

2 公園等の現況と管理

公園等の設置・変更・廃止の手続きを行うとともに、「公園台帳」を整備し、公園の適正管理に努めています。

また、公園管理者以外の者に施設の設置や管理に関する許可事務を行っています。

★根拠・法令

都市公園法第2条の2、第5条、第17条

品川区立公園条例第2条

品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例第3条

公園等の現況

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	箇所数	面積(m ²)								
区立公園	145	516,091	146	519,095	147	519,837	148	520,813	148	520,813
緑地	4	795	4	795	4	795	4	795	4	795
区立児童遊園	69	59,840	70	60,233	70	60,233	70	60,233	70	60,233
特定児童遊園 (防災広場)	39	15,748	40	15,873	40	16,102	40	16,102	41	16,884
特定児童遊園 (水辺広場)	10	44,656	10	44,656	10	44,656	11	45,380	11	45,380
特定児童遊園 (開放広場)	1	553	2	929	2	929	2	929	2	929
計	268	637,683	272	641,582	273	642,552	275	644,252	276	645,034



浜川北公園

3 窓口業務

(1) 土木相談等

複数の係に関わる大型開発事業や開発指導要綱に係る建築計画等に関し、土木の総合窓口として相談を受け、関係する係との調整事務を行っています。

(2) 資料閲覧および各種証明書発行

道路幅員や民有地と公有地の境界確認等の問い合わせに、区では台帳図書、境界図等の閲覧およびコピーサービスを行っています。また、道路幅員、道路区域、境界確定ならびに極少道路¹の各種証明書を発行しています。

さらに、道路台帳平面図および公園案内図のインターネット公開を実施しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
諸証明 手数料	件数	690	646	693	658	704
	金額(円)	207,000	193,800	207,900	197,400	211,200
私用 コピー料	件数	15,038	16,078	15,918	14,735	15,362
	金額(円)	1,275,300	1,355,600	1,357,850	1,309,350	1,362,050
道路地図 頒布	件数	43	33	25	49	34
	金額(円)	32,200	28,200	19,400	37,400	30,000
合 計	件数	15,771	16,757	16,636	15,442	16,100
	金額(円)	1,514,500	1,577,600	1,585,150	1,544,150	1,603,250

(3) 土木施設管内図等の作製・頒布

道路等管理業務に必要な下記の道路地図を作製し補正しています。また、区民等の頒布要望に応え、これらの地図を販売しています。

作製地図(6種類)	縮尺	頒布価格
品川区土木施設管内図(頒布)	1/10,000	1,000円/枚
品川区特別区道路線番号図(頒布)	1/10,000	1,000円/枚
品川区道路舗装種別図(頒布)	1/5,000	1,000円/枚
品川区管内図(頒布)	1/20,000	100円/枚
品川区管内図(頒布)	1/10,000	200円/枚
品川区道路愛称名図(インターネット公開)	1/15,000	閲覧のみ

※販売件数等は3.(2)の表中参照

* 令和7年度予算額 12,467千円

¹ 極少道路：道路管理者が自動車の交通量が極めて少ないと認めて特に指定した道路。

2. 区道等の監察・屋外広告物取締り(土木監察担当)

区道等における立看板等のせり出しによる不正使用や常時物が置かれているといった不法占用の是正指導を行っています。また、屋外広告物法および東京都屋外広告物条例に違反する屋外広告物の取締りを行っています。

★根拠・法令 道路法、都市公園法、河川法、屋外広告物法、東京都屋外広告物条例等

1 区道等の監察

区道等は、一般交通の用に供される公共の施設であり、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為は、速やかに是正されなければなりません。

立看板・商品陳列等による区道等の不正使用に対する是正指導や、道路を正しく利用してもらうため、交通管理者(警察)、商店街と連携して定期的に合同パトロールや啓発活動を実施しています。令和7年度より樹木が道路に越境している家にせん定道具の貸出を行います。



合同パトロール状況



せん定道具の貸出

2 屋外広告物取締り

屋外広告物は、都市の美観を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法および東京都屋外広告物条例により規制されています。

公道、公園等の公共施設や電柱等に掲出された違反となるはり紙の除却は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区が行っています。また、違反広告物除却のボランティア(しながわ景観美化隊)を募り、区長から委嘱を受けた21団体、183名が違反はり紙の除却活動を行っています。



屋外広告物の撤去状況(左:美化隊、右:除却委託)

* 令和7年度予算額 8,752千円

区道等の不正使用に対する指導数および違反広告物等の除却件数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指導数	商品せり出し	403	273	160	86	92
	立看板・のぼり旗	225	64	225	139	95
	樹木	31	45	158	147	211
	植木鉢	141	145	493	241	229
	その他	149	114	144	138	106
除却枚数	違反はり紙等	45,595	29,965	56,493	64,790	50,710

3. 道路等境界確定・地籍調査（境界確定係）

品川区では、隣接土地所有者より申請のあった道路・公園等との境界を確定することや公共基準点等の保守管理を行っています。また、平成16年度から地籍調査事業を推進しています。

1 道路・公園等公有地管理

道路、公園等の境界および区域を明確にし、境界石（杭・プレートによる境界を示す標識）にて表示することにより、適正な管理を行います。

＊ 令和7年度予算額 23,277千円

★根拠・法令 品川区防災まちづくり部所管公有地境界確定事務取扱要綱
道路区域標示事務取扱要領、品川区有通路条例
品川区法定外公共物管理条例、道路法、民法

(1) 境界確定実績

区が所有している道路、公園等と隣接する土地との境界を定めます。 (単位:件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民間等 ¹	道路	229	211	263	242	206
	公園	5	12	6	12	7
管理者 ²	道路	4	3	4	5	9
	公園	1	1	0	0	0
合計		239	227	273	259	222

(2) 道路区域決定実績（道路法18条）

道路法が適用される道路の範囲を定めます。 (単位:件)

件数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	8	9	15	11	13

(3) 支障境界石等申請

公園や道路等に設置されている品川区の境界石が工事等により移動する恐れがある場合、申請に基づき工事着手前に立会い、工事しゅん工後、申請者立会いのもと再度確認します。 (単位:件)

件数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	157	209	143	169	231



境界を示す標識（プレート）



道界を示す標識（プレート）

¹ 民間等：土地所有者または東京都、国による申請。

² 管理者：道路、公園等の管理者による申請。

2 地籍調査事業

平成16年度から、災害時の早期復旧やまちづくりに寄与するため、地籍調査事業¹を開始しました。令和6年度は国の第7次国土調査事業十箇年計画のもと、西大井三丁目、大井五丁目で官民境界等先行調査²の立会工程を実施しました。

令和7年度は、新たに西大井二丁目の一部、東五反田三丁目の二つの地区で官民境界等先行調査の測量工程を行う予定です。

* 令和7年度予算額 40,855千円

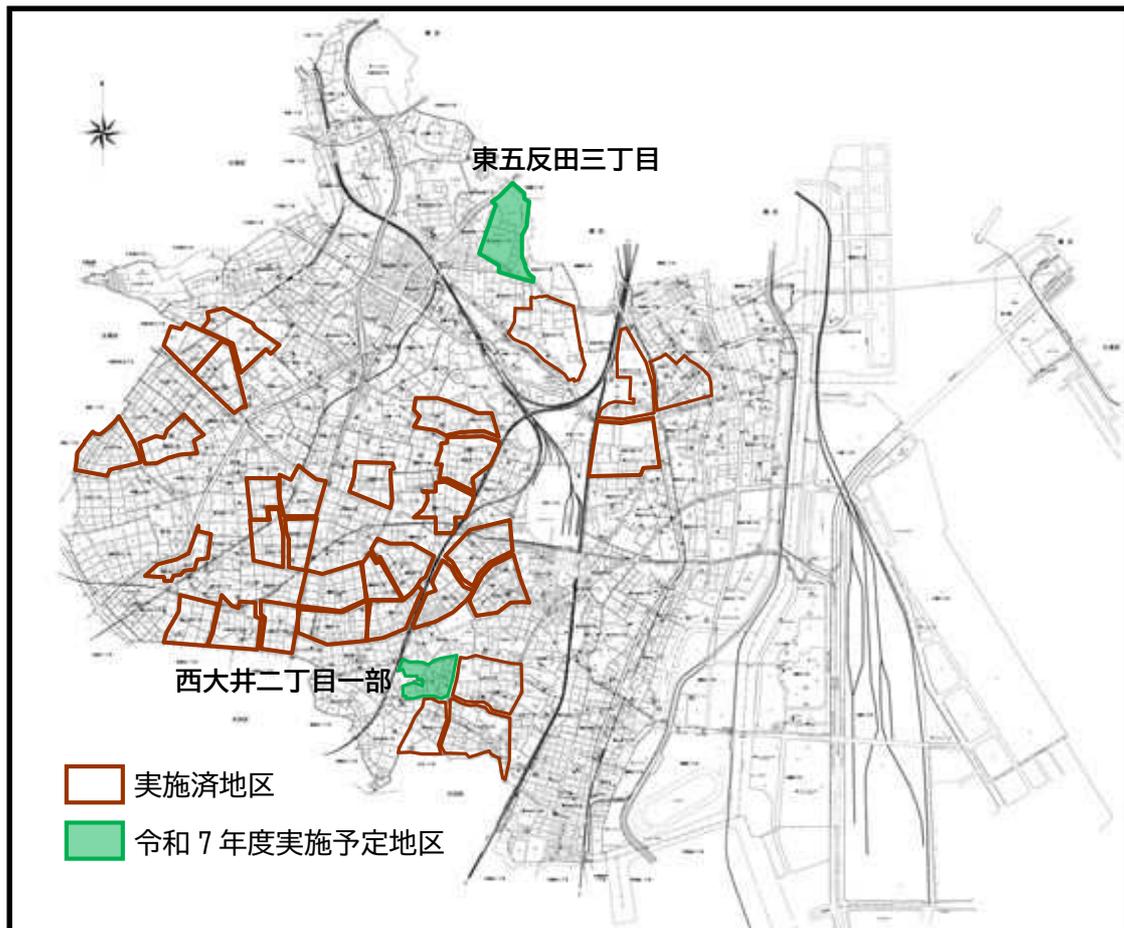
★根拠・法令 国土調査法、国土調査促進特別措置法



地籍調査の立会い状況



地籍調査の境界を示す標識（プレート）



¹ 地籍調査事業：土地の状況を正確に把握することにより境界紛争等の防止や災害発生時の早期復旧等に役立たせるため、一つ一つの土地について所有者・地番・地目・境界・面積の調査を行い「地籍図」や「地籍簿」を作成する事業。

² 官民境界等先行調査：一つ一つの土地の調査に先行して、道路等(官有地)との境界を調査、測量するもの。

3 公共基準点整備事業

公共基準点は、民間や公共の建設に係る事業において土地の位置や地盤高さなどの基準となります。また、道路台帳の整備、境界測量、公共事業等の各種測定の基準として使用するため設置し、標識により示した点です。品川区が管理する主な公共基準点は2級・3級基準点、街区基準点になります。

★根拠・法令 測量法第34条、国土調査法第3条

(1) 2級基準点

2級基準点は国や都が設置した基本基準点・1級基準点に基づき、おおむね500m間隔で建物の屋上や公園等に設置した標識です。

(2) 3級基準点

3級基準点は2級基準点に基づき、おおむね200m間隔で道路・公園等の公共施設にした標識です。

2級および3級基準点の設置数 (単位:点)

2級基準点	3級基準点
58	313

(3) 街区基準点

街区基準点は、国土交通省が地籍調査の基礎的データを整備する都市再生街区基本調査において、国土調査法に基づき設置した基準点です。

平成18年度に国土交通省から品川区に移管されました。

移管を受けた街区基準点の数 (単位:点)

街区三角点 ¹	街区多角点 ²
8	47

(4) 基準点管理

品川区では、公共基準点の設置にあたり、施設管理者から使用許可および占用許可を受け、基準点の保持を図っています。

また、基準点の成果を維持するため、現況調査および亡失箇所の復元を実施しています。

(5) 使用承認

基準点に関する資料を閲覧、使用する場合は、品川区公共基準点運用基準に基づいて申請していただきます。



測量実施状況



3級基準点標識
(2級基準点も同形状)



街区多角点標識

¹ 街区三角点：街区基準点の種類で2級基準点相当の基準点。

² 街区多角点：街区基準点の種類で3級基準点相当の基準点。

4. 道路占用等の事務・掘削調整（占用係）

道路を通行以外の目的で使用すること（「道路占用」といいます）は、原則として禁止されています。しかし、電気・電話・上下水道・ガス等の施設や建築用足場など、区民の生活上必要不可欠なものの設置については、国道、都道、区道を管理するそれぞれの道路管理者が一定の基準により道路占用を認めています。

★根拠・法令 道路法、品川区道路占用料等徴収条例、品川区道路占用規則
都市公園法、品川区立公園条例、法定外公共物管理条例
河川法、特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

1 道路占用等の許可・指導監督

区では、道路法に基づき申請のあった区道等の道路占用について、内容を審査し、道路交通への支障等を考慮し許可しています。

また、道路の掘削・復旧工事が伴う占用工事については、道路の保全を図る必要があることから指導監督を行っています。

公園、河川、法定外公共物についても、法令に基づく道路と同様の占用制度があり、各々の基準に基づき占用許可を行っています。また、その占用工事の指導監督を行っています。

主な占用状況

（令和6年度実績）

種別	数量	種別	数量	種別	数量		
地下電線	318,194 m	埋設 管路類	上水道	433,680 m	河川占用	220 件	
架空線	907,334 m		下水道	357,454 m	法定外 公共物	162 件	
			合計	2,374,757m			
電柱	東電	8,541 本	電柱 広告	添架	282 枚	掘削工事	大規模
	NTT	4,058 本		巻付	2,472 枚		135 件
	合計	12,599 本					小規模
埋設 管路類	ガス管	275,263 m	袖看板	814 個		1,477 件	
	東電	504,615 m	足場等	861 m ²			
	NTT	781,944 m	公園占用	648 件			
	その他	21,801 m	(内ロケーション等 ¹ 365 件)				

* 令和7年度予算額(歳出) 14,401千円

* 令和7年度予算額(歳入) 1,715,376千円

¹ ロケーション等：写真および動画撮影。

2 道路工事調整協議会

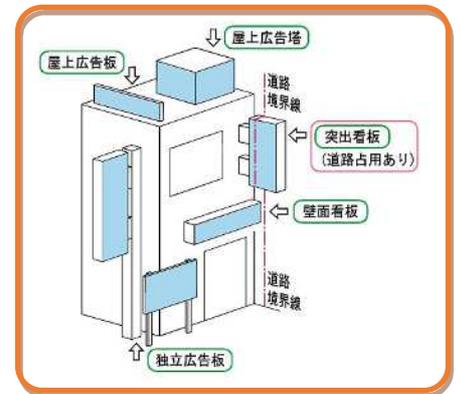
道路工事には、道路管理者が行う工事（区道であれば区の道路工事）の他に道路管理者以外が行う工事があります。その中でガス管や水道管などを埋設し、工作物、物件等の占用の許可が伴う工事が占用工事です。区では、非効率な道路の掘り返しや、工事による道路交通および近隣住民への影響を最小限にするために関係者と道路工事の時期や優先順位などを調整する会議を年4回開催しています。

今年度の協議会開催予定

- ・ 6月（第2四半期分道路工事調整協議会）
- ・ 9月（第3四半期分道路工事調整協議会）
- ・ 12月（第4四半期分および長期道路工事調整協議会）
- ・ 3月（令和8年度年間分道路工事調整協議会）

3 屋外広告物の許可

屋外広告物は、都市の美観を維持し、落下や倒壊などによる区民への危害を予防するため、屋外広告物法と東京都条例により規制されています。対象となる広告塔、広告板、電柱利用広告等の許可事務については、区が窓口となり、都の条例に基づいた事務の一部（設置・変更等の許可、手数料の徴収等）を行っています。



★根拠・法令 屋外広告物法
東京都屋外広告物条例
特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

主な屋外広告物許可の推移

種別	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	広告塔	数量(基)	33	20	60	97
総数(基)		104	108	134	205	226
広告板	数量(基)	3,095	3,601	3,581	3,609	2,328
	総数(基)	6,788	8,841	8,821	10,473	10,989
電柱利用広告	数量(枚)	3,507	3,342	3,166	3,119	2,986
標識利用広告	数量(枚)	134	90	91	80	90
車体利用広告	数量(台)	1,055	1,036	1,089	1,101	907

※広告塔および広告板の数量(基)は当該年度中に許可(更新含む)をした物件数、総数(基)は当該年度時点で許可されている物件数

4 道路工事の施行承認・指導監督

占用工事の他、道路管理者以外の者が道路工事を行う場合は、道路管理者の施行承認を得て行うこととなっています。新たに設けるための歩道の切下げ工事や、支障となるガードパイプ撤去等の工事に要する費用については、申請者が費用を負担し、区の指導監督のもと承認許可を得て工事を行なっています。



歩道切下げ工事例
(車の出入りのため、歩道のブロックを斜めにする等の工事)

★根拠・法令 道路法（第24条等）

<承認許可工事の例>

- ・車庫を設けるため、支障となるガードパイプの撤去および歩道の切下げ工事
- ・建築工事等に伴い、道路に影響を与えた箇所への修繕工事

道路工事施行承認申請実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	226	237	240	252	239

5 沿道掘削工事の審査・指導監督

品川区は、区が管理する道路の全ての沿道を「沿道区域¹」に指定しています。

この沿道区域で、建築工事等に伴う一定規模以上の掘削工事が行われる場合は、道路構造や、交通が受ける影響を予防するため、沿道区域の土地等の管理者に、沿道掘削届の提出を求めています。

区では、この届出に基づき、土留め構造等について審査し、当該管理者に対して指導監督を行っています。

★根拠・法令 道路法（第44条等）

品川区沿道区域指定の基準に関する条例

沿道掘削届実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	86	82	89	79	94

¹ 沿道区域：道路に接する民有地等の敷地において、接する道路の幅員1/2の奥行き範囲内を区域とする。

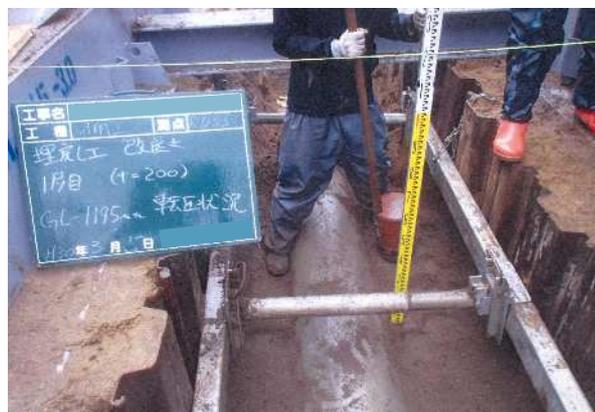
6 道路管理システムによる効率的な業務推進

区内では、占有企業者¹等による道路工事が数多く、また、複数区にまたがる工事が実施されています。そのため、東京 23 区一体で、一般財団法人道路管理センターが構築・運営している道路管理システムや電線共同溝システムを用いて、道路の占有工事等にかかわる業務や占有物件の管理を行っています。

これらのシステムを利用することにより、道路の占有許可等を迅速に実施し効率的な道路工事調整を行っています。



道路管理システム用端末機



各所で行われる占有企業者による道路工事

¹ 占有企業者：上下水道、鉄道、電気、電話、ガスなどの公益企業者

道

路

課

1. 道路等の維持管理

道路のうち区道として認定した路線は、条例に定められた幅員・構造等の基準に従い、区が管理を行います。

★根拠・法令 道路法、河川法、電気事業法、区条例¹

1 道路維持管理（道路維持担当＜維持・安全＞）

（1）道路の維持管理

区道を常に良好な状態に保ち、安全で円滑な交通を確保するため、道路の維持修繕および清掃作業等を行っています。また、平日の巡回点検に加え、区役所閉庁時（土日祝日等）にも巡回点検を行っています。

【主な作業内容】 ① 小規模な路面のひび割れ、段差等の維持修繕

② 側溝²・柵の維持修繕、浚渫³

③ 道路の清掃



歩道段差



歩道修繕

* 令和7年度予算額 797,819千円

（2）街路樹等の維持管理

道路環境の整備と街の緑化を推進するために、街路樹や植樹帯を配置し、適時、剪定・刈込・除草および害虫防除等を行っています。また、樹木の倒木等による事故を未然に防ぐため、計画的に樹木の健全度診断を行い適切な処置を行っています。

* 令和7年度予算額 233,682千円

¹ 区条例：品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、品川区道路標識の寸法に関する条例、品川区道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。

² 側溝：道路の端にあり、道路の雨水を集め、下水道管とつながっている柵へと誘導するもの。

³ 浚渫：柵や管等を掃除し、ごみや泥等を排除すること。

(3) しなみちレポートの運用

令和4年4月より、しなみちレポートを導入し、ICTおよびAIを活用した2つのサービスを利用して、区民サービスの向上、道路管理の効率化を目指しています。

① 区民協働投稿サービス

スマートフォンアプリによる区民投稿から情報を収集し、道路の損傷や不具合の迅速な修繕等を行い区民サービスの向上を目指します。



道路の損傷や不具合を発見



スマートフォンから投稿



区が投稿箇所の調査・修繕



対応状況を確認

② 道路損傷検出サービス

道路点検パトロール車両に搭載したスマートフォンのカメラで路面状況を撮影・AI解析し、異常を効果的に抽出しています。本システムにより検出された路面のひび割れ等は現地を確認し、損傷状況に応じて修繕作業等を行っています。



車両に搭載したスマートフォンで路面を撮影



AI解析で検出された異常箇所を地図と画像で正確かつ迅速に把握

現地
確認



路面修繕作業

* 令和7年度予算額 5,620千円

2 交通安全施設の整備（道路維持担当〈維持・安全〉）

(1) 交通安全施設の修繕・整備

区民を交通事故から守るとともに、車両等の運転者に対しても安全で安心な道路環境を確保するため、防護柵（ガードレール等）¹、反射鏡（カーブミラー）²、道路標識、区画線、ゾーン30路面標示、スクールゾーンカラー標示³等を適正に管理しています。

また、歩行者等の安全な通行空間を確保するため、路側帯等のカラー標示を行い、車両から歩行者等を認識しやすくすることにより、交通環境の向上を図っています。

¹ 防護柵：歩行者や道路沿いの建物を保護し、歩行者・自転車のみだりな横断を抑制する目的で設置された柵。

² 反射鏡：交差点において、建物等により死角となる方向の道路の様子を手前から見えるように設置された鏡。

³ スクールゾーンカラー標示：小学校の通学路において、登校時（7:30～8:30）の安全確保のために車両の進入禁止規制をしているエリアの入口部分の路面に設置している法定外標示。

交通事故発生の恐れがある交差点では、夜間高視認性舗装¹（キララ舗装）工事、すべり止め舗装²工事、自発光式のブロック³設置等の安全対策を行っています。

交差点改良年度別整備箇所数

(単位：箇所)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備箇所数	5	4	2	3	6



交差点改良



スクールゾーン カラー標示



ナビマーク・ナビライン設置



路側帯カラー標示、すべり止め舗装、区画線



転落防止柵設置



反射鏡（カーブミラー）設置

*** 令和7年度予算額 85,239千円**

¹ 夜間高視認性舗装：夜間に車のヘッドライト等により反射する材料を混入した舗装。

² すべり止め舗装：すべりにくくするための微細な材料を混入した舗装。

³ 自発光式のブロック：太陽電池により、夜間赤色に点滅するブロック。

3 電気設備等の設置管理（電気設備係）

(1) 街路灯、私道防犯灯の維持管理

区が管理する街路灯（橋梁灯、歩道橋灯含む）および私道防犯灯が、安定して機能するよう、ランプ類の取り替え、小破修理等の維持管理を行っています。

令和6年度に引き続き7年度は、国土交通省の点検要領に則り、5年に一度の点検を行い、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ります。

街路灯維持管理年度別基数

(単位：基)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理総数	19,196	19,212	19,260	19,255	19,232
街路灯等	13,910	13,960	14,029	14,038	14,047
私道防犯灯	5,286	5,252	5,231	5,217	5,185

(各年度末現在)

* 令和7年度予算額 209,306千円

(2) 街路灯等の整備・LED化

老朽化した街路灯、私道防犯灯の建て替えに合わせて、地球環境保全の観点から、令和7年度は1,188基をLED型街路灯に建て替えていきます。

なお、令和7年3月末現在で16,169基（設置率84.1%）をLED型街路灯に建て替えています。



LED型街路灯

街路灯年度別建替基数

(単位：基)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建替数	1,789	1,118	2,298	646	905

(各年度末現在)

* 令和7年度予算額 153,601千円

2. 道路改良事業

歩行者や車両が、日々、安全で快適に道路を利用できるようにするため、品川区舗装修繕計画に基づき舗装や側溝の改良等を行っています。

★根拠・法令 道路法、区条例¹

* 令和7年度予算額 516,258千円

1 路面等改良事業（道路維持担当<工事>）

（1）路面・側溝改良工事

車両通行による振動・騒音の軽減、また、車両の走行の安全性、快適性を確保するため、老朽化した道路の舗装の打替えや側溝改良を計画的に行っています。この工事では、各占用企業者による仮舗装を含めて改良するとともに、マンホールの高さの調整や導水管の修繕²もあわせて行います。

令和7年度は、路面改良7,000 m²、側溝改良1,000mを行います。

（2）雨水流出抑制工事

治水対策として歩道の透水性を高めるとともに、雨水浸透柵³を設置し、雨水を地下に浸透させ、雨水が短時間に下水道管や河川に流れ出ることを抑制して都市型水害⁴の軽減を図ります。令和6年度末までの整備個数は、4,911個です。

令和7年度は、雨水浸透柵20個を設置する予定です。

雨水浸透柵年度別設置数

（単位：個）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	10	38	19	35	10

¹ 区条例：品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、品川区道路の移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。

² 導水管の修繕：下水を流すため、陶器や塩化ビニール管で作られた管の修繕。

³ 雨水浸透柵：雨どい等から流入する雨水を受け、側面や底面の孔(あな)から、雨水を地中へ浸透させる柵(ます)。

⁴ 都市型水害：大都市特有の水害で、アスファルトやコンクリートによる整備により、降った雨が下水道管や河川に一気に集中して起こる水害。

(3) バリアフリー工事

令和7年度は、側溝段差解消40箇所、歩道平坦化10箇所、視覚障害者誘導用ブロック整備200mを行います。

視覚障害者誘導用ブロック年度別整備延長

(単位:m)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
整備延長	18.0	20.0	253.0	178.0	472.0

(4) 点字ブロックを活用した音声による移動支援

令和6年度に視覚障害者の移動に有効な音声案内を既存の点字ブロックに、専用アプリで読み取ることができるコードを貼り付け、経路や周辺情報の提供を下神明駅から品川区役所まで試行的に設置しました。今回設置したコードについて、視覚障害者の方に使用していただきご意見を伺いながら検証をまいります。



(5) 自転車通行空間の整備

令和5年度に策定した「品川区自転車活用推進計画」に基づき、令和6年度に10年間の整備計画を作成しました。令和7年度は3.8kmの整備を進めてまいります。



自転車道



自転車通行帯



車道混在

(6) グリーンインフラの整備

道路にあるスペースを活用して、グリーンインフラの整備を促進することで、地球温暖化等、地球規模の環境問題の解決に取り組んでいきます。

【雨水浸透緑地帯（レインガーデン）】

雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地下へ浸透させる透水型の植栽スペース



(7) 立会道路再整備

立会道路 350mについて整備から 35 年以上経過し路面全体の老朽化が進行していることから、歩行しやすい空間に整備します。



(8) 舗装修繕計画改定

令和3年9月に「品川区舗装修繕計画」を策定してから5年を迎えるにあたり、最新の点検結果の反映や点検方法等の更新を図るため改定します。改定にあたっては、しなみちレポートにより収集したデータを活用し、効果的な修繕方法について検討します。

3. 道路整備事業

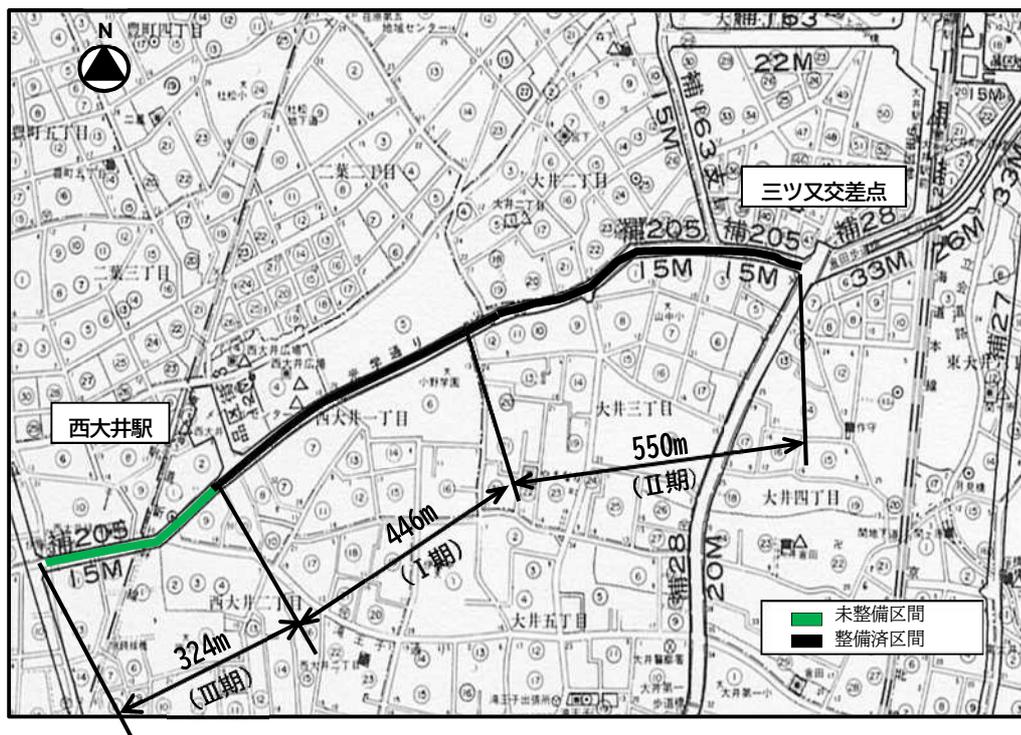
★根拠・法令 道路法、都市計画法、電線共同溝の整備等に関する特別措置法、区条例¹

1 都市計画道路事業（道路建設担当・用地担当）

(1) 補助 205 号線整備事業

補助 205 号線は、区を中心核である大井町駅周辺と西大井地区を結ぶ横断軸道路として整備するとともに、沿道地域の都市基盤の整備、交通安全、防災対策の向上を図るための地区幹線道路としても整備を進めています。

令和 7 年度は、未整備区間（Ⅲ期）の整備に向けて、関係機関との協議を進めます。



* 令和 7 年度予算額 3, 8 0 0 千円

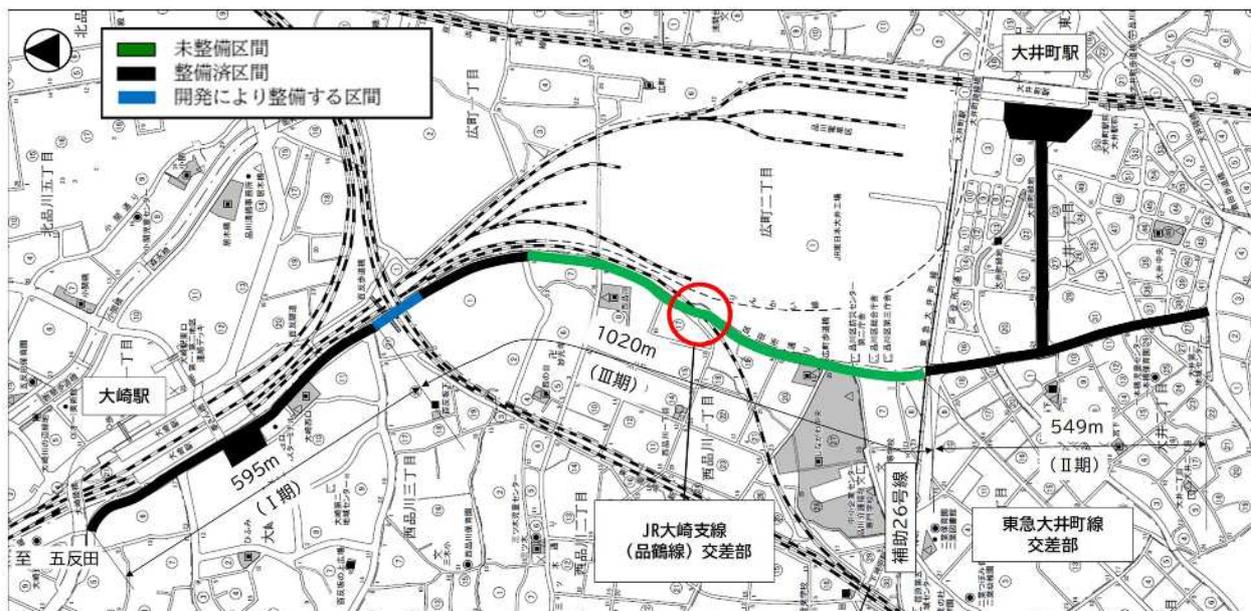
(2) 補助 163 号線整備事業

補助 163 号線は、五反田・大崎・大井町を結ぶ区の重要な都市軸道路であり、補助 26 号線の開通により、その整備は急務の課題となっています。

既に、大崎駅周辺の I 期区間と大井町駅前および 26 号線から 205 号線までの II 期区間の整備が完了し、令和 4 年度には III 期区間約 1,020m のうち、東急大井町線高架下から区役所前の約 65m の区間について整備が完了しました。

また、残りの未整備区間については、引き続き JR 東日本との協議を進めるとともに広町地区のまちづくりとも連携しながら整備に向けた検討を進めます。

¹ 区条例：品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、品川区道路標識の寸法に関する条例、品川区道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。

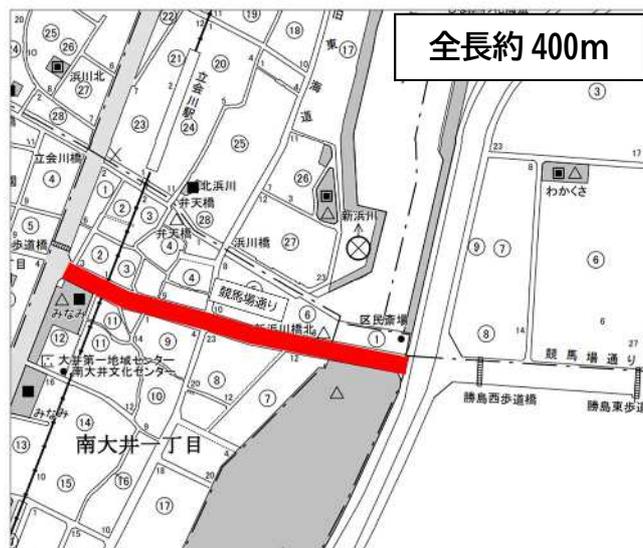


* 令和7年度予算額 69,000千円

2 無電柱化推進事業（道路建設担当）

区道の無電柱化を推進するため、品川区無電柱化推進計画に基づき、防災性向上のために特に重要で整備効果の高い3路線について事業を進めています。

令和7年度は、競馬場通りで、電線共同溝本体工事を実施し、文庫の森～補助26号線で、引込管連系管（通信）の整備工事を実施し、林試の森公園西側の区道では、電線共同溝予備設計を実施します。





* 令和7年度予算額 157,347千円

4. 橋梁等の維持管理

★根拠・法令 道路法、河川法

1 橋梁等の維持管理（道路維持担当＜維持・安全＞・電気設備係）

河川等に架かる橋梁や横断歩道橋の橋面¹舗装・橋桁²塗装・高欄³の維持修繕を行っています。また、バリアフリーを推進するために設置した大森駅歩道橋エスカレーター、大崎駅東口・西口・新西口、八潮橋、西五反田歩道橋、百反歩道橋、勝島歩道橋にある各エレベーターの清掃、日常点検や運行管理を行っています。



大崎夢さん橋 路面清掃



大崎夢さん橋 側溝清掃



大崎駅新西口エレベーター清掃

* 令和7年度予算額 54,231千円

¹ 橋面：橋の表面で、歩行者や車両等が通行するところ。

² 橋桁：橋の横側や裏側等の部分。橋をさびや腐食から守るために表面は塗装されており、劣化への対策として、一定期間で塗装をやり直す必要がある。

³ 高欄：橋を渡る人や車が、下に落ちないようにするための柵や手すり。欄干。

5. 橋梁改修事業

★根拠・法令 道路法、河川法、港湾法

1 橋梁改修事業（道路建設担当）

令和7年度中に改定を予定している橋梁長寿命化修繕計画¹に基づき、橋梁の点検と先を見通した修繕工事（予防保全型）を行います。

令和7年度は、3橋の設計、修繕工事を実施します。

橋梁改修年度別実施数

（単位：橋）

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工事 (修繕・撤去)	9	3	3	4	3

(1) 橋梁長寿命化の推進

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、対象橋梁の修繕工事を行います。

【修繕工事（高欄修復工）】・・・かもめ歩道橋



施工前



施工後

【撤去工事】・・・広町歩道橋



【令和7年度 主な工事箇所】

・勝島歩道橋



* 令和7年度予算額 120,500千円

¹ 橋梁長寿命化修繕計画：当初設定されていた設計耐用年数を、効率的・効果的な対策により延命化させること等を定めた計画。

6. 用地取得

★根拠・法令 土地収用法等

1 用地取得（用地担当）

区民福祉の向上に資する公共施設の整備拡充のため、主管課の事業計画に基づき、用地の取得を進めています。

用地取得年度別実績

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取得件数	13件	23件	18件	12件	14件
取得面積	14,105.30㎡	7,050.80㎡	6,539.60㎡	4,287.78㎡	1,232.14㎡
取得金額	3,964,208千円	2,030,513千円	3,517,186千円	524,175千円	2,607,859千円

【取得事例】

令和6年度取得 東中延一丁目11番地区防災街区整備事業防災広場用地



公

園

課

1.水とみどりの基本計画・行動計画

平成24年6月に策定した「水とみどりの基本計画・行動計画」を令和4年3月に改定しました。学識経験者等で構成する「水とみどりの基本計画・行動計画推進会議」を開催し、施策の達成状況や活動状況の評価・点検を行っています。また、現行計画の見直しの可能性を見据えつつ、近年の社会情勢、区民のニーズを調査し、現行計画における内容の精査を行います。

★根拠・法令

都市緑地法、品川区みどりの条例

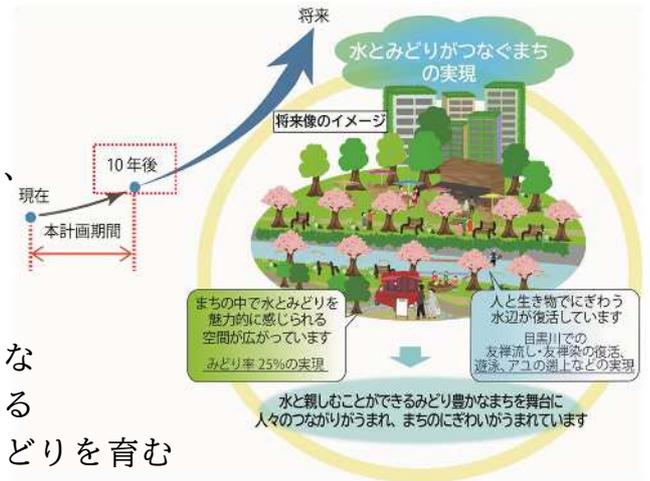
1 計画の目標と基本方針

(1) 将来像

区民や事業者等と連携し、多様な手法で『水とみどりがつなぐまち』の実現を目指し、区民が住み続けたいと感じる、水とみどりに親しむことができるみどり豊かなまちを次世代につないでいきます。

(2) 基本方針

- ・方針1：区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる
- ・方針2：身近な水とみどりを柔軟に活用し、多様で豊かな暮らしを実現する
- ・方針3：品川らしい水とみどりを継承し、まちづくりに活かす
- ・方針4：様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりにぎわい拠点をつくる
- ・方針5：区民と行政が一丸となって水とみどりを育む



(3) 計画の目標

みどりと水辺に親しめる空間を増やし、区民満足度を向上させます。

■みどりに関する数値目標(令和13年)

- ①みどりのきれいさやみどり空間の区民満足度 80% (現状 52.0%)
- ②みどり率 21.7% (現状 21.1%)
- ③NP0 やエリアマネジメント等の地域団体による利用を促進、管理する公園数 22箇所 (現状 10箇所)

■水辺に関する数値目標(令和13年)

- ①水のきれいさや水辺空間の区民満足度 50% (現状 31.3%)
- ②親しめる水辺が多いと感じる区民の割合 50% (現状 28.5%)
- ③区有船着場の利用回数 450回/年 (現状 150回/年)

* 令和7年度予算額 10,390千円

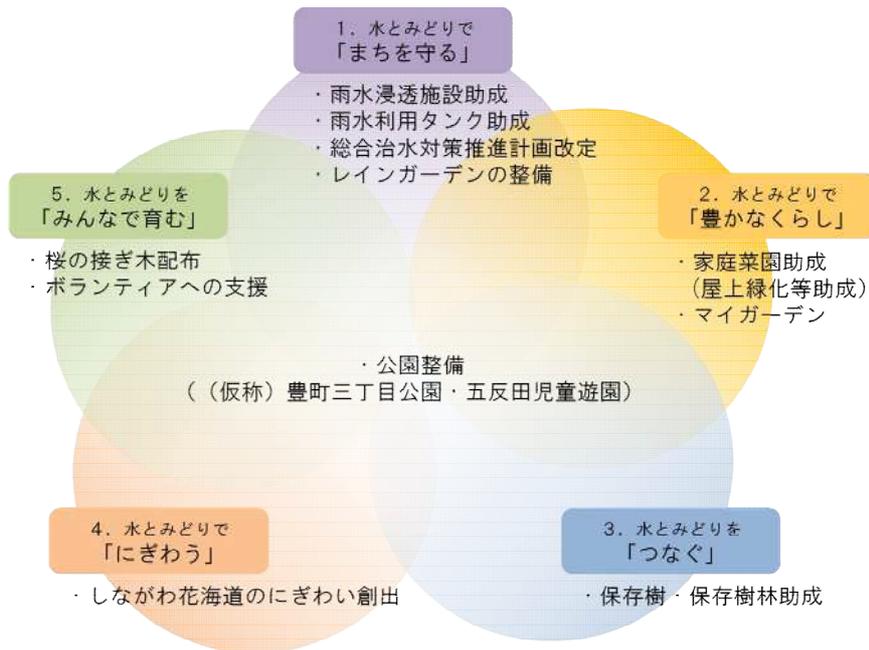
2. 緑化の推進（みどり豊かなまちづくり）

★根拠・法令

都市緑地法、生物多様性基本法、品川区みどりの条例、品川区緑豊かな街なみづくり助成要綱、品川区屋上緑化等助成要綱、品川区みどりと花のボランティア実施要綱、品川区マイガーデン設置要綱

1 グリーンインフラの推進（みどりの係）

区内の水やみどりの保全・創出・活用などグリーンインフラ関連事業を推進し、地球温暖化の緩和や生態系の保全、治水対策に資する雨水の流出抑制など、地球規模の環境課題の解決に取り組んでいきます。



2 区民のみどりづくり支援

（1）緑化活動支援事業（みどりの係）

①園芸講座（公園維持担当）

緑化の啓発・普及を図るため、花苗の寄せ植えなどの園芸講座を開催します。

1回 50名 × 2回開催

②みどりのモデル地区

地域緑化の一層の推進を図るため、町会・自治会を単位として「みどりのモデル地区」を指定し、苗木や土・肥料等の配布や普及・啓発事業を行うことで住民の自主的緑化活動を支援します。

* 平塚二丁目町会（令和5年4月1日指定）

* 令和7年度予算額 467千円

③緑化指導認定事務

「品川区みどりの条例」に基づき、面積 300 m²以上の敷地に建築行為等を行おうとする者に対して、緑化計画書の提出を義務付け、緑化について指導することで、区内の緑を確保していきます。

また、優れた緑化が行われた物件に対して「品川区緑化大賞」、「品川区緑化賞」を贈り顕彰することにより、区民ならびに事業者の緑化に対する意識の向上を図ります。



緑化賞〔令和 6 年度受賞物件〕

緑化計画書認定実績

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
認定件数 (件)	98	99	89	92	104
接道部緑化 認定延長 (m)	6,190	5,130	4,245	1,584	1,651
敷地内緑化 認定面積 (m ²)	139,487	81,260	27,397	119,650	127,830
屋上緑化等 認定面積 (m ²)	10,671	6,201	11,830	2,971	4,538

* 令和 7 年度予算額 7 4 3 千円

④街なみ緑化助成事業

・生垣助成（品川区緑豊かな街なみづくり助成要綱）

地域の緑化を推進し、街なみの景観を向上することを目的とし、道路に接する箇所に生垣や樹木の植樹を希望する方に助成金を交付しています。

これまでの助成制度はブロック塀等の除去と緑化が一体となっていました。平成 30 年 12 月より建築課が道路沿いのブロック塀等の除去助成を始めたことから、令和元年度（平成 31 年度）からは生垣などの緑化に特化した助成制度となっています。



生垣緑化

生垣助成実績

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成件数 (件)	2	8	7	3	6
緑化延長 (m)	11.6	38.0	34.5	31.2	74.0

・屋上緑化等助成（品川区屋上緑化等助成要綱）

既存建物や新築建物の屋上等を緑化する方に、工事費用の一部を助成しています。（緑化計画書の提出が求められている物件については、基準を上まわった部分が助成対象となります）



屋上緑化

屋上緑化等助成実績

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成件数 (件)	2	3	3	5	5
緑化面積 (㎡)	8	83.3	3.3	37.6	11.3

* 令和 7 年度予算額 3, 5 4 5 千円

⑤みどりのボランティア支援（品川区みどりと花のボランティア実施要綱）

区が管理する花壇の花苗の植付けや管理、公園・道路の清掃などについてボランティア活動をしていただいている地域の方々を支援し、区民の手による緑化と花のあるまちづくりを後押ししています。



ボランティア活動

みどりと花のボランティア登録団体数等

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
登録団体(団体数)	170	175	176	175	180
登録者数 (人)	1, 381	1, 218	1, 220	1, 219	1, 206

* 令和 7 年度予算額 8, 7 4 0 千円

⑥みどりの保全事業

緑を守る施策の一環として「品川区みどりの条例」の規定に基づき、区内に残された数少ない大木および樹林を保護するため、所有者の同意を得て保存樹木に指定し、基本剪定や害虫駆除など維持管理の一部を区が実施しています。

また、区が指定した保存樹木の枝折れ、落下等により事故が発生し、所有者が法律上の賠償責任を負った場合に備えて保険にも加入しています。

【保存樹木等の指定基準】

- ・ 樹木 地上 1.5mの高さにおける幹回りが、1.2m以上の立木
- ・ 樹林 樹林の面積が 300 m²以上あるもので、保存樹木の基準に該当する樹木を 1 本以上含むもの
- ・ 生垣 高さが 0.9m以上で、その長さが 30m以上あるもの



保存樹木

保存樹と保存樹林の指定数

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保存樹（本）		282	324	320	319	311
保存樹林	箇所	21	21	22	22	22
	m ²	89,316	89,316	89,816	89,816	89,816

* 令和 7 年度予算額 98,935 千円

⑦愛される樹木を伝える事業

日本人にとって桜は古来から様々な名歌に詠まれ、現代ではお花見文化で親しまれるなど、区民にとっても愛着のある存在です。

しかし、高齢化等による幹の空洞化の発生により、安全管理のうえで伐採せざるを得ないことがあります。今までは植替えには購入した若木を用いてきましたが、接ぎ木により地域に愛されている桜のDNAを伝承していきます。また、地域に愛されている樹木についても伝承していきます。

令和 7 年度は、権現桜や児桜、学校の桜の接ぎ木の管理を行うとともに、区民に接ぎ木した学校の桜の苗木を配布します。また、品川宿の松の接ぎ木を実施します。引き続き、区ホームページやチラシにより事業の周知を図っていきます。



権現桜接ぎ木の状況
(令和7年2月)



児桜接ぎ木の状況
(令和7年2月)



学校の桜接ぎ木の状況
(令和7年2月)

* 令和7年度予算額 1,740千円

⑧緑化相談

庭木やベランダの鉢植えなど植物に関する相談を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	8	3	13	4	15

(2) みどりとふれあう場所づくり

①マイガーデンの運営(品川区マイガーデン設置要綱)(公園維持担当)

区民が土に触れ、野菜等の収穫を楽しみながら緑化を進めるマイガーデン(区民農園)の運営を行っています。令和3年にマイガーデン西五反田を開園し、令和7年度は3箇所目の整備を進めてまいります。

利用期間：4月から翌年2月の11カ月

利用料：2,000円/月

区画数：32区画(南大井)

16区画(西五反田)



子ども収穫体験教室
(第二庁舎屋上)

②子ども青空農園の運営

第二庁舎屋上での子ども収穫体験教室の実施や菜園の知識習得に向けた家庭菜園講座(座学)を実施します。

子ども収穫体験型教室 2回/月

家庭菜園講座(座学) 2回/年

応募状況

○マイガーデン南大井

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区画数（区画）	32	32	32	32	32
応募倍率（倍）	4.0	4.6	3.8	3.3	2.9

○マイガーデン西五反田

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区画数（区画）	16	16	16	16	16
応募倍率（倍）	6.5	※継続使用	6.9	6.2	6.4

* 令和7年度予算額 14,546千円

(3) 施設植栽・花壇維持管理（みどりの係）

①区有施設植栽管理

区有施設の樹木の健全な発育とみどりを良好な状態に維持するため、剪定、施肥、害虫駆除等の樹木管理を行います。

* 令和7年度予算額 22,052千円

②街角花壇維持管理

うるおいや、やすらぎのある街なみを創造するため、多くの区民が行き交う街角に、花壇を設置（15か所）し、四季折々の花を植えています。



街角花壇

* 令和7年度予算額 4,981千円

3. 公園・児童遊園整備事業

★根拠・法令

都市公園法、品川区立公園条例、品川区児童遊園の設置および管理に関する条例
都市計画法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1 みんなに愛される公園づくり（公園建設担当）

区が管理する公園、児童遊園について、30年を経過したものを対象に計画的に改修工事を行い、公園の長寿命化および遊具、園路、階段等のユニバーサル化を進めます。改修にあたっては、ワークショップなど多様な手法を通して、子どもたちを含めた住民のアイデアや公園へのニーズを計画に反映させることで、魅力ある公園づくりを進めます。また、令和2年に集約した子どもたちのアイデアの一部要素を取り入れた改修工事を行います。

本事業における公園等の施工実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新設面積 (㎡)	406	2,664	742	0	267
改修面積 (㎡)	39,384	5,650	35,290	20,428	5,317

(1) 公園・児童遊園の改修

老朽化の進んだ公園・児童遊園の設計・改修工事を行います。

- ・五反田児童遊園改修（工事）
- ・西大井広場公園（北側）（実施設計）



浜川北公園（令和7年3月完成）



西五反田公園（令和7年3月完成）

(2) 子どもたちのアイデアを活かした公園づくり

品川学園の3年生を対象にしたワークショップで提案された、子どもたちのアイデアを活かした子どもの森公園の改修を行います。併せて、少年野球場の改修やバスケットコートの新設、公園管理事務所の改築等を行います。

- ・子どもの森公園改修（工事）令和7～8年度
- ・子どもの森公園管理事務所（改築）令和7～8年度 ※施設整備課執行委任



子どもの森公園（令和7～8年整備予定）

(3) 区立公園・児童遊園の新設

公園・児童遊園として確保した用地の公園整備工事を行います。

- ・東品川海上公園拡張整備（工事）
- ・（仮称）豊町三丁目公園整備（工事）



（仮称）豊町三丁目公園の整備イメージ

* 令和7年度予算額 513,100千円

2 立会川・勝島地区まちづくり（公園建設担当）

平成30年度に策定した「立会川・勝島地区まちづくりビジョン」の目指すべき将来像の実現のため、一体的な水辺空間の整備に向け、（仮称）勝島人道橋の新設やしながわ花海道、新浜川公園の改修を行ってまいります。

令和7年度は、人道橋の橋台を整備し、橋桁の工場製作を予定しております。



(仮称) 勝島人道橋整備イメージ (令和 6~9 年整備予定)

- ・ (仮称) 勝島人道橋整備 (下部工) (工事) ※道路課執行委任案件
- ・ (仮称) 勝島人道橋整備 (上部工) (工事) ※道路課執行委任案件
- ・ 新浜川公園 (基本設計)

* 令和 7 年度予算額 869,000 千円

3 Park-PFI の導入 (公園建設担当)

区では、多様なニーズに対応した、より魅力ある都市公園の創出を目指し、区立公園内に民間施設を設置することで、公園が活性化することやイベントの開催等、にぎわいの創出につながることから、東品川海上公園において Park-PFI (公募設置管理制度) の導入を進めており、公募設置等指針に基づき、公募設置等計画を認定しました。

令和 7 年度は、選定事業者と協定を締結し施設のインフラ整備等 (区の事業範囲) を実施します。



東品川海上公園



Park-PFI の実施イメージ

- ・ Park-PFI インフラ等整備 (委託・工事)
- ・ 特定公園施設整備補助金

* 令和 7 年度予算額 40,000 千円

4. 公園・児童遊園の維持管理

★根拠・法令

都市公園法、品川区立公園条例、品川区児童遊園の設置および管理に関する条例
都市計画法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1 公園・児童遊園の維持管理（公園維持担当・道路課電気設備係）

区内の公園・児童遊園・緑地等 276 箇所（令和 6 年度末）を、常に良好な状況で利用できるように維持管理しています。



みどりと花のフェスティバル



鮫洲入江広場

(1) 施設維持管理

遊具やベンチ、管理施設等の点検を行い、必要な補修を行うとともに、園内の清掃、ごみ収集等を実施しています。

- ・大規模、特色のある公園等の管理委託 40 箇所
- ・清掃等委託 217 箇所

(2) 樹木維持管理

園内の樹木の生育を良好に保ち、必要な肥料散布や剪定等を実施し管理しています。

(3) 公園等の電気設備の維持管理

公園等の電気設備を安全、かつ正常に保つために維持管理しています。

- ・公園灯（令和元年度LED化工事完了）
- ・ナイター設備 5 箇所
 - 天王洲野球場
 - 品川南ふ頭公園野球場
 - 八潮北公園テニスコート・野球場等
 - しながわ中央公園多目的広場およびテニスコート
（令和 7 年度LED化工事予定）
 - しながわ区民公園テニスコート
- ・時計設備 249 基
- ・防犯カメラ 407 基

(4) ミストで涼しくおもてなしパーク

区立公園7カ所（しながわ区民公園、西大井広場公園、東品川公園、東品川海上公園、文庫の森、西霧ヶ谷公園、ひらさん広場）、令和7年度から3カ所（浜川公園、大崎五丁目遊園、あさひ公園）を加えた10カ所にミストを設置し、熱中症対策とあわせて涼しさでおもてなしをします。（7月～9月実施）

5. 公衆便所・公園便所の維持管理

★根拠・法令

都市計画法、品川区公園条例、品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1 公衆便所・公園便所の維持管理（公園維持担当・道路課電気設備係）

(1) 施設維持管理

区民が快適で安心して利用しやすい便所となるよう、164箇所の便所について日常の維持管理をしています。また、毎日1～2回行っている清掃について、駅前等の利用者の多い公衆便所では3回実施しています。

・公衆便所 35 箇所、公園便所 108 箇所、児童遊園 21 箇所（令和6年度末現在）

(2) 公園等便所修繕

便所施設の破損が生じたときに、継続して使用できるよう修繕を行なっています。また併せて、バリアフリー化や洋式化も行っています。

* 令和7年度予算額（公衆便所分）	64,383千円
（公園・児童遊園便所分）	51,243千円

6. しながわ水族館

★根拠・法令

都市公園法、水族館等施設の運営事業に関する基本協定

しながわ水族館は、平成3年10月19日、「海や川とのふれあい」をテーマに娯楽性と学習性を兼ね備えた都市型的水族館として、しながわ区民公園内に開館しました。入館者数においては、新型コロナウイルスの影響を受けたものの、年々増加しており、令和6年度の年間入館者数は50万人を達成しました。

1 しながわ水族館運営支援（水族館担当）

令和7年度も引き続き、品川区の観光資源として、区民の方はもちろん様々な方に、楽しんで頂けるような企画や展示を行っています。

また、情報発信として、これまでの各SNSによる発信に加え、新たにビジョン広告も活用し入館者増を目指します。

入館者数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入館者数（人）	195,644	332,369	455,773	488,162	529,428
区民割引利用者数(人)	23,242	30,174	30,436	30,607	30,091



春のイベント案内



1歳になったゴマフアザラシのしぶき
(2024年2月誕生)

2 しながわ水族館リニューアル（水族館担当）

令和4年3月に策定した「しながわ水族館リニューアルの方向性について」に沿って、新たな魅力を発信する施設として整備していきます。令和7年度は、より効果的かつ効率的な整備・運営手法の再検討を実施します。

また、水族館リニューアルに併せて、しながわ区民公園の活用を検討することで、公園と水族館の相乗効果を促し、公園全体の更なる魅力向上を目指します。

【しながわ水族館リニューアルの方向性について】

①次世代水族館の方向性

- ・長期基本計画における政策の柱を推進する役割を果たす
- ・品川の歴史や文化を発信する都市型観光拠点
- ・しながわ区民公園と一体的な魅力向上

②イルカ展示とイルカショーの終了

- ・イルカ展示とイルカショーを終了する

③建設場所

- ・しながわ区民公園内(勝島の海周辺)

④施設規模

- ・中規模(延床面積約 5,000 m²)
- ・年間利用者数想定(初年度 100 万人、5 年後想定 60 万人)

⑤主な展示理念

- ・しながわ区民公園の自然と調和し、水中感あふれる展示
- ・品川の水辺の立地を活かした、歴史を感じられる展示
- ・品川らしさのある体験学習の展開
- ・品川の情報発信と区内他施設との連携
- ・区民アイデアを取り入れた展示



しながわ水族館全景

* 令和7年度予算額 280,466千円

河川下水道課

1. 河川の管理 (水辺の係)

河川の良い環境を確保するため、護岸および河川管理施設の清掃や、経年により損傷・劣化した箇所の補修などの維持管理を行っています。

また、水辺空間の利活用を促進し、区民と水とのふれあいを回復するため、水辺の環境改善の一環として、河川の水質改善を進めます。

★根拠法令 河川法、特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

1 河川清掃等

立会川等の河川環境を改善するため、浮遊ゴミの除去や護岸部の洗浄等の清掃作業や、経年により破損した河川管理施設の維持修繕を行っています。

また、目黒川および立会川の良い維持管理のため、転落防止柵やフラップゲートなど河川管理施設の点検を毎年実施しています。

河川清掃回数の実績

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主な作業の実施数	河川清掃	24	21	25	25	25	25
	オイルフェンス	3	4	0	0	6	4
	軽作業	8	5	5	5	6	5
	船着場等清掃	26	41	38	49	37	36
	その他	0	1	0	0	0	0
作業総数(回)		61	72	68	79	74	70

河川管理施設維持修工事の実績

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	1	5	5	7

* 令和7年度予算額 44,129千円

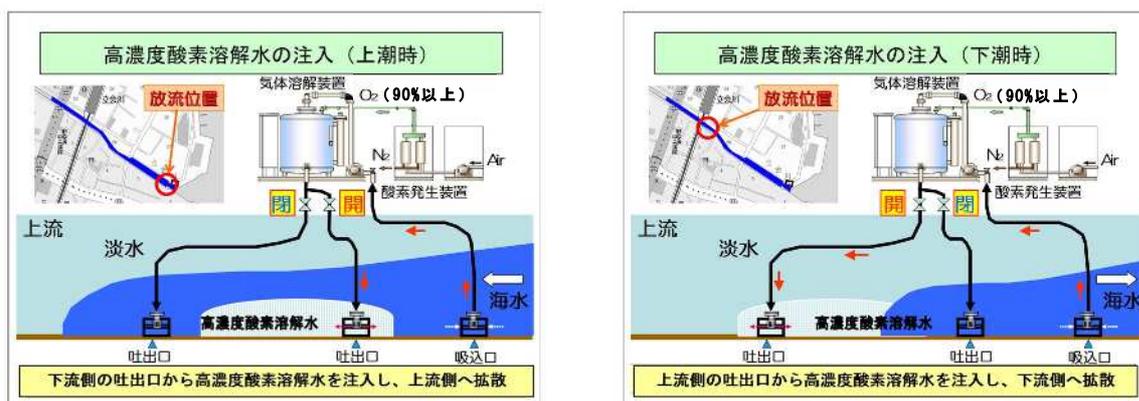
2 目黒川・立会川水質改善

(1) 高濃度酸素溶解水による水質改善対策

立会川の水質悪化の一因となっている川底付近の酸素不足を解消するため、平成20年度から高濃度酸素溶解水による水質改善の取り組みを進めています。高い濃度の酸素を溶け込ませた水を川の中に流すことで、川底の酸素量を増やして微生物等の活性化を促し水質を改善させます。

また、水質を経年的に把握するための水質調査も実施しています。

高濃度酸素溶解水イメージ図



* 令和7年度予算額 30,608千円

(2) 城南河川清流復活事業

目黒川の維持水量を確保し水質を向上させることを目的として、平成7年3月から、新宿区にある落合水再生センターでの処理水（再生水）を、世田谷区池尻四丁目の池尻北児童遊園付近から目黒川に導水する事業を実施しています。

平成13年度から送水経費の一部として、区は、年間460万円を負担していますが、東京都の全額負担で事業を実施することを求めて、関係区である目黒区・世田谷区と連携して継続的に東京都に働きかけていきます。

* 令和7年度予算額 4,600千円

(3) 河川・運河美化の啓発

立会川および勝島運河では、NPOしながわ花海道や町会が中心となって清掃を実施しています。

また、令和5年度から、小学生を対象として、下水道工事現場見学会や船に乗って目黒川の水質や水質浄化の取り組みを学ぶ河川環境学習を実施しており、令和7年度も引き続き実施することで、地域住民の意識の高揚を図ります。



立会川雨水放流管工事現場見学会



目黒川河川環境学習

* 令和7年度予算額 220千円

3 目黒川浚渫・障害物撤去等

目黒川を良好な状態に維持するため、区が維持管理を分担している護岸フーチング部分の浚渫作業を東京都と調整を図りながら継続的に進めるとともに、目黒川内に残置されている杭やコンクリートガラ等障害物の撤去作業を行っています。

また、令和7年度も、水質を経年的に把握するための水質調査や、東京都下水道局の再生水を利用した、御成橋の散水を引き続き実施します。

目黒川浚渫量の実績

(単位：m³)

年度	平成24～令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
浚渫量 (うち土砂の量)	1,926 (640)	93 (31)	125 (41)	27 (9)	16 (5)	—

※特別区事務処理特例条例に基づき、都が行うべき事業の一部を特別区が行っており、目黒川の浚渫では、河川中央部を東京都が、両岸からおおむね2mの範囲を品川区が分担。
※令和6年度は東京都が実施する河川中央部の浚渫工事を優先させたため未実施。

* 令和7年度予算額 72,103千円

2. 水辺の利活用

(水辺の係)

区民が水とふれあい、水に親しむとともに、水辺のにぎわいを創出し、来訪者にも心地よく過ごしていただくために、区民や舟運事業者、東京都などと連携して、水辺空間の整備と利活用を進める取り組みを行います。

★根拠法令 河川法、河川敷地占用許可準則、品川区しながわ水族館船着場管理運営要綱、品川区目黒川船着場管理運営要綱、品川区船舶係留棧橋の利用および管理に関する要綱、東品川二丁目防災棧橋平常時利用要綱

1 水辺利活用・舟運活性化

令和 6 年度に「品川区水辺利活用ビジョン」の目標実現に向けた行動計画として、具体的な取り組み内容をまとめた、品川区水辺利活用推進計画を策定しました。

令和 7 年度はこの計画に基づき、担い手を行政から地域に拡大していくために、天王洲、目黒川、勝島・京浜運河の各エリアにおいて、区と地域が連携した先行的な取組に対する支援を行うとともに、日常的なまちのにぎわいの現状を把握するための通行量調査を行います。

また、新たに目黒川沿いの転落防止柵を、景観に配慮したデザインへ改修するための設計や、令和 7 年度も引き続き、河川や運河においてマナーを守らない船舶等への対策として、目黒川で舟運関係者と連携した航行マナー啓発活動を実施します。

なお、舟運の活性化については、東京都の補助金を活用した民間事業者による定期航路事業が、五反田と天王洲の間で開始されることから、積極的な広報や、水辺の活性化や地域のにぎわいにつながる取組みに対しての支援等を行うとともに、必要に応じて船着場の改修を行います。



水辺利活用推進計画



天王洲エリアにおける先行的な取組



目黒川エリアにおける先行的な取組



勝島・京浜運河エリアにおける先行的な取組



航行マナー啓発活動状況



民間事業者による都補助を活用した定期航路
(出典：東京都都市整備局プレス資料)

* 令和7年度予算額 51,552千円

2 区有船着場の管理・運営

舟運活性化や水辺のにぎわい創出につながる環境の向上に向け、区有船着場の維持管理や改修を実施するとともに、管理を地元団体へ委託することで効率化を図ります。

令和7年度は、定期航路事業開始に伴う東品川二丁目船着場の改修工事や、五反田船着場の補修工事を実施します。

区有船着場一覧

名称	住所
しながわ水族館船着場	勝島2丁目(勝島南運河)
東海橋船着場	北品川3丁目(目黒川)
品川天王洲船着場	東品川1丁目(天王洲運河)
五反田ふれあい水辺広場船着場	東五反田2丁目(目黒川)
東品川二丁目船着場	東品川2丁目(京浜運河)
五反田船着場	西五反田1丁目(目黒川)
東品川海上公園船着場	東品川3丁目(天王洲南運河)

区有船着場位置図



船着場詳細調査状況



五反田船着場補修
【被覆防食(令和6年度実施)】

* 令和7年度予算額 86,858千円

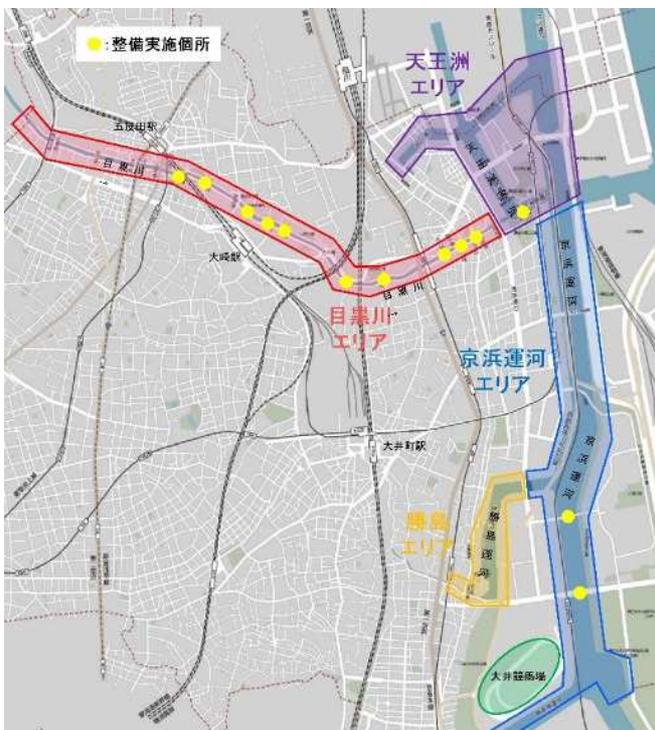
3 ヒカリの水辺プロジェクト

区内の水辺が多くの人でにぎわう観光・交流の軸となることを目指し、平成30年度から令和2年度までに目黒川や京浜運河・天王洲南運河に架かる13の橋にライトアップ施設を整備しました。

四季をイメージした色でライトアップするとともに、ピンクリボンデーなど社会運動への支援・賛同を示すアウェアネスカラーや、イベント等と連携した特別演出を行います。併せて、ライトアップ施設の清掃などの維持管理も実施します。

また、旧東海道周辺や五反田、大崎周辺など水辺の活性化に効果的な場所を選定して、護岸へのライトアップを試行的に実施します。

なお、ライトアップで発生するCO2排出量対策として、高知県と連携したカーボンオフセットを引き続き実施します。



名称	エリア	整備年度
新品川橋	目黒川	平成30年度
品川橋	目黒川	平成30年度
荏川橋	目黒川	平成30年度
要津橋	目黒川	令和2年度
三嶽橋	目黒川	令和2年度
森永橋	目黒川	令和元年度
小関橋	目黒川	令和2年度
鈴懸歩道橋	目黒川	令和2年度
山本橋	目黒川	令和元年度
ふれあいK字橋	目黒川	令和元年度
かもめ橋	京浜運河	令和元年度
勝島橋	京浜運河	令和元年度
アイル橋	天王洲	令和2年度



カーボン・オフセット証明書

* 令和7年度予算額 23,350千円

3. 治水対策（水辺の係）

品川区では、治水対策を計画的に推進するため、平成3年に「品川区総合治水対策推進計画」を策定し、下水道整備事業による浸水対策を進めるとともに、流域対策として道路や区有施設に雨水浸透ますの設置等を実施し、一定規模以上の建築物を建築する事業主に対しても、雨水の貯留または地下浸透に係る施設整備を指導しています。なお、令和6年度からこの計画の改定作業を進めており、令和7年度に改定を予定しています。

また、個人住宅等についても助成事業を活用し、治水対策に対する区民の理解と協力を求めつつ、積極的な働きかけを行っています。



治水対策の施策

1 雨水流出抑制の指導

集中豪雨等による都市型水害の被害を軽減するため、浸透ますや透水性舗装の整備とともに、「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」（平成25年度制定）に基づき、大規模な民間施設の新築・改築等を行う場合に、雨水流出抑制施設（浸透ます・浸透管・透水性舗装等）の設置を指導しています。

★根拠法令 品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱

地域別、開発面積別当たりの対策量

施設・地域別		敷地面積当たりの対策量	
民間施設	東品川 2、5 丁目 勝島、八潮、東八潮	敷地面積に係わらず	300 m ³ /ha
	上記以外の品川区全域	敷地面積 500 m ² 以上	600 m ³ /ha
		敷地面積 500 m ² 未満	300 m ³ /ha
公共施設		敷地面積に係わらず	600 m ³ /ha

雨水流出抑制指導実績

年度	昭和 63~令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
指導件数	2,400	92	77	67	58	67

※平成 25 年度以前は「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」に基づき指導

2 治水対策推進助成事業

(1) 雨水浸透施設設置助成事業

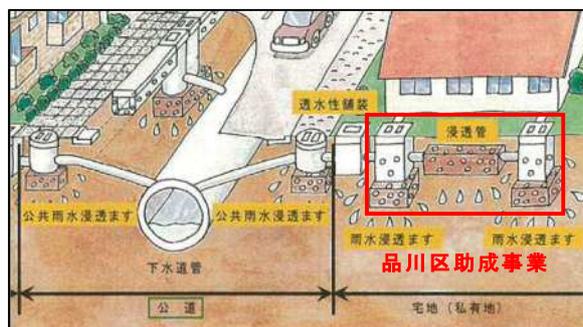
宅地内の雨水浸透施設の設置に要する経費の一部を平成 13 年度より「品川区雨水浸透施設設置助成要綱」に基づき、設置工事費の一部（限度額 54 万円）を助成しています。

設置者の費用負担を少なくし、宅地内への雨水流出抑制施設の拡充を図り、さらなる治水力の向上を目指します。

★根拠法令 品川区雨水浸透施設設置助成要綱

雨水流出抑制施設設置助成実績

年度	平成 13~令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
宅地内浸透施設設置助成件数	38	0	1	0	1	0



* 令和 7 年度予算額 540 千円

(2) 雨水利用タンク設置助成事業

都市の貴重な水資源である雨水を利用することは、浸水被害の軽減のみならず、水循環の保全・回復や省エネ・省資源等の観点からも有効な対策です。

区では、平成 18 年度より「品川区雨水タンク設置助成要綱」に基づき、雨水利用タンクの購入費用と設置工事費用の合計の 1/2（限度額 5 万円）を助成しています。（ただし、設置工事費用の助成額は 1 万 5 千円が上限です。）



タンク設置例

★根拠法令 品川区雨水タンク設置助成要綱

雨水利用タンク設置助成実績

年 度	平成 18～令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成件数	189	11	8	3	2	6

※平成 18 年度より、雨水利用タンクの購入費用の助成を行ってきましたが、区民のさらなる設置の促進を図るために、平成 23 年度より助成内容を拡充し、設置工事費用も助成の対象としました。

* 令和 7 年度予算額 370 千円

(3) 防水板設置工事助成事業

浸水被害の軽減を目的に、昭和 62 年度より「品川区防水板設置等工事助成要綱」に基づき、住宅・店舗・事務所の出入口等に防水板を設置する区民等に対し、費用の一部を助成しています。

平成 26 年度から、津波や高潮のおそれのある地域において浸水被害の軽減を図るため、区内標高 5 メートル以下に立地している建物に対し、助成対象を拡大しました。助成額は防水板設置等に要した工事費のうち、品川区民である個人の場合はその 3/4、品川区内に登記がある法人の場合はその 1/2（限度額 100 万円）とし、より一層の普及を図っています。（品川区内に住民票、登記がない場合、限度額は 50 万円です。）



防水板設置例

★根拠法令 品川区防水板設置等工事助成要綱

防水板設置工事助成実績

年 度	昭和 62～令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
助成件数	161	3	4	4	4	2

* 令和 7 年度予算額 3,485 千円

3 関係機関との連携

(1) 目黒川

目黒川の河川環境の改善促進のため、東京都への働きかけを行います。

- ・目黒川環境整備促進流域三区連絡会 (品川区、目黒区、世田谷区)
- ・城南五区下水道・河川連絡協議会
(品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区)

* 令和7年度予算額 40千円

(2) その他

浸水被害の軽減等のため、国や都に下水道整備、河川改修および高潮対策等について要望します。

- ・特別区下水道事業促進連絡会
- ・東京河川改修促進連盟
- ・東京高潮対策促進連盟
- ・東京都総合治水対策協議会

* 令和7年度予算額 320千円

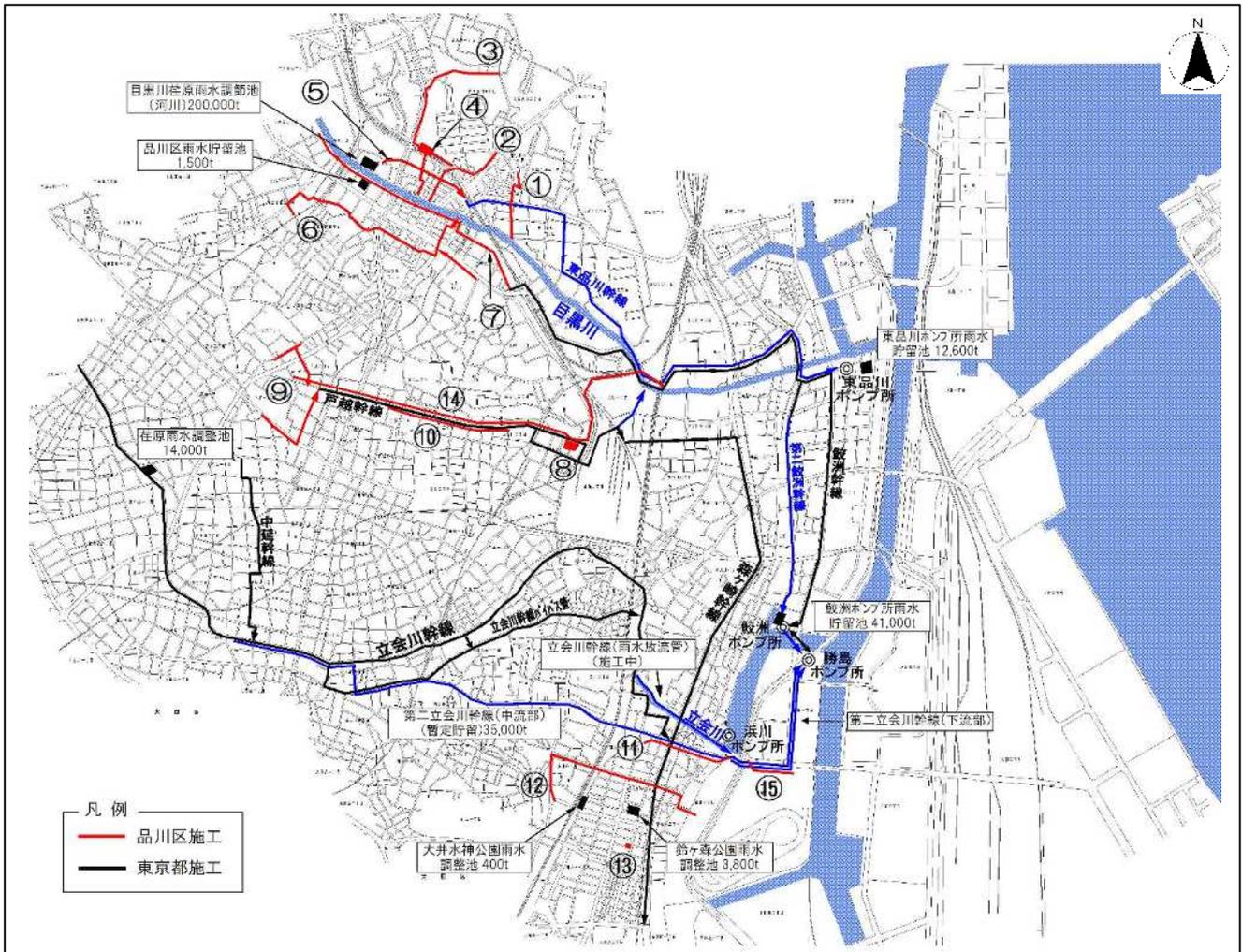
4. 下水道施設建設（下水道整備係）

東京都区部における下水道事業は、東京都が一体的に事業を実施していますが、区内の下水道事業を整備促進する観点から、品川区では事業の一部を受託し、東京都と連携して下水道事業を推進しています。

★根拠・法令 下水道法、東京都下水道条例

1 排水施設建設事業

品川区は、昭和 62 年度より東京都から目黒川沿い、立会川周辺、戸越・西品川地区の浸水対策事業等の一部を受託し、下水道管、貯留施設等を整備しています。

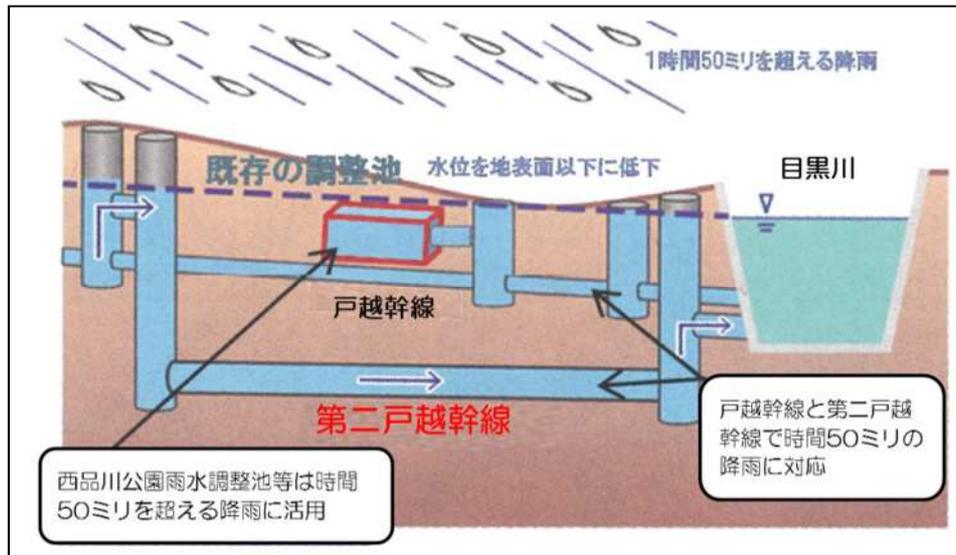


品川区施工による主な下水道と雨水の貯留施設

番号	施設名等	施工年度	番号	施設名等	施工年度
①	目黒川雨水バイパス管第1ルート	S62～S63	⑨	戸越幹線貯留管（上流部） 1,100 t	H15～H17
②	目黒川雨水バイパス管第2ルート	S63～H3	⑩	戸越幹線貯留管（中流部） 6,000 t	H19～H22
③	目黒川雨水バイパス管第3ルート	H3～H10	⑪	浜川雨水排水管	H24～R4
④	目黒川左岸調整池 6,175 t	H3～H10	⑫	勝島運河雨水貯留施設 4,900t	H24～H29
⑤	東品川幹線関連雨水管	H7～H11	⑬	立会川幹線雨水放流管（東京都施工）に伴う月見橋の家・総務部分室仮移転施設 ※実施中	H24～R10
⑥	目黒川右岸雨水バイパス管	H12～H16	⑭	第二戸越幹線 ※実施中	H29～R12
⑦	目黒川右岸低地部排水施設（暫定貯留）	H16～H21	⑮	勝島地区雨水管 ※実施中	R6～R12
⑧	西品川公園雨水調整池 2,400 t	H13～H14			

(1) 第二戸越幹線整備事業

東京都豪雨対策基本方針（平成26年6月改定）により50mm拡充対策地区に位置付けられた戸越・西品川地区周辺の浸水被害を軽減するため、新たに目黒川に雨水を排水する下水道管を整備し、既設の戸越幹線と併用することで時間50mmの降雨に対応します。また、これまでに整備した貯留管、調整池の活用により時間50mmを超える降雨に対しても浸水被害を軽減できるようになります。

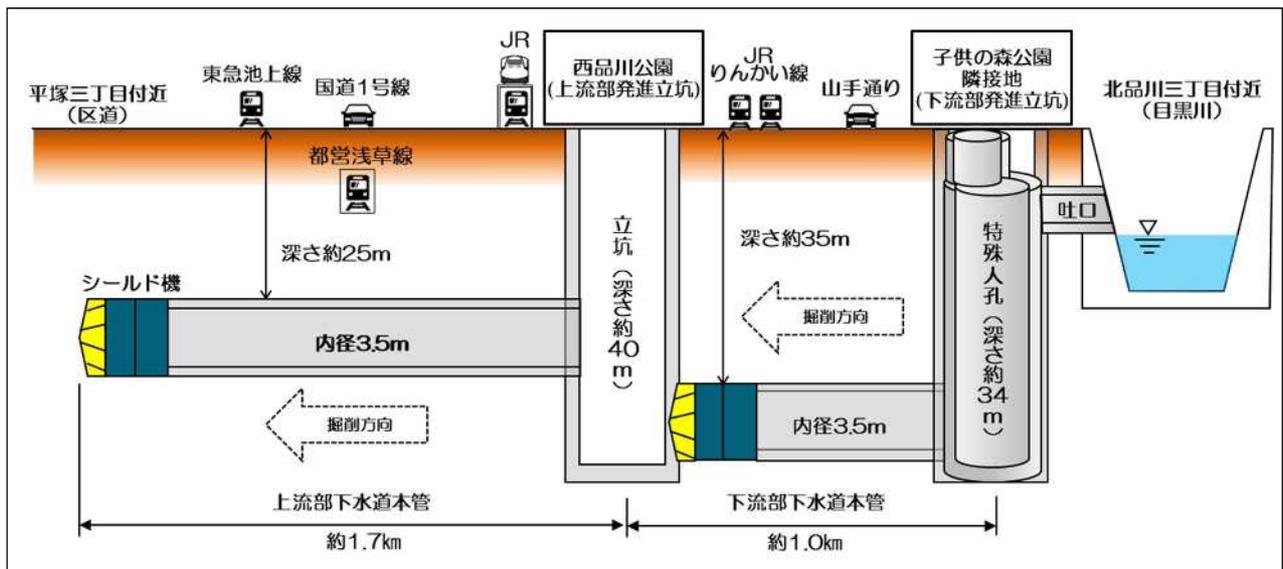


整備イメージ図

令和7年度は、上流部下水道本管に接続する取水管等の整備を進めます。また、区立子供の森公園の隣接地では、特殊人孔および吐口の築造を進めます。



整備箇所図

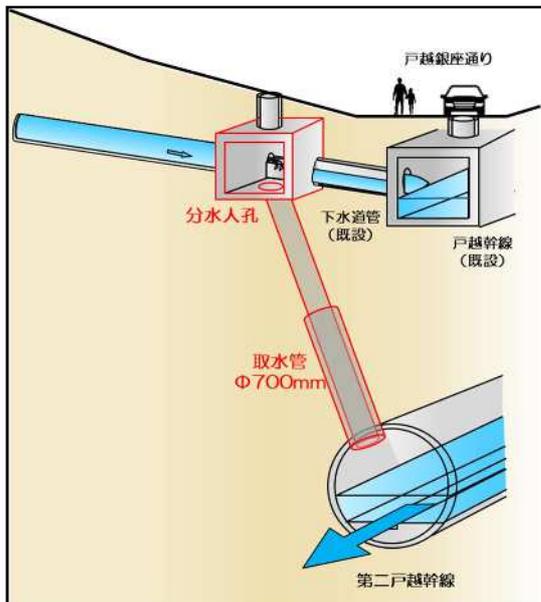


全体断面図

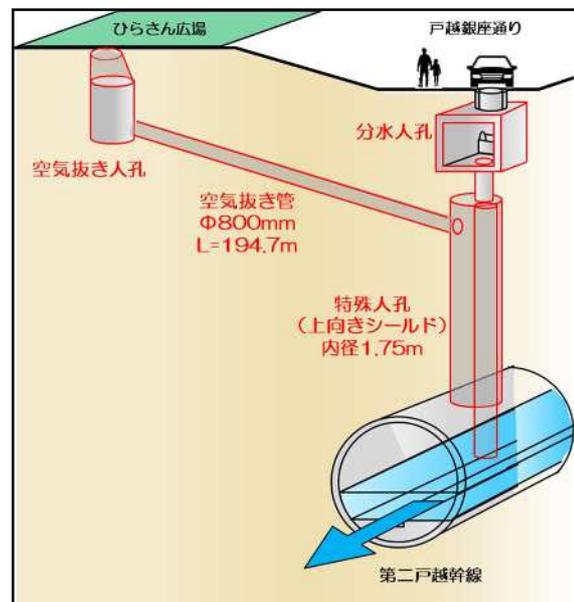
① 上流部下水道管整備

全体工事期間 : 平成 29 年度～令和 12 年度 (見込み)

令和 7 年度の : 区立西品川公園等を使用し、取水管等を整備
工事内容



取水工 (No.1) 概要図



取水工 (No.2) 概要図

※取水工の施工箇所については「整備箇所図」を参照

② 下流部下水道管整備

全体工事期間 : 令和元年度～令和 7 年度

令和 7 年度の : 区立子供の森公園の隣接地を使用し、特殊人孔 (内径
工事内容 8.0m、深さ約 34m) と吐口を整備

本管内で二次覆工 (内径 3.5m、延長約 1.0 km) を整備



北品川特殊人孔整備状況



下流部下水道本管内

* 令和7年度予算額 1,206,887千円

(2) 立会川幹線雨水放流管建設事業

東京都が実施する立会川幹線雨水放流管建設事業の事業用地の確保のために移転した区有施設（月見橋の家・総務部分室）の仮設施設の賃貸借事務等を行っています。

立会川幹線雨水放流管は、大雨時に立会川へ放流される雨水を取り込み、勝島ポンプ所へ送水する管であり、立会川周辺の浸水被害の軽減と勝島運河の水質改善に寄与します。

全体事業期間 : 平成24年度～令和10年度（見込み）

令和7年度の事業内容 : 仮移転した仮設区有施設のリース料および施設周辺の地域交流強化支援

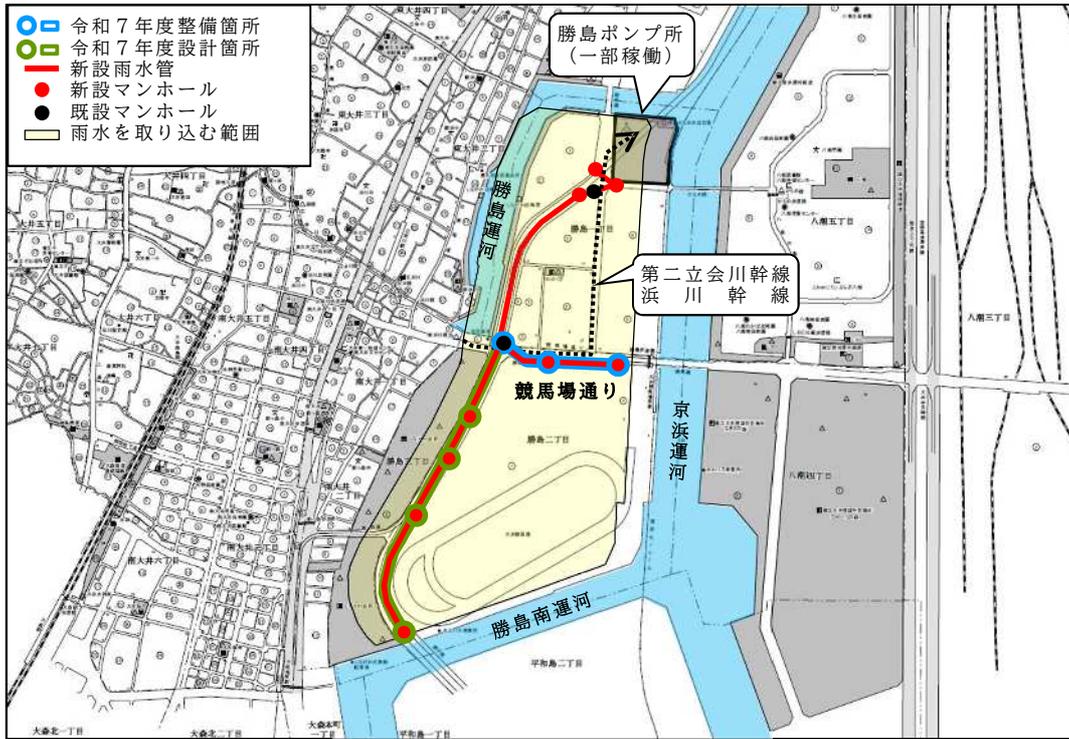
* 令和7年度予算額 22,992千円

(3) 勝島地区雨水管整備事業

勝島地区（勝島一～三丁目）の下水道は分流式（汚水と雨水を別々の下水道管で集める方式）ですが、雨水管が未整備のため宅内および道路等の雨水は、道路排水用の管きよを通じて運河へ放流されています。近年、都市化が進んだことにより雨水流入量が増え、大雨時に道路冠水が発生しています。

本事業では、勝島地区の雨水を勝島ポンプ所に流して京浜運河に放流するため、勝島ポンプ所につながる浜川幹線に接続する排水管を新たに整備し、浸水被害の軽減を図ります。

令和7年度は、競馬場通りにおいて雨水管を整備します。さらに、海岸通りにおいて新たな雨水管整備工事の着手に向けた設計を行うなど、段階的に整備工事を実施していきます。



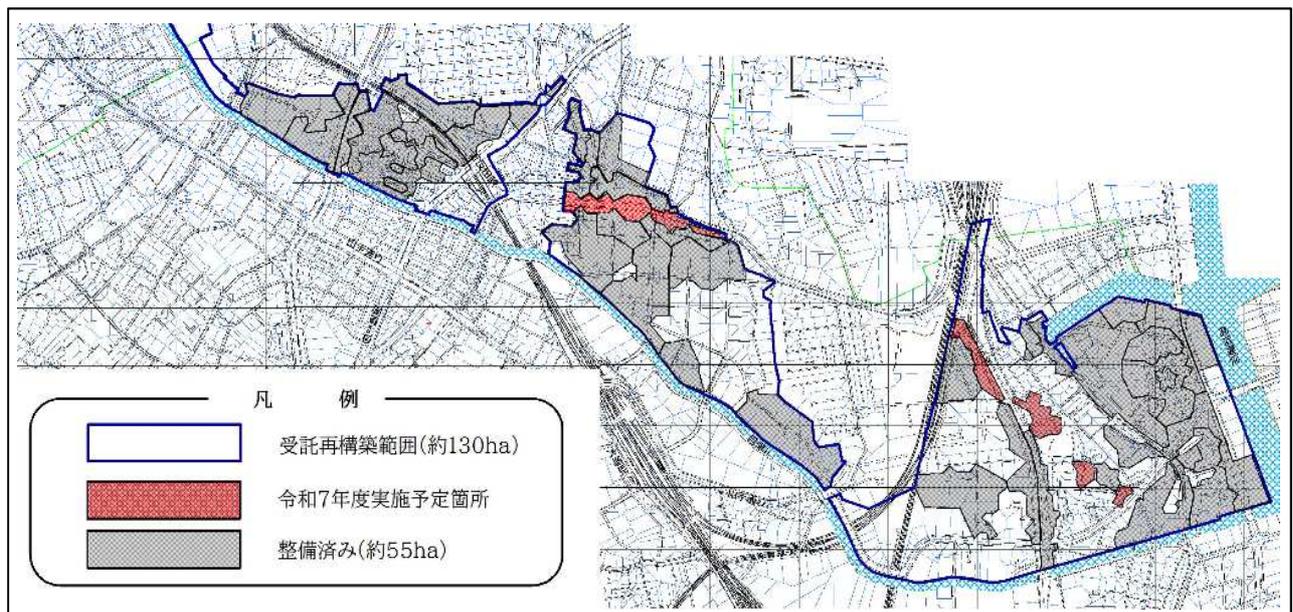
整備箇所図

* 令和7年度予算額 289,641千円

2 下水道管改修事業

(1) 下水道管老朽化対策事業（再構築事業）

下水道管整備後、50年程度が経過し老朽化が進んでいる目黒川左岸部において、下水道管の老朽化に伴う道路陥没の防止と排水能力の増強を図ることを目的に下水道管の再構築工事を行います。

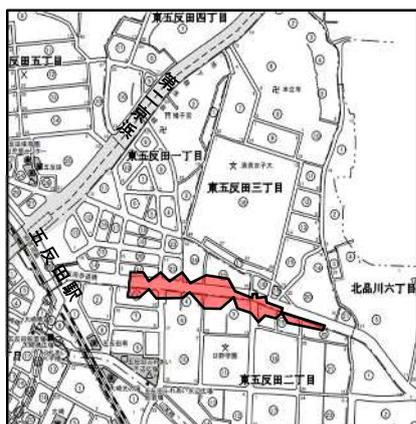


実施箇所図

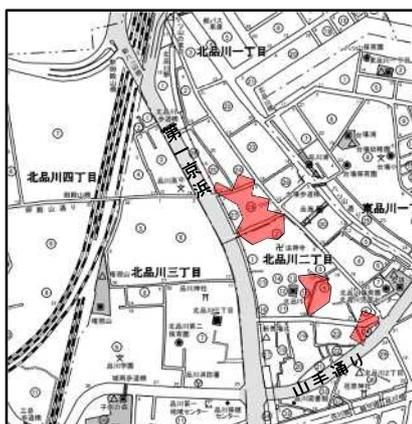
令和7年度は、東五反田一丁目地区、北品川二、三丁目地区で再構築工事を行います。

工事は、主に既設下水道管内面を樹脂材等で被覆・補強する「管きよ更生工法」で行い、一部、道路を掘って管きよを布設替える「開削工法」で実施します。また、道路管理者が管理する雨水ます等と一体的な改修を図ることで、道路の掘り返しを少なくし、区民生活や交通への影響を最小限に抑えます。

東五反田一丁目地区
(約 1.8ha)



北品川二丁目地区
(約 1.5ha)



北品川三丁目地区
(約 0.9ha)



令和7年度実施箇所図（詳細）

施工実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施工面積	約 5.2ha	約 3.8ha	約 3.5ha	約 2.7ha	約 7.9ha

* 令和7年度予算額 587,336千円

(2) 下水道管耐震化推進事業

下水道機能を確保するため、避難所など震災時に人が集まる施設や災害復旧拠点¹および地区内残留地区から排水を受け入れる下水道管を対象に耐震化を実施し、平成30年度に一旦完了しました。また、交通機能を確保するため、液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路などでマンホールの浮上抑制対策を実施しました。令和5年度より、一時滞在施設²や災害拠点連携病院³および無電柱化している道路や区が指定する緊急道路障害物除去路線などから排水を受け入れる下水道管を対象に追加し、マンホールとの接続部の耐震化およびマンホールの浮上抑制対策工事を実施しています。

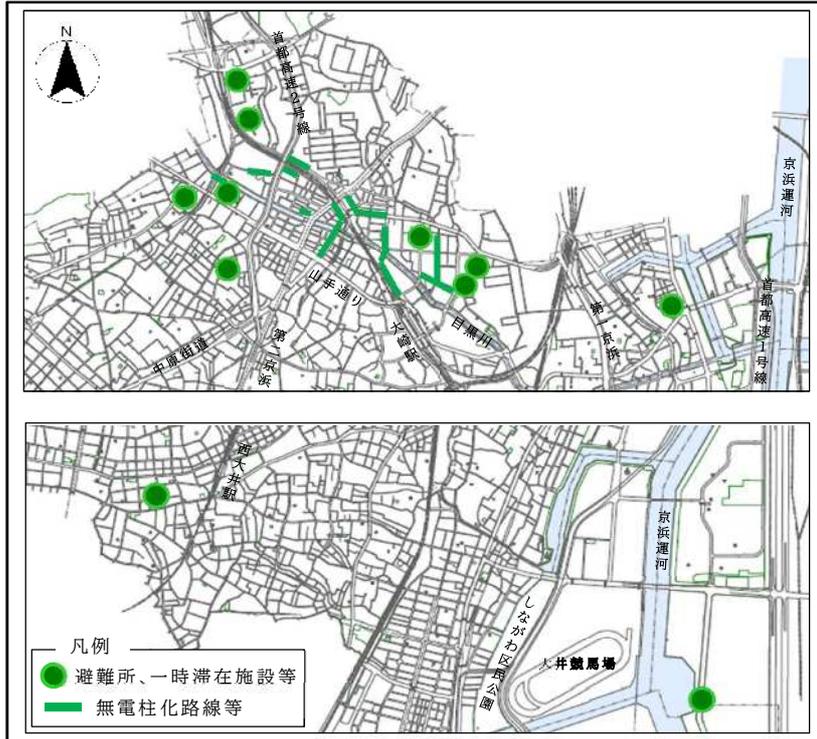
さらに、災害時に緊急車両が通行する無電柱化している道路を対象に、液状化

¹ 災害復旧拠点：災害時に職員が常駐し復旧指導にあたる首都中枢機関や区役所、警察署等の東京都地域防災計画における指定拠点、重症緊急患者が入院治療をする東京都指定二次救急医療機関等を指す。

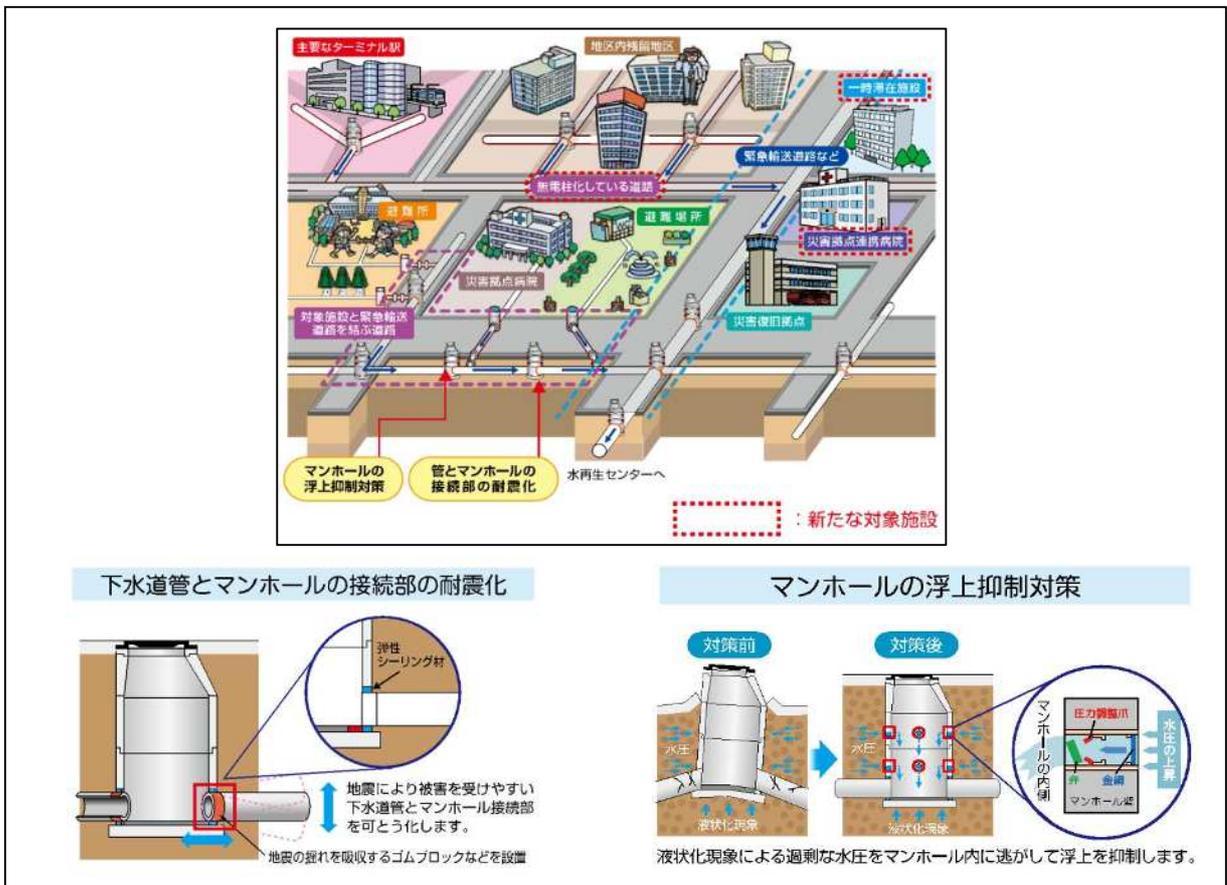
² 一時滞在施設：帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。

³ 災害拠点連携病院：災害時において主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う病院。区市町村が設置する医療救護所及び緊急医療救護所に対応できない重症者を収容する災害拠点病院と連携し、医療救護活動を実施する。災害拠点病院は耐震化完了済

によるマンホールの浮上抑制対策などを推進しています。
令和7年度は、引き続き耐震化工事を行います。



実施箇所図



下水道管耐震化のイメージ

* 令和7年度予算額 124,934千円

防

災

課

1. 防災関連計画の整備（計画担当）

★根拠法令 災害対策基本法

1 防災会議

防災会議は、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき設置された機関で、品川区地域防災計画をはじめ、防災に関する重要事項を決定します。



防災会議の様子

(1) 組織および所掌事務

防災会議は、区長が会長を務め、自衛隊、都、警視庁、東京消防庁、防災区民組織、消防団、医療関係者、公共機関の代表者など60人の委員で構成されています。

防災会議は、次に掲げる事項を担当します。

- ・ 品川区地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ・ 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ・ 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- ・ その他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に関する事務。

(2) 開催状況

年度	月日	議題
令和2年度	1月29日 (書面開催)	風水害時の避難施設の見直し、要配慮者利用施設の指定など
令和3年度	1月22日 (書面開催)	災害対策本部組織の改正、風水害時の避難情報の変更、避難行動要支援者の避難方法の変更など
令和4年度	1月27日	避難基準の見直し・避難場所の追加指定、広域避難場所の見直し
令和5年度	10月12日	品川区地域防災計画（素案）の確認等
	2月5日	品川区地域防災計画（計画案）の決定、パブリックコメントの実施報告等
令和6年度	3月24日	災害時協力協定一覧の更新、避難所および避難場所等の変更、土砂災害特別警戒区域の一部解除

2 防災関連計画

(1) 品川区地域防災計画

品川区地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき作成が義務づけられた計画で、災害時、区および防災関係機関などがその有する全機能を有効に発揮するため、区の地域における震災および津波・風水害などに係る災害の予防、応急対策および災害復旧対策を定めた計画であり、区の地域ならびに区民の生命、身体および財産の保護を目的としています。

令和5年度に、東京都の首都直下地震における被害想定の見直しや、これまでの災害における課題や計画の構成の見直し方針をもとに、大規模修正を行いました。

(2) その他各種計画等

- ①品川区災害時受援計画
- ②品川区災害廃棄物処理計画
- ③品川区業務継続計画 ※令和7年度修正予定
- ④品川区強靱化計画
- ⑤品川区災害時業務マニュアル・災害時初動対応マニュアル
- ⑥震災復興マニュアル
- ⑦品川区災害時トイレ確保・管理計画

3 国民保護協議会

区は、住民の生命、身体および財産を保護するため、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する責務があります。このため、必要に応じ、国民保護協議会を開催し、国民保護計画を変更するとともに、国民保護に関する訓練を実施します。

(1) 設置と委員構成

国民保護法第40条に基づき、区内における国民の保護のための措置に関して広く区民の意見を求め施策を総合的に推進するため、国民保護協議会を設置します。

区長が会長を務め、自衛隊、都、警視庁、東京消防庁、防災区民組織、消防団、医療関係者、公共機関の代表者など60人の委員で構成されています。

(2) 所掌事務

- ① 区長の諮問に応じて区内における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること
- ② 前号の重要事項に関し、区長に意見を述べること



国民保護対策本部会議

4 国民保護計画

国民保護法第35条に基づき作成した国民保護計画は、区内に発生する武力攻撃事態などにおいて、区民の生命、身体および財産を守るために、事態対処と体制づくり、各機関との連携、救援、情報収集などを定めるものです。

令和6年度は、人口データ等の資料を軽微修正しました。

令和7年度には、東京都が国民保護計画を変更予定のため、品川区においても、内容を見直し変更を図る予定をしています。



国民保護計画

5 国民保護に関する啓発

弾道ミサイル落下時の行動などについては総務省消防庁および東京都より「弾道ミサイル落下時の行動に係る住民への広報の充実等について」に基づき、住民への幅広い広報の実施を求められています。そのため、各総合防災訓練において、弾道ミサイル落下時の行動やJアラートなどの伝達手段などについて周知します。



弾道ミサイル落下時の行動

令和6年度は、国・東京都と共同して、Jアラート発出から弾道ミサイル落下後の一連の行動を実動により、地下鉄戸越駅およびしながわ中央公園で訓練を実施し、国民保護に関する啓発を図りました。

* 令和7年度予算額 558千円

2. 防災関係組織の育成・支援

(啓発・支援担当、防災設備係)

防災区民組織を育成・強化するとともに、防災に関係する組織を積極的に支援しています。

★根拠法令 災害対策基本法、品川区災害対策基本条例、品川区地域防災計画

1 防災区民組織の育成(啓発・支援担当)

災害時、住民が自助・共助の考えに基づき主体的に災害対応を行えるように、「品川区における防災区民組織の育成に関する要綱」に基づき助成を行い、町会・自治会を母体とした区民の自主組織である防災区民組織の育成・強化を図ります。

(1) 防災区民組織などの現況(啓発・支援担当)

現在区内には、令和7年4月1日現在で防災区民組織200団体、区民消火隊66隊およびミニポンプ隊183隊が活動しています。

(2) 消火ポンプの更新・維持管理(防災設備係)

定期的な維持管理と経年劣化したポンプの取り換えを行っています。

(3) 防災区民組織などへの助成(啓発・支援担当)

防災区民組織の活動を広く支援するために、各種助成金を交付しています。また、各地域の特性に応じた独自の取り組みを支援することを目的に、平成29年度より開始した防災資器材整備助成金を令和7年度から防災活動助成金に改編し、より自由度の高い補助金として、上限10万円を防災区民組織に交付します。

令和2~4年度は、東京都の緊急3か年事業「地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金」を利用し、防災区民組織に対して発電機等の電源資機材の購入に関し費用の1/2(1組織につき3年間で60万円上限)を補助しました。

令和5~7年度は、東京都の3か年事業「区市町村災害対応力向上支援事業補助金」を利用し、防災区民組織に対して可搬式の発電機・可搬式のWi-Fi・蓄電池・ソーラーパネルの購入に関し費用の1/2(1組織につき3年間で7.5万円上限)を補助することで、災害時の地域の通信確保に努めます。

単位：円

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
防災区民組織育成助成金	9,642,800 (200 組織)	9,577,475 (200 組織)	9,664,375 (200 組織)	9,625,093 (200 組織)	9,683,575 (200 組織)
区民消火隊助成金	1,980,000 (66 隊)				
ミニポンプ 隊助成金	3,680,000 (184 隊)	3,640,000 (182 隊)	3,640,000 (182 隊)	3,640,000 (182 隊)	3,660,000 (183 隊)
訓練助成金	3,660,000 (200 組織)	3,710,000 (200 組織)	3,770,000 (200 組織)	2,655,000 (200 組織)	2,735,000 (200 組織)
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
防災活動助成金 (令和7年度開始)					
防災資器材整備助成金 (令和6年度まで)	13,868,893 (144 組織)	12,422,656 (129 組織)	12,379,605 (128 組織)	11,675,446 (121 組織)	13,041,035 (138 組織)
(都)区市町村災害対応 力向上支援事業補助金				398,000 (6 組織)	912,000 (15 組織)
(都)地域コミュニティ 防災活動拠点電源確保 事業補助金	11,390,000 (86 組織)	3,737,000 (36 組織)	5,202,000 (44 組織)		
計	44,221,693	35,067,131	36,635,980	30,082,640	32,011,610

【助成による防災区民組織の主な活動など】

- ・研修会の実施・消火ポンプおよびスタンドパイプ操作訓練実施
- ・防災資器材の購入（テント・発電機・無線機 など）
- ・資器材取り扱い訓練・訓練周知用チラシ作成

2 防災協議会の支援（啓発・支援担当、防災設備係）

自主防災活動を推進するとともに、防災に関する知識の普及、情報の提供および意識の高揚を図ることを目的とし、区内13地区で設立されている防災協議会に、街頭消火器外観点検委託や協議会運営に係る事務事業委託等を行い、自主防災活動の推進を図ってきました。令和7年度からは、委託から品川区防災協議会各地区協議会活動助成金への改変および防災訓練のための助成金を新設し、自主防災活動の更なる活性化を支援します。

防災協議会活動助成金（令和7年度開始）

区 分	令和7年度（予算額）
自主防災活動のための事業	3,278 千円
初期消火体制整備のための事業	5,360 千円
八潮地区体制整備のための事業	257 千円
防災訓練のための事業	6,500 千円

街頭消火器外観点検等委託・防災協議会運営事務委託料などの状況（令和6年度移行）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
街頭消火器 外観点検等委託	6,228千円	6,285千円	6,346千円	6,425千円	6,120千円
防災協議会運営 事務委託料	1,920千円	2,119千円	2,292千円	2,292千円	2,308千円

* 令和7年度予算額 78,153千円

3. 防災訓練の充実（計画担当、啓発・支援担当）

自助・共助のための防災訓練を支援するとともに、職員の災害対応能力向上のための各種訓練を実施し、災害発生時の対応に備えています。

★根拠法令 災害対策基本法、品川区災害対策基本条例、品川区地域防災計画

1 総合防災訓練（啓発・支援担当）

さまざまな人が参加しやすい防災訓練にするため、防災イベントなどを通して集めた意見ニーズも取り込みながら、誰もが気軽に参加できる要素も取り込んだ新たな総合防災訓練の枠組みを構築するとともに、区民、事業者の参加を促すことで、参加者と防災協議会との繋がりを深め、共助意識の向上を図ることを目的に、令和6年度は5地区（品川第一・大崎第二・大井第三・荏原第五・八潮）で実施しています。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地区数	中止	6地区	4地区	7地区	10地区
参加人数	中止	980人 (2,898人)	895人	5,105人	7,225人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全地区が中止

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により縮小実施や分散実施となった。

【主な訓練内容】

・初期消火訓練・応急救護訓練・煙体験・地震体験・一斉放水・親子体験コーナーなど



放水訓練



地震体験

【新たな訓練要素】

- ・体験型コンテンツ(防災ダンス、防災ゲーム)、キッチンカー 等



防災ダンス



防災ゲーム

2 区内一斉防災訓練(避難所訓練、災害対策本部運営訓練)

大規模震災の発生に備え、区民と品川区などの関係機関が同一の状況下で訓練を実施し、災害発生時の対応を確認しています。

(1) 避難所訓練(啓発・支援担当)

区民による避難所の開設・運営要領の習熟を目的とし、避難所運営本部立ち上げ、避難者の受付、備蓄物資の確認、名簿作成訓練、仮設トイレ設営、災害用伝言ダイヤル体験などを実施しています。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
避難所訓練 会場数	11会場	29会場	43会場	46会場	46会場
参加人数	544人	7,846人	2,107人	9,748人	3,386人
うち職員数	293人	616人	463人	578人	460人

※令和元年度、令和3年度、令和5年度は、土曜日(学校登校日)に実施(児童生徒含む)

※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加避難所、人数が大きく減少



受付訓練



資機材確認

(2) 災害対策本部運営訓練(計画担当)

地震発生直後における職員の初動活動要領の習熟を図るため、災害対策本部の運営や各機関との連携などを避難所訓練と連動させて実施しています。

令和6年度は、首都直下南部地震が発生した想定とし、被害直後の対応要領について、被災情報管理システムを使用した、各部・課との「情報伝達訓練」を行うとともに、災

害時業務マニュアル（震災編）の実効性の検証も行き、震災対応における全庁的な災害対応能力の向上を図っています。

3 区職員・関係機関による訓練

(1) 風水害対応本部訓練（計画担当）

集中豪雨や台風などの出水期に備え、職員の災害対策本部運営の習熟を図ることを目的として、図上訓練を実施しています。令和6年度風水害災害対策本部訓練では、970hPa程度の台風が品川区を直撃する想定とし、災害時業務マニュアル（風水害編）の検証を兼ねて、被災情報管理システムを使用した、各部・課との「情報伝達訓練」と災害対策本部会議の運営を行う「審議訓練」を行い、全庁的な職員の災害対応能力の向上を図っています。

訓練実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施日	6月5日	6月2日	7月20日	7月20日	7月18日
参加職員	38人	121人	145人	30人	154人

※令和5年度は審議訓練のみ実施

【主な訓練内容】

災害時業務マニュアルの検証、災害対策本部各部の運営訓練、災害対策本部審議訓練、被災情報管理システムを活用した情報連絡・情報共有訓練



訓練の様子

(2) 水防訓練（啓発・支援担当）

梅雨時期や集中豪雨、台風シーズンを前に、浸水等による区民の生命・身体・財産等の被害の軽減および水防部隊の活動技術の向上を図る目的で、消防機関等と合同で実施してきましたが、令和6年度訓練からは、土木部の各部訓練としても位置づけ、風水害時の対応に必要な職員の活動技能を向上するための「実践的な訓練」に変更して実施します。

訓練実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施日	中止	中止	5月14日	5月13日	5月13日
参加職員	中止	中止	335人	300人	300人

※令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

【主な訓練内容】

令和7年度実施予定

- ・土のう積み訓練・排水活動訓練・倒木切断訓練【しながわ中央公園】
- 救命ボート操作訓練・排水ポンプ車取扱訓練【勝島運河】
- 災害廃棄物処理活動訓練【西大井広場公園】



水防工法訓練時の様子



災害廃棄物処理活動訓練



救命ボート操作訓練

(3) 避難施設開設訓練（計画担当）

集中豪雨や台風シーズンを前に、職員における自主避難施設等の開設要領を確認することを目的として、鍵の開錠、セキュリティの解除、本部との連絡、備蓄倉庫および各施設の確認、受付場所、ペットの避難場所、各機資材の配置、間仕切りの構成などを実働で訓練しています。

区分	令和5年度	令和6年度
実施日	5月13日	5月11日
実施場所	御殿山小学校 第三日野小学校 後地小学校 伊藤学園	大原小学校 浅間台小学校 三木小学校 大井第一小学校
参加人員	77人	79人



避難施設開設訓練の様子

(4) 災害対策職員待機寮防災訓練（計画担当）

災害対策職員待機寮は、夜間休日など職員の勤務時間外に発生した災害時の初動対応に従事する職員を確保するための住宅です。

待機寮に居住する職員の災害発生時の活動要領を習熟させるため、定期的に防災訓練を実施しています。

【令和7年度実施内容（予定）】

- ・災害対応要領の基礎知識
- ・災害時における待機寮生の役割の再確認
- ・避難施設（土砂災害）開設訓練
- ・避難所と備蓄物資講習、災害事例DVD鑑賞
- ・コールセンター講習



土のう作成訓練の様子

- ・クラウド版被災情報管理システム講習
- ・総合防災訓練、三者訓練従事
- ・被災情報管理システムを用いたシナリオ訓練

4 三者連絡会議訓練（啓発・支援担当）

地域・事業所・行政の三者で「地域防災対策三者連絡会議」を構成し、地域の連携強化および地域防災力の向上を図っています。

地域防災対策三者連絡会議 防災訓練実施状況(参加者数) 単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
品川第二	中止※1	55※2	43	229	228
大崎第一	中止※1	中止※1	雨天中止	52	49

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

※2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため人数制限を設けて縮小実施



災害時トイレ訓練



搬送訓練

* 令和7年度予算額 31,257千円

4. 区民・事業者等への防災教育の充実

（計画担当、啓発・支援担当、避難体制係）

防災に関する情報を様々な手段を利用して積極的に提供し、区民などの防災に関する知識の普及および意識の啓発に努めます。

★根拠法令 災害対策基本法、品川区災害対策基本条例、品川区地域防災計画

1 しながわ防災体験館（啓発・支援担当）

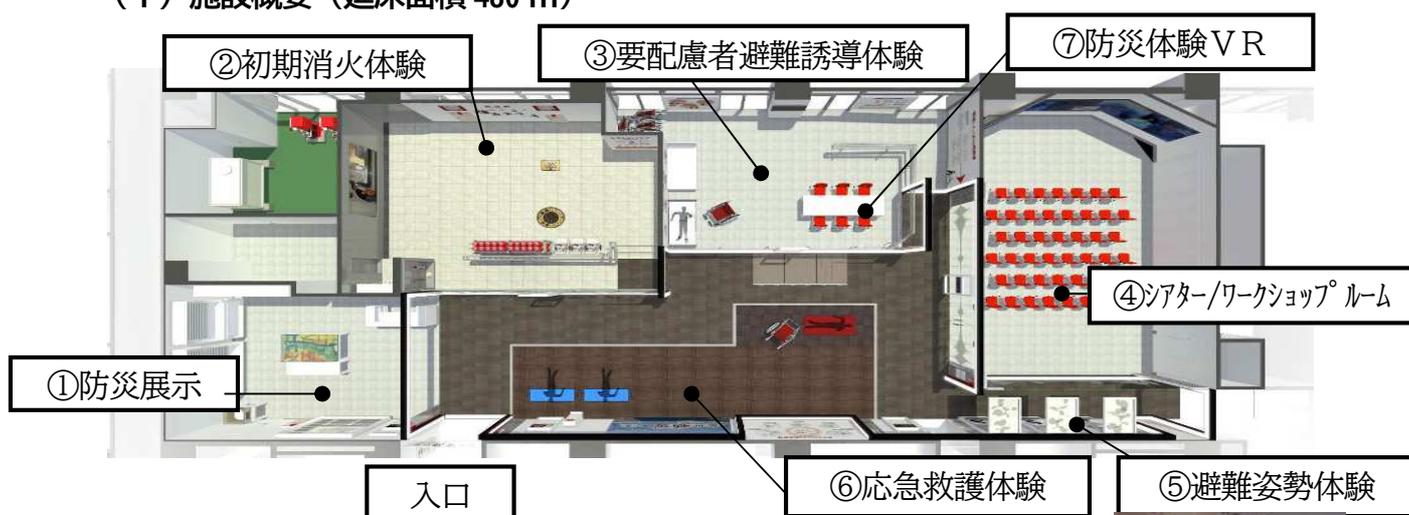
体験型の防災普及教育施設である「しながわ防災体験館」の運営業務と施設や設備機器



の維持管理を行っています。本物のスタンドパイプを使用した初期消火体験、要配慮者避難誘導体験およびシアター/ワークショップルームなどを活用し、防災意識の更なる向上に努めています。

日本語の他に、英語、韓国語および中国語の字幕も併記し、日本人だけでなく、外国人も利用しやすいものとしています。開館日は日、火～金（祝日・年末年始を除く）の午前9時～午後5時までとし、より多くの方が利用できるようにしています。また、家庭用消火器あっせん販売や感震ブレーカーの設置補助、防災ラジオの販売などについて電話受付や防災普及教育DVDの貸出をしています。

(1) 施設概要 (延床面積 480 m²)



①防災展示

非常持出品など、家庭で日頃から備えるものを実際に手に取って見ることができます。令和6年度は、仮設トイレや携帯トイレ等の展示を行いました。



展示ブース

②初期消火体験

訓練用消火器、スタンドパイプおよび屋内消火栓で、実際に放水することができます。スタンドパイプを体験する時に開閉する消火栓の蓋は、実際の道路にあるものと同一であり、蓋の重さや開閉することの困難さなどを体験できます。



スタンドパイプ展示

③要配慮者避難誘導体験

自分で避難することが困難な要配慮者などに見立てた人形を使用し、車椅子にて搬送する体験や、高齢者疑似体験セットを活用して高齢者の立場を体験することができます。



要配慮者避難誘導体験

④シアター/ワークショップルーム

普及啓発映像として区民向け、子ども向けおよび区内事業者向けの3種類を用意しています。また、しながわ防災学校や親子で防災体験などのワークショップを実施するスペースとして活用しています。



クリスマスランタンづくり
(ワークショップ)

⑤避難姿勢体験

火災時に充満する煙に巻き込まれないために、身を低くした正しい避難姿勢を体験できます。



煙から逃れる姿勢

⑥応急救護体験

心肺蘇生法やAEDの操作方法を訓練用の人形を使用しながら、スタッフの指導のもと実践的な体験をすることができます。



AEDの体験

⑦防災体験VR（バーチャル・リアリティ）

最新の技術を活用した防災体験VRで、災害時の様相をよりリアルに体験することができます。



VR体験

【主な体験内容】

- ・マンション室内における長周期地震動（区オリジナル）
- ・地震発生直後の避難（区オリジナル）
- ・ビル火災からの避難、各種防災訓練や防災講演での使用可能。

運営実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開館日数	207日	240日	250日	251日	248日
入場者数（延）	2,696人	5,357人	8,390人	9,472人	11,913人

※令和元～3年度で新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休館あり。

（2）親子で防災体験

楽しく防災を学ぶ場として、親子を対象にワークショップを実施しています。アクセサリーづくりを通じてロープの結び方を学ぶなど、楽しみながら防災に関する実践的な体験ができる内容となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数	61名	350名	383名	517名	378名
回数	4回	24回	24回	23回	24回

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により20回が中止。

※令和5年度は、防災フェア実施1回分が強風により中止。

2 しながわ防災学校（啓発・支援担当）

区民、防災区民組織、事業者などが、品川区災害対策基本条例に示す「努め」に応じて災害の予防・応急・復興対策におけるそれぞれの「役割」を果たし、各対策活動を実践できるようにするとともに、これらの活動の中心となる「しながわ防災リーダー」を育成し、しながわの地域防災力の向上を図ります。また、令和7年度より各事業で開催する個別の講座をしながわ防災学校の名称に統一し、ホームページ上の案内等も一元化することで、講座への認知度、受講者数の増加を図ります。

（1）対象者別研修（会場：しながわ防災体験館、オンライン開催など）

①防災区民組織コース

- ・地域防災ベーシックコース：災害対策に必要な知識／避難誘導など
- ・地域防災ステップアップコース：災害対応に必要な基礎技術／避難所運営など

- ・地域防災フォローアップコース：防災リーダーとして必要な心構えや知識など
- ②事業所コース：一斉帰宅の抑制／事業継続対策の実施など
- ③Kids サマークラス（一般向けコース）：個人の初動対応／家庭で取り組むべき対策など
- ④福祉関係者コース：防災に関する基礎知識／福祉と防災の関わりについてなど

(2) テーマ別研修（会場：区施設、オンライン開催など）

一般向けコース：乳幼児親子の防災対策、ペットの防災対策、トイレの防災対策、災害と心理、アウトドア防災、被災体験者による語り部 など

(3) 現場型研修（会場：地域の会館、集会所など）

- ・地域実践コース（出前）：避難誘導ワークショップ／防災マップ作成など
- ・地域コミュニティコース：防災マップ作成／学生への研修など

※新型コロナウイルス感染症に対応した実施方法として、e ラーニングを開始（令和 2 年度試行、令和 3 年度より実施）（令和 6 年度：74 名）



立正大学×防災学校



学研×防災学校

コース名	令和2年度※1		令和3年度※1		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	
防災 区民組織 コース	地域防災 ベーシック コース	—	—	3回	44名	3回	53名	3回	48名	3回	45名
	地域防災 ステップ アップ コース	—	—	3回	35名	4回	86名	4回	61名	3回	35名
	地域防災 フォロー アップ	—	—	2回	74名	2回	47名	2回	29名	2回	76名
事業所 コース	—	—	2回	34名	2回	47名	4回	189名	3回	81名	
Kids サマ ー クラス (令 和元年度 まで家 庭・区 民コ ース)	—	—	6回	96名	10回	208名	6回	129名	4回	86名	
一般向け コース テーマ 別 (令 和元 年度 まで 防災 カフェ)	—	—	5回	60名	6回	111名	6回	198名	7回	214名	
地域実 践コ ース	4回	94名	11回	167名	15回	262名	18回	509名	17回	606名	
地域コ ミュ ニ ティ コ ース	2回	13名	12回	369名	7回	772名	12回	826名	16回	1,023名	
福祉関 係者 向け コース※ 2	—	—	—	—	6回	238名	6回	301名	6回	402名	

※1 令和元～2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止の講座あり。令和3年度より一部のコースでオンライン開催を取り入れている。

※2 令和3年度にオンライン試行版で実施した福祉関係者向けコースを、令和4年度より正式にコースの1つとして開始した。

3 マンションにおける防災対策の強化（啓発・支援担当）

災害時におけるマンション内の住民同士や地域との助け合いによる備えを強化します。

(1) マンション防災アドバイザーの派遣

職員をマンション防災アドバイザーとしてマンションへ派遣し、防災セミナーなどを実施します。



マンション防災アドバイザーの派遣

(2) マンション防災訓練の実施

マンションの防災訓練の企画運営をサポートし、消防署と連携した防災訓練を実施します。

種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	参加人数								
講演	2件	87名	9件	104名	6件	80名	7件	135名	6件	117名
訓練	6件	92名	4件	76名	11件	228名	14件	344名	11件	261名

※講演内容：マンションの防災対策

※訓練内容：地震体験車、初期消火訓練、応急救護訓練、安否確認訓練など

(3) マンション防災対策啓発資料の印刷・配布（啓発・支援担当）

令和5年度、品川区のマンションにおける防災対策をさらに推進していくため、マンション居住者を対象とした『しながわ防災ハンドブック マンション居住者向け』および『マンション管理組合・理事会向け みんなで取り組むマンション防災ガイドブック』を作成し、令和6年度に印刷しました。希望する共同住宅等に配布を行い、エレベーター用防災チェア配布事業において管理組合・理事会向け冊子を同封しています。区内マンション居住者・管理者の防災意識の向上を目指すとともに、マンション居住者の避難の考え方について啓発を強化していきます。



居住者向け



管理組合・理事会向け

(4) マンション防災推進事業（啓発・支援担当）

マンション防災への関心の醸成から知識習得、防災組織の立上げまでの3段階に応じた支援事業を実施します。

- ① イベント等において防災に触れるきっかけとなるブースを出展します。
- ② マンション防災に興味を持った方が知識習得ができる講座（しがわ防災学校）を年間で5回実施します。
- ③ 組織化に向けた専門性の高い指導を行う伴走型防災アドバイザー支援をモデル事業として1マンション選定し、実施します。

4 その他普及教育関連事業

(1) 地震体験車・煙体験テントによる防災教育（啓発・支援担当）

区内学校や事業者、地域の防災訓練などにおいて、地震体験車による震度の体験や煙が充満した部屋から避難する体験を通して、事前の防災対策や発災時の初動対応について啓発しています。令和5年度に、新たに煙体験テントを導入しました。



地震体験訓練の様子

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地震体験車による防災教育	13回	29回	72回	99回	109回
	847人	1,361人	6,490人	7,126人	7,507人
煙体験による防災教育	0回	0回	6回	14回	26回
	0人	0人	917人	1,336人	2,198人

※令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、煙体験の受付を停止

(2) しながわ防災ハンドブック・品川区防災地図など（啓発・支援担当）

最新の情報や課題を反映した防災知識を普及するとともに、防災意識を啓発するため、「しながわ防災ハンドブック」と「品川区防災地図」を作成しています。

令和7年度は、東京都公表「高潮浸水想定区域図」の変更に伴い、区の高潮ハザードマップを変更し、周知チラシの全戸配布を行います。

「改訂版しながわ防災ハンドブック」を令和6年度に携帯トイレ全区民無償配布事業で同封し、配布しました。



周知チラシ



改訂版しながわ防災ハンドブック

(3) しながわ防災こどもbook（啓発・支援担当）

小学一年生とその保護者を対象に、親子で学べる防災絵本を配布し防災教育を図ります。小学校入学により通学等で一人で行動することが増えることや、家族にとってもライフステージが変わることから、災害への備えを見直すきっかけ作りをします。



こどもBOOK

(4) 啓発強化事業（ジージョくんのいっぽ）（啓発・支援担当）

区民の防災意識の向上を図ることを目的に、1年を通して、誰もが防災への「はじめのいっぽ」を踏み出せるような、新しい切り口での防災啓発イベントや情報発信などの取り組みを行います。

SNS（Instagram）での情報発信やイベントでの啓発ノベルティの配布等で、しながわ防災への理解促進や防災意識の向上を図るとともに、区内企業や団体との合同企画、地震体験車やトイレトラックの出張など、防災へ興味を持つきっかけとなるイベントを実施します。

(5) しながわ防災ジュニアプロジェクト（啓発・支援担当）

中学生が「自助・共助・公助」についての知識を深め、いざという時の行動につなげるためのコンテンツを作成し、区立学校で実施している防災教育の中で令和7年度より活用します。

また、防災における課題やニーズの多様化・複雑化に対応していくため、中学生の家族・地域住民・企業等を含めた「共助」への波及効果も見据えて事業を実施することや、企業協賛金を活用した持続可能な事業スキームを実現することを目指します。



教材

(6) 在宅避難推進事業（啓発・支援担当）

住み慣れた自宅で避難できる体制の強化、防災意識向上のために、携帯トイレ全区民無償配布、エレベーター用防災チェアの無償配布を行いました。

携帯トイレは1人20回分を世帯人数分、しながわ防災ハンドブックも同封して配布しました。エレベーター用防災チェアについては、引き続き、希望する共同住宅に対して配布を行います。



携帯トイレ
20回分



エレベーター用
防災チェア

(7) 事業者向け防災啓発事業（避難体制係）

事業者としての自助の取り組みや、地域社会の一員としての共助の役割を推進し、地域の被害拡大防止を目的として、事業者向け防災ハンドブックの更新や事業者コース(しながわ防災学校)を実施します。

①事業者向け防災ハンドブック作成・印刷

首都直下地震等による東京都の被害想定の見直しをはじめ、最新の情報、知見および教訓を反映した防災普及冊子となるようにデータ作成を行います。また、令和8年度以降、事業者コースを実施するにあたり、テキストとして利用していきます。

②事業者コース(しながわ防災学校)運営

能登半島地震を受け、事業者の災害時対応について関心が高まっていることから、講座回数を増やし、出張型3回、講座参加型2回で実施します。

(8) 女性向けコース・女性防災リーダー育成コース(しながわ防災学校) 運営(計画担当)

地域防災活動の新たな担い手を育成し、多様な視点での災害対策を強化するために、女性向けの防災学校のコースを新設します。

①女性向けコース(女性向けの講演やワークショップ/年2回開催)

②女性防災リーダー育成コース(防災区民組織の女性役員や防災士資格をお持ちの方などが顔をあわせて話し合いのできる場を提供/年3回開催)

(9) 防災士資格取得費用助成(計画担当)

防災士の資格を取得しようとする区内在住の学生を対象に、取得にかかる費用を助成することにより、若い世代の地域防災の担い手の育成を促進するとともに、地域防災力の向上を図ります。(助成金額：最大40,000円、毎年度10名まで)

* 令和7年度予算額 150,648千円

5. 消防団支援（啓発・支援担当）

1 消防団支援

3 消防本団、17 消防分団および3 消防少年団に対して「品川区消防団等補助金交付要綱」および「品川区消防団員に対する報奨金等支給要綱」に基づき補助などを行い、消防団の活動を支援しています。

補助金支給（3 消防本団、17 消防分団および3 消防少年団）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
装備品補助	消防団用バック、警戒本部用ポータブル電源、Tシャツ（長袖）	仮眠用寝袋・敷きパッド、ウィンドブレーカー、小型プロジェクター等	ウエストバッグ、ホース巻き取り機、無線機、無線機ハンドマイク、AEDバッテリー、卓上ライト等	LED ランタン、セーフティーライト用交換バッテリー、AED パッド等	消防団用防寒ジャンパー、賞状用ホルダー、吸管用ロープ

歳末警戒手当

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付人数	延 1,227 人	延 819 人	延 780 人	延 776 人	延 741 人

優良消防団員表彰

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
表彰人数	29 人	29 人	30 人	29 人	30 人

2 防火防災対策助成

区民に対して防火防災思想を啓発する各防火防災協会を「品川区防火防災協会補助金交付要綱」に基づき支援します。品川・大井・荏原防火防災協会に対して、計 1,200,000 円の補助金を交付しています。

* 令和7年度予算額 19,763千円

6. 避難行動要支援者支援（啓発・支援担当）

自ら避難することが困難な避難行動要支援者（以下、要支援者）の円滑かつ迅速な避難を確保するため、共助の要となる防災区民組織に対し、避難誘導ワークショップの実施や支援体制構築のため品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）を避難支援等関係者に配

付しています。

★根拠法令 災害対策基本法、品川区災害対策基本条例、品川区地域防災計画

1 品川区避難行動要支援者名簿

品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）登録数の推移 単位：人

区分	令和2年 更新時	令和3年 更新時	令和4年 更新時	令和5年 更新時	令和6年 更新時
登録者数	5,316	5,396	5,346	5,231	5,070

2 避難誘導ワークショップの実施支援

地域の方々が、避難行動要支援者の方を車いすなどで避難所まで避難誘導し、町内の危険箇所や道中の問題点などを話し合い、避難ルートや避難誘導方法の確認を行い、災害時に備えていく訓練を支援します。

単位：町会

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施町会数	2	3	6	3	3

3 避難行動要支援者支援コース（しながわ防災学校）運営

防災区民組織を対象とし、要支援者支援の制度に関する知識の付与や、要支援者に係る支援体制づくりを支援する講座を行います。避難行動要支援者名簿を活用した安否確認方法や避難誘導の方法を検討するワークを盛り込み、参加者が自主的に学習できる内容として、実効性のある要支援者支援の体制づくりを支援します。

* 令和7年度予算額 10,421千円

7. 防災体制の整備（計画担当）

災害発生時に迅速に対応できるように、職員の初動体制を整備します。

★根拠法令 水防法、品川区地域防災計画

1 初動体制の整備

（1）職員等緊急連絡システム

災害発生時に、職員の安否確認と速やかな参集を促進するため、緊急情報を電子メールと機械音声で区職員に一斉配信します。

（2）災害監視業務委託

首都直下地震や気象状況の急変など、緊急事象が夜間休日に発生した場合に備え、区職員が参集するまでの情報収集や応急対応を委託し、区の初動体制の強化を図ります。

（3）防災気象情報提供業務

気象に関する情報を職員向けに配信し、区が行う水防活動を支援します。

(4) 災害対策用無人航空機の運用

災害対策用無人航空機（以下、ドローン）により被災状況を迅速に把握する体制を整備しています。

①ドローンの運用

Web 会議システムを活用しドローン撮影映像がリアルタイムで災害対策本部に伝送可能です。訓練により運用体制の強化を引き続き図ります。

②ドローン操縦パイロット養成

令和 5 年度は国家資格である二等無人航空操縦士を 2 名、令和 6 年度は 1 名が取得しました。

引き続き職員の資格取得を進め、運用体制基盤の拡充を図ります。



無人航空機

(5) 緊急時連絡通信機器

災害時の情報伝達手段の確保のため、デジタル移動通信、携帯電話（スマートフォン）および I P 無線機を配備しています。なお、I P 無線機は、令和 4 年度に区民避難所・福祉避難所・一時滞在施設などに配備しました。

・デジタル移動通信

①基地局 1 局（災害対策本部）

②移動局 206 局（半固定局 94 局、車載型 3 局、携帯局 109 局）

・スマートフォン 52 台（令和 6 年度末）

・I P 無線機 242 台

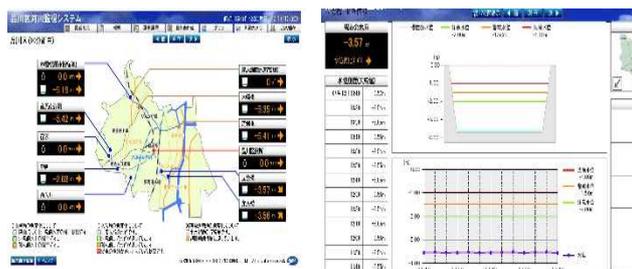
令和 7 年度は、総務省が提供する「公共安全モバイルシステム」や衛星通信が可能な「スターリンク」を使用したスマートフォンへの移行を検討していきます。

(6) 総合防災情報（河川監視・高層カメラ等）システム

総合防災情報システムは、①河川水位・雨量の監視、②地下道の浸水監視、③高層カメラによる駅周辺の監視など、総合的に防災情報を収集するシステムです。高層カメラは、ファミリー下神明（西品川 1-20-16）に 2 機を設置し、令和 2 年度には目黒駅・五反田駅周辺、令和 3 年度には荏原第六中学校に設置し、災害時における情報収集体制の強化を図りました。令和 6 年度は水位計・雨量計などの老朽化した部品の交換を実施しました。令和 11 年に完成する新庁舎への移転に向けて高層カメラ等の見直しを行っていきます。



情報収集用カメラ



河川監視システム

(7) 緊急地震速報装置

「震度」、「到達時間」などの地震速報を区立学校、保育園、幼稚園、地域センター、文化センター、図書館、シルバーセンター、児童センターなど区の主要施設に設置しています。(令和7年4月1日現在：180施設)

2 被災者生活再建支援システム

災害後の被災者の生活再建に関わるシステムです。令和4年度にクラウド化を図り、従来の専用端末に依存せず、迅速に罹災証明書を発行できる形式とし、早急な被災者の生活再建支援を実現します。令和6年度に品川区罹災証明書等交付要綱を制定し、システムを活用した発行マニュアルを作成しました。



システム画面



3 被災情報管理システム

災害発生時の区内の被害状況などを地図上や時系列の情報一覧に集約し、災害対策本部における情報の共有および迅速な判断を支援します。令和6年度にクラウド版への改修を行いました。システムと連携した防災ポータル(ホームページ)・アプリを令和7年度にリリースしました。



被災情報管理システムにおける被害状況図

* 令和7年度予算額 148,659千円

8. 災害時における情報収集および発信

(計画担当、啓発・支援担当、防災設備係)

防災情報通信体制を整備し、災害に関する区の情報迅速かつ正確に伝達します。

★根拠法令 災害対策基本法、国民保護法、品川区地域防災計画

1 全国瞬時警報システム(Jアラート)(計画担当)

緊急地震速報や弾道ミサイル情報などの緊急情報を、防災行政無線等を利用して区民へ知らせるシステムです。令和6年度は、3回の全国一斉情報伝達試験を行いました。(1件中止。)

令和7年度は、4回の全国一斉情報伝達試験を実施します。

(5月28日、8月20日、11月12日、令和8年2月6日)

<周知する緊急情報>

有事情報	弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、その他の国民保護情報
気象情報	各特別警報、緊急地震速報、大津波警報、津波警報、東海地震予知情報、東海地震注意情報 など

2 防災情報配信（啓発・支援担当、防災設備係、計画担当）

（1）防災情報配信管理システム（計画担当、防災設備係）

避難情報などの防災に関する情報発信を一元管理するシステムです。このシステムにより、複数の情報配信媒体（ホームページ、SNS、携帯電話エリアメールなど）に一括入力・配信が可能です。令和2年度に実施した防災行政無線放送との自動連携により、さらに迅速かつ正確な情報を配信します。

（2）防災タブレット（啓発・支援担当）

各防災区民組織本部長に配備し、各防災区民組織にて、平常時の情報共有と災害時の情報収集に活用します。

令和2年度に、より操作性の高い機種に更新しました。

<現在の配備先> 計 265 台

町会・自治会長など：224 台

区内各団体、庁内関係課など：41 台



防災タブレット

（3）防災行政無線

①防災行政無線設備

固定系無線局（防災設備係）

- ・親局 1局（災害対策本部）
- ・子局 365局（屋外子局 155局、戸別受信機 210局）

②品川区防災ラジオの販売（防災設備係）

区からの防災行政無線の緊急放送を、自動で受信・起動して聞くことのできる「品川区防災ラジオ」を令和4年度から区民向けに販売しています。

令和7年度に追加で1,000台製造を行います。

③防災行政無線確認ダイヤル（防災設備係）

防災行政無線等の情報に関する聞き逃しサービスである「防災行政無線確認ダイヤル」を防災行政無線の補完手段として活用を促進します。

* 令和7年度予算額 58,268千円

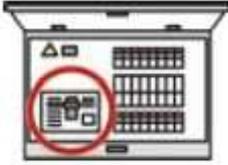
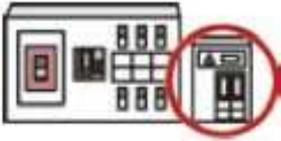
9. 初期消火体制強化・通電火災の抑制（防災設備係）

★根拠法令 災害対策基本法、品川区災害対策基本条例、品川区地域防災計画

1 感震ブレーカー補助

震災時の通電火災（電気に起因する火災）を抑制するため、平成28年度より木造住宅を対象に感震ブレーカー（分電盤タイプ）設置費用の一部を補助してきました。令和元年度より、感震ブレーカーのさらなる普及促進を図るため、既存の分電盤タイプの補助制度に加え、簡易タイプ（アース付コンセント接続型）を補助対象とし、「高齢者・障害者等世帯」に対する補助率を高めました。令和6年度からは補助対象地域を区内全域に拡大するとともに、補助額の増額を行っています。

(1) 感震ブレーカーのタイプ（補助対象）

種類	分電盤タイプ		簡易タイプ
	内蔵型	後付型	アース付コンセント型
			
特徴	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断	分電盤に感震機能を外付けするタイプ。センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断	アース付コンセントへ設置し、揺れを感知すると分電盤タイプと同じ仕組みでブレーカーを切って電気を遮断

※簡易タイプ（おもり玉・バネ式）は、防災用品のあっせんとして取り扱っています。

(2) 補助内容

対象機器	対象世帯	予定補助率（上限金額）
分電盤タイプ	一般	総費用の 5/6 （上限 8 万円）
	高齢者・障害者等	総費用の 7/8 （上限 10 万円）
簡易タイプ	一般	総費用の 10/10 （上限 3 万円）
	高齢者・障害者等	総費用の 10/10 （上限 3 万円）

(3) 補助対象地域

区内全域の木造住宅（約 54,000 件）

(4) 補助実績

単位:件

区分	平成28年～ 令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	累計
一般 (分電盤)	231	24	44	17	33	91	440
高齢者・ 障害者等 (分電盤)	87	49	45	29	64	115	389
一般 (簡易)	2	5	11	3	4	4	29
高齢者・ 障害者等 (簡易)	2	2	3	0	1	2	10
新築 (分電盤)	1	0	0	0	0		1
補助合計	323	80	103	49	102	212	869

2 初期消火体制の強化

木造住宅密集地域における延焼火災による被害の拡大をくい止めるため、初期消火体制の強化を図ります。



防火水槽鉄蓋

(1) 防火水利の整備

①防火水槽

学校・公園などの区有施設やマンションなどの民有地に防火水槽が設置されています。開発事業主に対して、40立方メートル以上の防火水槽の設置を指導しています。

②小型貯水槽（区設置・管理 5 m³ 143基）

区立公園や民有地に設置した、5立方メートルの震災対策用貯水槽を維持管理し、小型防災ポンプなどの水利として使用します。

(2) 街頭消火器

火災危険度の高い木造住宅密集地域の火災対応強化のため、街頭消火器の取替・点検を行っています。



街頭消火器

設置本数などの推移

単位:本

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置本数	6,366	6,457	6,570	6,576	6,562

取替・点検の実績

単位:本

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取替[老朽分]	727	767	815	777	676
機能点検委託	693	855	554	968	832

(3) 家庭用消火器のあっせん

区民による初期消火活動を徹底するため、「家庭用消火器購入助成要綱」および「家庭用消火器薬剤詰替幹旋事業実施要綱」に基づき、家庭用消火器設置の充実を図ります。

あっせん実績

単位:本

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
購入助成	452	530	486	395	602
詰め替えあっせん	7	12	10	17	9

火災使用充填実績

単位:本

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
火災使用充填	5	13	11	6	5

(4) 小学校・中学校・義務教育学校の消火ポンプ更新

発災時には区民避難所となり地域の防災拠点でもある小学校、中学校および義務教育学校に消火ポンプの配備を行い、教職員や地域の住民による消火能力の向上を図ります。平成28年度に、区内46校すべての配備が完了しました。今後は、配備されたポンプの保守と、10年程度経過した消火ポンプについて、



放水訓練の様子

順次入れ替えを行っていきます。なお、配備した学校の児童・生徒が総合防災訓練などに参加し、放水訓練を行っています。

* 令和7年度予算額 42,832千円

10. 避難者の生活環境の向上（避難体制係）

避難所運営の体制を平素から整備するとともに、災害時に必要な応急物資の確保および各避難所に対し物資を輸送する体制を整備します。また、在宅避難者への支援体制を確立します。

★根拠法令 品川区地域防災計画

1 避難者への対応

災害時、地域の避難拠点となる区立小中学校などに、区民避難所として必要な設備と災

害対策用備蓄物資を計画的に備蓄し、避難所機能の充実を図ります。また、平時に避難所連絡会議を開催し、避難所の開設や運営の手順、方策などを協議して円滑に避難所が運営できるように避難所毎にマニュアルを整備するとともに訓練を実施します。令和7年度は令和6年度に修正した避難所運営マニュアル(標準版)の各地区防災協議会総会での周知や、標準版に基づき各避難所マニュアルへの反映を進めます。また、区内一斉防災訓練にて各避難所運営マニュアルの検証・再検討を行います。

(1) 避難所運営

防災区民組織、施設管理者、区で構成する避難所連絡会議を開催し、避難所の開設・運営の手順を話し合い、避難所運営マニュアルに反映しています。また、その検証のため、訓練を実施しています。

単位：箇所

区分(実施避難所数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
避難所連絡会議	55	54	68	88	99
避難所訓練(区内一斉防災訓練を含む)	14	32	8	53	55

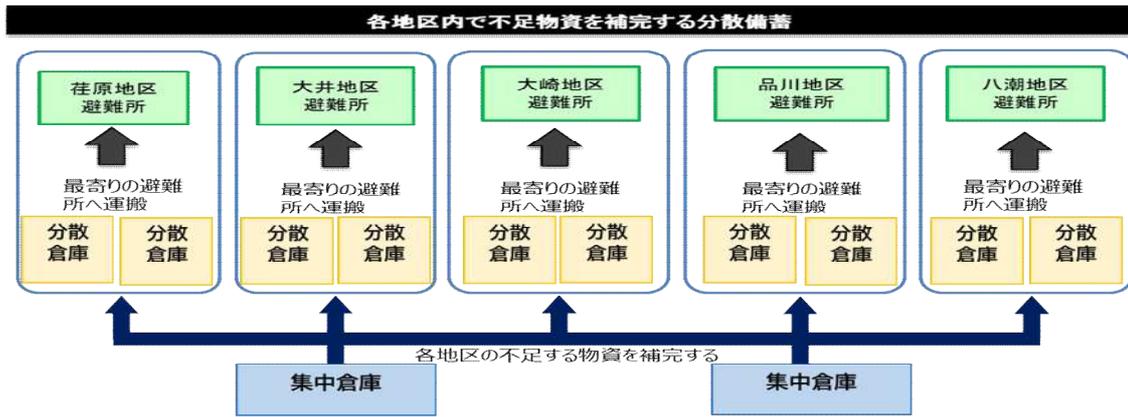
2 災害時応急物資確保

区では、災害時に区民避難所等に応急物資を迅速かつ効果的に供給するため、各避難所内の備蓄に加え、避難所周辺の倉庫に生活必需品等を分散備蓄するとともに、大型の備蓄品や数量が限定される備蓄品などは必要に応じて各避難所へ輸送できるよう大型倉庫に集中備蓄を行っています。さらに荷捌き機能を有している城南交易運輸倉庫は、物資滞留を防ぐ目的で国や他自治体等からの支援物資の一時保管も行います。その他にも、飲料水・生活用水などを確保するために設置したろ過機の維持管理を行っています。

(1) 主な区災害対策備蓄倉庫

名称	面積(m ²)	名称	面積(m ²)
○品川備蓄倉庫	233	大崎西口公園内備蓄倉庫	57
荏原備蓄倉庫	54	○しながわ中央公園内備蓄倉庫	416
中延備蓄倉庫	120	ゆたか教職員待機寮内備蓄倉庫	59
○八潮22号棟備蓄倉庫	231	東中みんなの広場内備蓄倉庫	27
○八潮38号棟備蓄倉庫	394	西五反田六丁目備蓄倉庫	57
大井備蓄倉庫	316	しながわ区民公園内備蓄倉庫	109
御殿山倉庫	101	目黒駅前備蓄倉庫	118
天王洲倉庫	186	西品川一丁目備蓄倉庫	260
都立大崎高等学校倉庫	20	旗の台三丁目防災倉庫	73
西大井倉庫(Jタワー内)	48	東品川職員待機寮内備蓄倉庫	23
大崎備蓄倉庫	180	伊藤職員待機寮内備蓄倉庫	196
八潮南備蓄倉庫	256	旧東品川清掃作業所備蓄倉庫	370
戸越備蓄倉庫	378	○城南交易運輸倉庫	330
荏原平塚備蓄倉庫	35	大井第三地域センター内備蓄倉庫	74
大井一丁目備蓄倉庫	77		
合計		29カ所	4,798 m ²

○：集中備蓄倉庫



集中備蓄と分散備蓄の考え方

(2) 備蓄品などの管理

区民避難所には、区立学校など52カ所を指定し、各避難所に備蓄品などを配備しています。備蓄倉庫が限られているため、原則1,000人分（一部の区民避難所は2,000人分）の食料品や生活用品を備蓄しており、その他にも鍋・カマドセットやソーラーパネル付ポータブル蓄電池、特設公衆電話などの資機材を備蓄しています。

(3) 多様な備蓄物資の拡充

令和7年度も引き続きスフィア基準等を踏まえた避難者の生活衛生環境改善のため、段ボールベッドや水循環型シャワーの備蓄を行います。水循環型シャワーについては、同製品を所有する自治体等で構成された広域互助ネットワークに参加し、災害時の相互応援体制を確立します。

また、避難者の衛生面のさらなる改善を行うため、ドライシャンプーや肌着の入れ替え等を実施し、必要な物資の拡充を図ります。

(イメージ)



段ボールベッド



水循環型シャワー



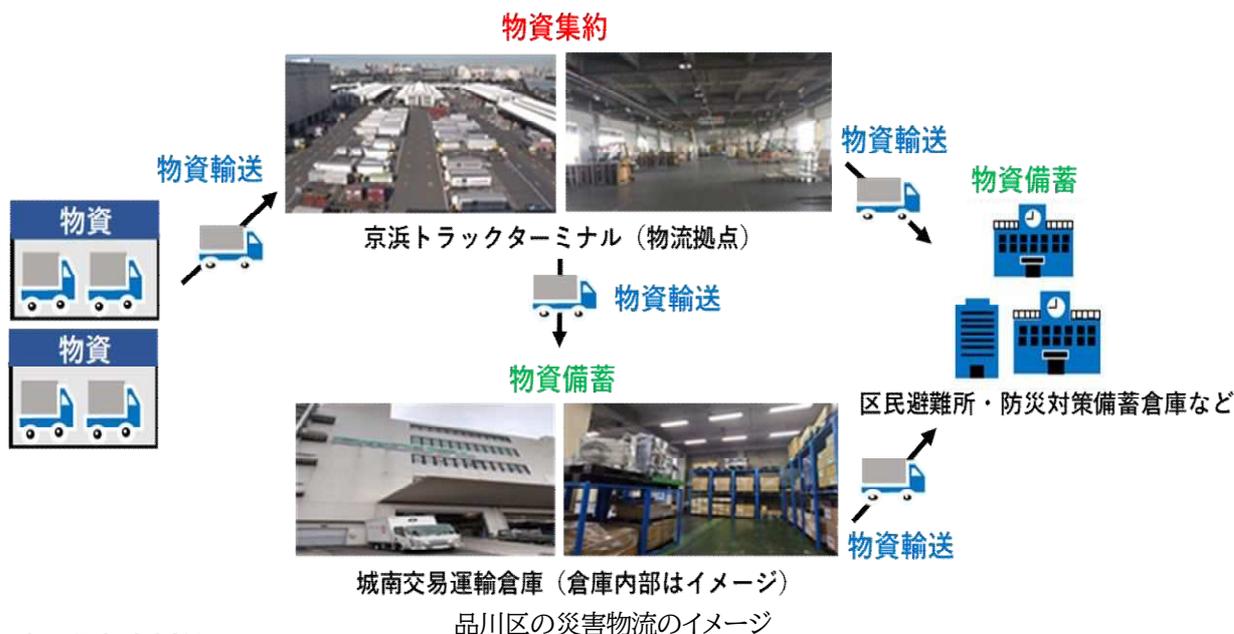
ドライシャンプー



肌着

(4) 備蓄物資輸送・倉庫管理体制の強化

災害時に必要な応急物資の確保・管理とともに物資の輸送体制整備を強化していきます。令和4年度は、物流事業者等と連携し、平時の物流拠点・備蓄物資輸送・倉庫管理を実施するとともに、発災時の物流体制を構築しました。令和5年度は、災害時における輸送体制の強化に向け、地域内輸送拠点である大井競馬場や京浜トラックターミナルの近隣に位置する大型の民間倉庫を借用し、支援物資が滞留しないように一時保管場所としても活用しています。令和6年度は、災害対策備蓄倉庫に物資の搬出・輸送が容易になるよう、台車やハンドフォークなどの必要な資機材等の整備・拡充を行いました。令和7年度は、分散備蓄と集中備蓄の概念を整理し、各物資の備蓄場所の配置検討を行います。



(5) 感染症対策

避難所における感染症対策のため、マスクや手指消毒液を備蓄しています。また、避難所運営のための感染症対策セットとして、非接触型温度計、フェイスシールド、ゴム手袋等の受付用品、泡ハンドソープ、ペーパータオル等のトイレ用衛生用品、除菌スプレー、雑巾などの除菌清掃用品を備蓄しています。

(6) 備蓄物資の現況

令和4年度に更新された東京都の新たな被害想定では、区内の避難所避難者数は最大で約9万人とされています。区と都の役割分担により、区は1日分、都は2日分の物資を確保しますが、区では令和6年度末時点で1日分の27万食(9万人×3食)を超える46万食(要配慮者用食料等、約1万食は含まず)の備蓄量を確保していることに加え、2日目以降の物資が道路の寸断等による受領遅延の可能性を考慮し、令和5年度末に都の物資21万食を災害対策備蓄倉庫に先行受領しました。

区の備蓄としては、避難所における生活環境の改善・向上を目指し、栄養バランスを考えた食品(野菜ジュース、レトルトカレー等)や要配慮者に配慮した食品(乳幼児・高齢者食品、低たんぱく米、液体ミルクやベビーフード等)の購入、毛布や間仕切り等の日用品の購入など、毎年多様な物資を検討し備蓄を進めています。令和6年度は、女性用下着や授乳服、おむつ処理袋など女性や子ども視点での備蓄を進めました。また、トイレトラックの導入に伴い、災害派遣トイレネットワークプロジェクトに参画し、区が被災した際の受援体制および被災地への支援体制を構築しました。

また、賞味期限や使用期限のある物資は、防災訓練等の啓発品や生活困窮者・子どもへの支援などに活用を行うことで廃棄ゼロを達成しています。防災備蓄の重要性を周知するとともに、区民ニーズを踏まえた備蓄物資の改善に向けて情報収集等を実施しています。



野菜ジュース



レトルトカレー



女性用下着



授乳服



間仕切り



トイレトラック運転席側



トイレトラック助手席側

主な備蓄物品（保存期間）	備蓄量
ビスケット（5年）	162,900食
アルファ化米（アレルギー対応含む）（5年）	305,000食
梅がゆ（高齢者等向け）（5年）	8,700食
低たんぱく米（要配慮者等向け）（5年）	1,400食
ベビーフード（7ヵ月・12ヵ月）（1年）	各2,088食
粉ミルク（1年半）	696缶
アレルギー用粉ミルク（1年半）	58缶
ミネラルウォーター（飲料水）（5年）（500ml）	261,000本
野菜ジュース（5年）	112,500缶
乳幼児・高齢者用食品（5年） ※	14,208袋
レトルトカレー（5年） ※	52,500食
毛布	143,000枚
携帯トイレ（15年）便袋タイプ	1,845,000回
ペーパー歯磨き（8年）	187,920包
間仕切り	2,600張

※令和8年度完備予定

（7）水の確保

飲料水について、区は発災時に約480万ℓ（約4,800m³）を供給する体制を整えています。

発災時には①区内の4箇所の給水施設の利用、②各避難所の受水槽の活用、③ペットボトル飲料水の提供、④消火栓および区民避難所の応急給水栓からの供給（上水道が無事な場合に限る）などにより安全な飲料水を確保します。

ろ過機の現況（令和6年度末現在）

種 別	保有台数
エンジン式ろ過機	9 台
手動式ろ過機	40 台
合 計	49 台



手動式ろ過機

※その他に給水機器2台有り

(8) 照明・電力・燃料の確保

発災時の照明、通信手段などの電力を確保するため、各区民避難所には非常用発電設備を備えており、年2回の点検を行っています。また、被災者の重要な情報収集手段であるスマートフォンなどを充電するため、ソーラーパネル付ポータブル蓄電池を、区民避難所をはじめとした区有施設へ配備し、加えて令和5年度からバッテリー式投光器を順次配備しています。また、令和6年度には東京都よりLPガス発電機が配備され、区ではガスボンベ40本等を含む、LPガス発電機10台を災害対策備蓄倉庫に備蓄しています。

種 別	区民避難所	災害対策備蓄倉庫	合計保有台数
ソーラーパネル付ポータブル蓄電池	52 台	10 台	62 台
バッテリー式投光器	40 台	5 台	45 台
ガソリン発電機	—	120 台	120 台
ディーゼル発電機	—	20 台	20 台
LP ガス発電機	—	10 台	10 台



バッテリー式投光器

* 令和7年度予算額 373,125千円

1 1. 避難所の設備等整備（防災設備係）

災害時における地域の避難拠点である避難所の設備等を整備するとともに、避難所運営体制を強化する。

★根拠法令 品川区地域防災計画

1 避難看板整備

日頃から周辺の災害種別に応じた避難施設について認識してもらうため、「しながわ防災マップ」の地図情報等を看板にして、令和5~7年度に52カ所の区内避難所に設置します。



訓練の様子



避難看板

2 震災対策用応急給水施設

所在地		保有水量
戸越公園	品川区豊町 2-1-30	1,500 m ³
しおじ公園	品川区八潮 5-6	1,500 m ³
林試の森公園	目黒区下目黒 5-37	1,500 m ³
所在地		保有水量
八潮高校	品川区東品川 3-27-22	100 m ³
合計		4,600 m ³

3 震災対策用井戸

所在地		日量
戸越公園	品川区豊町 2-1-30	約 170 m ³
荏原第一中学校	品川区荏原 1-24-30	約 260 m ³
西大井広場公園	品川区西大井 1-4-10	約 250 m ³
合計		約 680 m ³

* 令和7年度予算額 24,854千円

12. 駅周辺帰宅困難者対策の推進（避難体制係）

1 帰宅困難者対策の整備

(1) 駅周辺帰宅困難者対策協議会の運営

災害時に発生するターミナル駅周辺の滞留者および帰宅困難者ならびに帰宅支援対象道路沿線の徒歩帰宅者を支援するため、地域の住民、事業所、各種団体および防災関係機関が対策・体制を検討するための協議会を設置し、滞留者支援ルールの作成や防災訓練を実施します。区は、協議会の運営支援を行います。

令和6年度は事前学習訓練、活動場所立ち上げ訓練、活動備品持ち出し訓練や、LINEWORKS および都オペレーションシステムを活用した情報共有ツールの確認訓練などを実施し、滞留者支援ルールの更新を行い、帰宅困難者対策への理解と協議会の連携を強化しました。令和7年度は、引き続き各種訓練を実施し、協議会の運営支援と体制強化を図ります。



実働訓練【目黒駅協議会】

協議会名 (設立年月)	地域特性	構成員数
国道15号徒歩帰宅者支援対策協議会 (平成25年12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・国道15号は、都心と川崎市・横浜市内とを結ぶ道路であり、区内では、新八ツ山橋交差点～大森海岸駅前交差点の区間（京浜急行線と並行）である。 ・災害発生時における帰宅支援対象道路（東京都が定めた幹線道路16路線）に指定され、多くの徒歩帰宅者の発生が懸念される。 	構成員：47団体 (関係行政機関：14機関含む)
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会 (平成25年5月)	<ul style="list-style-type: none"> ・JR山手線、東急目黒線、東京メトロ南北線、都営地下鉄三田線の4路線が通る地域である。 ・商業施設や集客施設、事業所等が集積しており、買い物客や従業員の利用が多い地域である。 ・幅の広い幹線道路が通っているが、交通量が多く、車・歩行者ともに混雑が予想される。 	構成員：33団体 (関係行政機関：12機関含む)
大井町駅周辺帰宅困難者対策協議会 (平成27年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・JR京浜東北線、東急大井町線、りんかい線の3路線が通る地域である。 ・乗換駅としての通勤・通学客、地域の買い物客の利用が多い地域である。 ・東日本大震災時は、多くの帰宅困難者が発生した。 	構成員：31団体 (関係行政機関：7機関含む)
大崎駅周辺帰宅困難者対策協議会 (平成30年7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・JR線（山手線・埼京線・湘南新宿ライン）、りんかい線の4路線が通る地域である。 ・大崎駅西口バスターミナルの整備により、駅周辺地域の利便性が向上した。 ・再開発が進み「にぎわいのある街」へと変化し企業が多く立地。協議会に多数の企業が参画している。 	構成員：43団体 (関係行政機関：7機関含む)
五反田駅周辺帰宅困難者対策協議会 (平成30年8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東日本（山手線）、東急電鉄（東急池上線）、都営地下鉄（浅草線）の3路線が通る地域である。 ・飲食店・商業ビル・事業所ビルを中心とした街並みが駅周辺に高密度に形成され、山手線と交差して帰宅支援道路である国道1号（桜田通り）が通る。 	構成員：35団体 (関係行政機関：7機関含む)

協議会名 (設立年月)	地域特性	構成員数
大崎駅周辺地域 都市再生緊急整 備協議会 (平成29年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・大崎・五反田駅周辺の地域は「大崎駅周辺地域都市再生緊急整備地域」に指定されており、都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画を策定する際に設置される。 ・計画策定後は、大崎・五反田駅それぞれで「駅周辺帰宅困難者対策協議会」を設置する。 	構成員：25 機関・団体 (計画部会)

(2) 都市再生安全確保計画およびエリア防災計画の修正

帰宅困難者対策協議会の活動の基となる計画を、平成27年度～30年度に作成しましたが、東京都の被害想定の変更（令和4年度）やパーソントリップ調査の更新（平成30年度）、区内の再開発の進展等を受け、令和6年度より各計画の修正を順次行っています。令和6年度は大崎駅周辺地域の基礎調査を行い、大崎駅周辺地域都市再生安全確保計画の修正素案を作成しました。令和7年度は大崎駅周辺地域緊急整備協議会の計画部会を開催し修正素案の議決を図るとともに目黒駅周辺地域の基礎調査と目黒駅周辺地域エリア防災計画の修正素案の作成を行います。

(3) 一時滞在施設の拡充

災害発生時、区内で約23万人の帰宅困難者が発生するとされ、そのうち観光や買い物などで区内を訪れていた、行き場のない帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の拡充を推進します。今後も区内の民間事業者と災害時協力協定を締結し、一時滞在施設の拡充を進めます。

一時滞在施設数 (令和7年3月31日現在)		
区有施設	区内都立施設	民間施設
9 施設	7 施設	50 施設

2 一時滞在施設・帰宅困難者用備蓄物資の確保

災害時、帰宅困難者が一時滞在施設に滞在する際に必要な物を購入・管理しています。各一時滞在施設の受入れ人数に応じて3日分の食糧、飲料水、毛布、簡易トイレなどを保管しています。令和元年度からは主要駅（目黒・五反田・大崎・大井町）においてスマートフォンなどの充電ができるよう、蓄電池を駅周辺の備蓄倉庫に保管しています。また、配慮を要する帰宅困難者のために、令和5年度より乳幼児向けの備蓄物資として、粉ミルクや哺乳ボトル、紙おむつの配備を進めています。加えて令和6年度よりおりものシートとベビーフードの配備を進めています。

また、すでに備蓄している毛布をリパック（クリーニング後、約45%の体積に圧縮して袋づめ）することで、保管スペースの拡充を図っています。



ポータブル蓄電池

* 令和7年度予算額 68,397千円

13. 災害への対応（計画担当、啓発・支援担当）

1 災害対策本部などの対応状況（計画担当）

令和6年度 災害対策本部などの対応状況

発生日	内容	配備人員	被害	備考
6月2日	大雨	23名	浸水被害	大雨・洪水警報
6月3日	大雨	23名	-	大雨警報
7月6日	大雨	25名	浸水被害	大雨警報
7月21日	大雨	24名	浸水被害、冠水被害	大雨・洪水警報
7月31日	大雨	23名	-	大雨警報
8月7日	大雨	25名	-	大雨・洪水警報
8月15・16日	台風	136名	-	大雨警報
8月21日	大雨	50名	浸水被害、冠水被害	大雨・洪水警報
8月29日 ～9月2日	台風	128名	-	洪水警報
計	9回	457名		

2 弔慰金・見舞金の支給（啓発・支援担当）

災害救助法の適用にならない小規模な火災、水害などにより、被災した区内の世帯または事業所に対して「品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱」に基づき、被害に応じて見舞金と見舞品を支給、死亡者がある時はその遺族に対し弔慰金を支給します。

また、区民が火災等により自宅に居住することができず、身寄りがない場合で、宿泊施設に宿泊するときは、宿泊に要する費用を1泊当たり1万円を上限として2泊分を基本に実費分を支給します。

執行実績

単位：世帯

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
火災	見舞金	単身世帯	5	13	8	15	4
		普通世帯	3	15	5	13	7
		合計	8(11人)	28(48人)	13(24人)	28(50人)	11(26人)
	弔慰金(人)	2人	6人	2人	1人	2人	
	宿泊				18(29人)	7(10人)	
水害	床上	単身世帯	0	0	0	0	3
		普通世帯	0	0	0	3	1
		事務所	0	2	0	3	2
	床下浸水	0	0	0	13	0	
	半壊	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	19	6	
	その他認めるもの				7	1	
決算金額(円)		290,000	1,060,000	470,000	1,840,800	833,820	

* 令和7年度予算額 3,074千円

14. 関係機関との連携（計画担当）

★根拠法令 自衛隊法第97条、地方自治法第148条、品川区地域防災計画

1 災害時協力協定（計画担当）

事業者や団体などが有する専門技術や施設を、災害時に区の応急活動に提供いただくことを定める災害時協力協定の新規締結を進め、災害時の応急活動体制の強化を図ります。

単位：件

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規協定締結数	6	12	8	9	13

分野別協定締結数

（令和6年度末）

単位：件

分野	主な内容	協定数
医療救護	医療などの応急救護活動、医薬品の供給	8
物資供給	飲料水、食料、生活物資、石油、プロパンガスなどの供給	28
緊急輸送	協力隊の出動、車両供給、応急救護物資、要員輸送	6
避難収容	補完避難所、福祉避難所、一時待機場所（津波避難施設含む）、一時滞在施設の提供など	103
災害広報	警報、地震予知情報の伝達、避難勧告・指示などの伝達、避難者の救難・救助、交通規制・緊急輸送に関する広報の実施	3
施設等復旧	区立施設、道路、橋りょうの応急補修、応急仮設住宅の建設、路上障害物の除去など	14
相互援助	飲料水、食糧品の供給、被災者の一時受入れ、建築資材・仮設住宅用地の供給、職員の派遣、資器材の供給、災害時トイレネットワークなど （相互支援対象自治体：93区市町村）	14
役務提供	従業員の派遣、避難所運営補助など	8
その他	郵便差出箱の設置、し尿処理、情報連絡員派遣、標識の設置、棧橋の使用、ボランティアセンターなど	29
分野別 協定締結数（A）		213
分野が重複する協定数（B）		7
協定締結数（A-B）		206



東京司法書士会との協定締結式（令和7年3月12日）

2 自衛官募集事務

自衛隊法第97条に基づき、自衛官募集に関する事務の一部を行います。

(1) 自衛官募集

品川区在住の応募・入隊状況

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
応募者数	63	41	121	70	92
入隊者数	24	13	13	5	17

(2) 自衛官募集に関する広報

①令和6年度広報しながわ掲載状況

7月1日号、8月1日号、9月1日号、11月1日号、3月11日号(5回)

②令和7年度の掲載予定

4月1日号、7月1日号、8月1日号、10月1日号、3月11日号(5回)

* 令和7年度予算額 23千円

15. 災害復旧特別会計（計画担当）

災害発生直後に区民の生命・財産を守るため、迅速な災害救助・復旧体制を確立するにあたり、災害復旧基金繰入金を財源とする「品川区災害復旧特別会計」を設置し、財政的な備えを確保しています。

★根拠法令 災害対策基本法、品川区地域防災計画

* 令和7年度予算額 1,500,000千円

グリーンスローモビリティ（地域交通政策課）



子ども青空農園（公園課）



防災ダンス（防災課）



西五反田公園（公園課）



品川区防災まちづくり部
令和7年5月発行

東京都品川区広町2-1-36
電話03(3777)1111(代)

